

官報 号外

平成二十一年五月二十七日

○第百七十一回国会 参議院会議録第二十四号

平成二十一年五月二十七日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十四号

平成二十一年五月二十七日

午前十時開議

第一 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

一、北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案(西岡武夫君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)

一、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案 趣旨説明
以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。この際、お諮りいたします。

浅野勝人君から裁判官弾劾裁判所裁判員を辞任いたしたいとの申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(江田五月君) この際、欠員となりました裁判官弾劾裁判所裁判員一名の選挙を行います。つきましては、本選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に若林正俊君を指名いたします。

○議長(江田五月君) この際、お諮りいたします。西岡武夫君外七名発議に係る北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。よって、本決議案を議題といたします。まず、発議者の趣旨説明を求めます。西岡武夫君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔西岡武夫君登壇、拍手〕

○西岡武夫君 ただいま議題となりました民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党、公明党及び改革クラブの各派共同提案に係る決議案につきまして、発議者を代表し、提案申し上げます。案文を朗読いたします。

北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案

五月二十五日、北朝鮮は、国連決議や六者会合共同声明、更には日朝平壤宣言に明確に反して、二回目の核実験を強行した。

この暴挙は、先般のミサイル発射と並び、我が国を含む地域の平和と安定を脅かすものであり、我が国政府は、国際社会と連携しつつ、我が国の安全を確保すべく万全の措置を講ずるべきである。

同時に、度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国の我が国としては、決して容認できるものではない。特に、最近の核廃絶の気運の高まりに逆行するものである。北朝鮮に対し、これまでの諸合意に従い、すべての核を放棄し、国際社会の査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むよう要求する。

政府は、北朝鮮に対して制裁を強めるなど断固たる措置をとるとともに、国家主権並びに基本的な人権・人道にも関わる極めて重大な拉致問題、核、ミサイル等、北朝鮮との諸懸案を解決すべく、国際社会と連携し、積極的な外交を推進すべきである。

右決議する。
以上であります。
何とぞ皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十四
賛成	二百三十四
反対	〇

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言を求められました。麻生内閣総理大臣。

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣麻生太郎君 ただいまの御決議に對しまして所信を申し述べます。

一昨日の北朝鮮による核実験実施の発表は、弾道ミサイル能力の増強と相まって我が国の安全に

対する重大な脅威であり、北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく害するものとして断じて容認できません。

また、北朝鮮による核実験実施の発表は、世界的な核軍縮の気運の高まりを大きく損なうものでもあります。北朝鮮に対して厳重に抗議し、断固として非難します。

このような行為は、国連安保理決議第一七八号に対する明確な違反であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合共同声明にも違反し、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であります。

政府としては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体し、同盟国である米国を始めとする関係国と連携しつつ、我が国の安全保障及び国民の安全の確保に引き続き万全を期するとともに、今後の必要な施策について早急に検討を進めます。

その上で、北朝鮮の核放棄の実現に向け努力する考えであります。

さらに、政府は、国際的な核軍縮、不拡散体制の強化のため、決意を新たに、現実的かつ着実に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(江田五月君) この際、日程に追加して、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。金子国務大臣。

(国務大臣金子一義君登壇、拍手)

○国務大臣(金子一義君) 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案について、その趣

旨を御説明申し上げます。

海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済及び国民生活にとって、海上を航行する船舶の安全の確保は極めて重要であります。近年発生している海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威となっております。

公海等における海賊行為については、国連海洋法条約において、すべての国が最大限に可能な範囲でその抑止に協力するとされているとともに、関係者や関係船舶の国籍を問わず、いずれの国も管轄権を行使することが認められております。

このような状況及び国連海洋法条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切な効果的な対処について法整備をすることが喫緊の課題であり、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、船舶に乗り組み又は乗船した者が、私的目的地、公海又は我が国領海等において行う航行中の他の船舶の強取・運航支配、船舶内の財物の強取、船舶内にある者の略取、人質による強要等の行為を海賊行為と定義しております。

第二に、海賊行為をした者につき、その危険性、悪質性に応じて処罰することとしております。

第三に、海賊行為への対処は、海上保安庁が必要措置を実施するものとし、海上保安官等は、海上保安庁法において準用する警察官職務執行法第七条の規定による武器の使用のほか、他の船舶への著しい接近等の海賊行為を制止して停船させ

るため他に手段がない場合においても、武器を使用することができることとしております。

第四に、防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て海賊対処行動を命ずることができるものとし、当該承認を受けようとするときは、原則として、対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならぬこととするとともに、内閣総理大臣は、国会に所要の報告をしなければならないこととしております。

第五に、海賊対処行動を命ぜられた自衛官につき、海上保安庁法の所要の規定、武器の使用に関する警察官職務執行法第七条の規定、及び他の船舶への著しい接近等の海賊行為を制止して停船させるための武器の使用に係るこの法律の規定を準用することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定を整備することとしております。

以上が海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。風間直樹君。

(風間直樹君登壇、拍手)

○風間直樹君 民主党・新緑風会・国民新・日本の風間直樹です。会派を代表し、議題となりました海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案に関し、質問を行います。

まず、本題に入る前に、二十五日に行われた北朝鮮の核実験に關しお尋ねをいたします。今回の実験は許されざるものであり、我が国は北朝鮮の核開発を断固阻止せねばなりません。

報道によると、核実験に際し、初めて米軍からの情報提供がなく、また、アメリカ国務省は日本に事前連絡をしたとのことですが、中曽根外相はこれを否定、その後、外務省報道官が外相発言を北朝鮮からの通知を念頭に置いていたと更に否定。一体何が事実なのでしょう。日米間で情報の伝達と共有ができていないのか危惧せざるを得ません。日米同盟の運用実態が危ぶまれます。

総理、米国からの事前連絡の有無を責任を持ってお答えください。

また、韓国は数日前から実験の兆候をつかんでいたと伝えられていますが、韓国から何らかの連絡はあったのでしょうか。

日本、米国、韓国の連携が進まず、安保理新決議の作成と制裁実施に向け日米韓三か国に北の核保有阻止についての判断の相違が生じれば、制裁の実効性を損ないます。三か国連携の実態と核保有に対する米韓の認識について、外務大臣にお尋ねします。

また、報道によれば、日本政府は昨日、新決議案の作成を終えたこととされ、高須幸雄国連大使は、決議違反に効果的な対応を取らなければ安保理の威信を傷つける、近く決議案を提出すると述べています。政府はいかなる制裁内容とするお考えか、お尋ねします。

ところで、実験当日、外務大臣はASEM外相会合出席のためベトナムに滞在しておられました。会合出席を続けるか、あるいは帰国し対応の陣頭指揮に当たるかの選択に際し、会合出席を選ばれた理由をお答えください。

また、安保理で採択される決議には、二〇〇六年採択の一七八号同様、北朝鮮関係船舶の臨検が盛り込まれる可能性があります。日本の現行

法制では周辺事態に認定しなければ臨検ができないため、根拠法を制定するべきだという考え方もあります。総理の御所見をお尋ねいたします。

では、本題に入ります。

私は、海賊行為に対処する法律は極めて重要だと考えております。現在、日本の海運会社はアデン湾の海賊行為のために多くの経費を強いられておりますが、貿易立国である我が国にあって海上交易ルートの安全を図ることは不可欠であります。

本法案は、海賊行為という犯罪を取り締まる司法警察活動を行うため、海上自衛隊艦船を遠洋に派遣する内容です。この法案の下、海賊対処を命じられる海上自衛隊は、警告射撃を許すこともあり、武器の使用を伴う可能性が高くなります。しかし、自衛隊が海外で武器を使用した例はこれまでにありません。

民主党は、海賊対処にはまず海上保安庁が主体的に対応し、それが困難な場合には、総理が本部長を務める対処本部を設け、自衛隊派遣を行うべきと考えています。そして、自衛隊が海賊対処に携わる場合、我々国会議員は次の三点を十分に考慮すべきと考えます。第一に、武器を所持する自衛隊組織の本質を十分に見極めていくか。第二に、自衛隊の活動を国民の意思に沿ったものとする制度上の担保が備わっているか。そして第三に、現場で遭遇する様々な局面に隊員が合法的に対処することができえるか。

私はこうした認識に立ち、衆議院審議において明らかにした問題点に関し、以下お尋ねいたします。

まず、我々民主党が政府案に懸念を抱く最大の理由は、自衛隊派遣にかかわる国会関与の問題で

す。法案第七条三項では、海上自衛隊に海賊対処行動が発令された場合、政府は国会に対して事前承認を求める必要はなく、単に報告を行うのみとされています。総理、これはいかがなものでしょうか。

総理は、衆議院審議において国会報告にとどめた理由を問われ、次のように答弁されています。海賊に対しては軍艦がそこに存在するだけで抑止力になり得るのではないかと、よって基本的には海上警備行動というもので対応できると考えている。ただ、日本国籍以外の船舶から救助を求められた場合のために本法案を提出したと。つまり、総理は、海上自衛隊が海賊に対し武器を使用する可能性を極めて楽観的に認識されているようです。

そもそも、政府がこの法案を提出されたのはなぜか。突き詰めれば、海上警備行動に基づく警備法に準じた自衛隊の武器使用基準では、自衛隊が重武装の海賊に対しその任務を全うできる保証はないと考えたからではないでしょうか。ソマリア沖における海賊重武装の現実を受けて取りまとめられた法案内容、一方で武器使用の可能性はほとんどないという総理の楽天的な御認識、この両者の矛盾は深く大きく、そして危ういと言わざるを得ません。総理、防衛大臣、武器使用の可能性についての明快な御見解を求めます。

さて、我が国会は、武器を所持し、他者に意志を強制し得るという自衛隊の本質にかんがみ、これまでその活動に様々な制約を課してまいりました。それらを一覧すれば、自衛隊が武器を使用する可能性とその活動が国民の権利を制約する可能性に依りて国会関与の程度が決められていることが分かります。以下、順を追って指摘いたします。

す。

まず、自衛隊の防衛出動の場合。これは武器使用の可能性が高く、国民の権利を制約する可能性も高いため、事前の国会承認が定められています。次に、治安出動の場合。武器使用の可能性は高くありませんが、国民の権利を制約する可能性は高いので、国会の事後承認となっています。さらに、PKOの場合。国民の権利を制約する可能性はありませんが、武器使用の可能性は若干あるため、国会への報告のみ。次に、二〇〇二年に凍結解除されたPKFの場合は、部隊が休戦直後の現場にも立つことから武器使用の可能性が高くなるので、国会の事前承認。そして、武力攻撃事態と周辺事態の場合。いずれも武器使用、国民の権利を制約する可能性共に高いため、厳格な国会事前承認の手続が規定されています。

さて、このように見た場合、海賊対処行動の場合には国会関与の程度をどう考えるべきなのでしょう。武器使用の可能性が極めて高い今回のケースは、PKFの事例に準ずるべきと思われませんが、果たして報告と事前承認のどちらがふさわしいのでしょうか。

軍の活動に対する議会関与は、民主主義国においてはいずれも真摯な議論の対象となつています。例えば韓国では、憲法で国軍の外国派遣に対する国会の同意権を定め、今回のソマリア沖派遣でも、派遣部隊の規模、所要費用、期間を始め、海賊の奇襲攻撃を想定した交戦規則の整備に至るまで広範囲に及ぶ議論が国会で交わされています。その結果、同意案は賛成多数で可決されました。

同僚議員の皆様は訴えます。恒久法の下、海上自衛隊による海賊対処行動が

長期にわたって行われれば、将来、日本人船員が海賊に拉致されるなどの事件が発生し、自衛隊が予想外の危機に遭遇するおそれは否定できません。それでは隊員の合法的活動基盤は脆弱になります。よって、国会は、派遣の都度海賊対処行動の内容を精査し、不測の事態発生に備えなければなりません。したがって、私は、本法案を修正し、国会事前承認を規定する必要性を強く呼びかけたいと思います。

さきに挙げた各法律で国会の事前承認が政府原案の段階から規定されていたものは、武力攻撃事態法とイラク特措法のみでした。その他の国会承認はすべて法案修正により国会の意思を反映させたものであります。本院で協議し、意思形成し、修正を図るうではありませんか。総理大臣並びに防衛大臣にも御見解をお尋ねします。

さて、現在、参議院議員のうち、昭和二十年以前に生まれた方は七十二名、二十一年以降に生まれた方は百七十名です。この本会議場でも戦後生まれの国会議員が多数となりました。ちなみに、最年長は昭和三年生まれの草川昭三議員、続いて昭和八年の亀井郁夫議員。一方、最年少は川田龍平、外山清、吉川沙織の各議員でいらつしやいます。私の計算に間違いがなければ、草川議員は終戦当時十七歳、亀井議員は十一歳でいらつしやいました。シビリアンコントロールと国会関与、いずれの制約もなかった戦前の軍の暴走を知る方が少なくなれたということは、留意されている事実かと思えます。

ところで、海賊対処においては、船舶保護の目的に照らし、海自、海保の艦船行動の効率性も重視しなければなりません。私は、国会事前承認の

必要性を訴えると同時に、議員として迅速な海賊対処を可能にすることにも十分留意し、法の制定と運用を行わなければならないと確信いたします。

さて、海上において常に海賊船の見分けが付くとは限りません。そこで、海賊行為認定前の武器使用の可能性についてお尋ねします。

本法案成立後、商船に付きまとう船に艦船隊員が乗り込み、検査を行って単なる漁船だと分かった場合、事前に行った警告射撃や船体射撃はさかのぼって違法と判断されるのでしょうか。明確な御答弁を防衛大臣にお願いたします。

続いて、艦船等が航行中に海賊行為に出会う、いわゆる遭遇型海賊への対処について取り上げます。

本法案では、七条二項ただし書により、海上自衛隊が遭遇した際は、防衛大臣は必要となる行動の概要を総理に通知すれば足りるとされていきます。この報告は対処前に行われるのでしょうか、それとも対処後に行われるのでしょうか。総理にお尋ねいたします。

最後に申し上げます。

民主党案と政府案の最大の相違は、国会関与規定にほかなりません。海賊対処上、自衛隊でなければできない任務があるならば、国会で議論し、承認の是非を決定すべきです。議論を通して国民に包み隠さず根拠を示すことが国会の責務であります。その過程において、自衛隊の任務、規模、費用や派遣期間などがより明らかになるでしょう。さらに、それは危険を顧みず現地に赴く隊員の活動を国民が見守る契機ともなります。衆議院では加えられなかった国会事前承認規定を本院で

特に検討し、法案を改善しようではありませんか。そこに国会二院制の意義が発揮されると信じます。

以上をもちまして、私の代表質問を終わります。

なお、政府の答弁が十分である場合は、再質問をさせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 風間議員の質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、北朝鮮の核実験と米国からの情報提供についてのお尋ねがあつておりました。

日米間では平素より緊密に情報交換、政策調整というのを行っておりますが、具体的なやり取り、その内容等につきましては、米国との関係もあり、明らかにすることは差し控えていただいております。

いずれにせよ、昨日の私とオバマ大統領との電話会談の内容を含めて、国連安保理における対応を含め、日米間で緊密に連携していくことを確認したところであります。また、大統領からは、核の傘を含む米国の拡大抑止に関するコミットメントが改めて表明をされたところでもあります。

諸懸案の解決に向けて、引き続き米国と緊密に連携をしていく考えであります。

北朝鮮の核実験に関して、同じく韓国との情報共有についてのお尋ねがあつております。

北朝鮮問題を含め、日韓間では平素より緊密な情報交換、政策調整を行っております。具体的なやり取りについては、米国と同様、韓国との関係もあり、明らかにすることは差し控えます。

いずれにせよ、二十五日の李明博大統領との電

話会談で確認をしており、引き続き韓国との間でも緊密に連携しつつ対応していく考えであります。

安保理決議に臨検が盛り込まれた場合の根拠法についてのお尋ねがあつておりました。

北朝鮮の核実験公表を受けての対応につきましては、現在、国連安保理で協議中であることから、仮定の前提に立つて今後の日本の具体的な対応について予断を持つてお答えをすることとは差し控えます。

今般の北朝鮮の行動は、安保理決議第一七八号への明確な違反であるとともに、核不拡散体制に対する重大な挑戦でもあります。日本としては、まずは強い決議を目指して、安保理での作業に積極的かつ主体的に参加をしていきたいと考えております。

海賊対処法案に基づく武器使用の可能性についてのお尋ねがあつておりました。

海上自衛隊による民間船舶の護衛活動は、海賊行為を抑止し、又は海賊を退散させる上で非常に効果があると考えております。海賊対処における武器使用につきましては、個別具体的な状況に依りて、武器使用の基準に照らして適切に判断されるものと考えております。

国会の関与と法案修正の必要についてのお尋ねがありました。

海賊行為への対処は警察活動であるため、海上警備行動と同様に国会の事前承認に関する規定を設けなかったものであります。他方、本法案では、内閣総理大臣が海賊対処行動を承認したときには、行動の必要性、区域、期間などを定めた対処要項の内容を遅滞なく国会に報告することとい

たしております。海賊対処行動では自衛隊を的確な文民統制の下で運用することが求められておりますのは当然です。これらの報告により、国会への説明責任を十分に果たすことができると考えております。

政府としては、現在の法案が最善のものと考えておりますが、法案審議に際して建設的な御意見があれば真摯に対応してまいりたいと考えております。

海賊対処法第七条第二項ただし書に規定する通知についてのお尋ねがありました。

本法案は、現に行われている海賊行為に対処するために急を要するときには、防衛大臣は内閣総理大臣の承認を得るに当たり、必要となる行動の概要を内閣総理大臣に通知すれば足りることとしております。したがいまして、これは対処を実施する前に行われることとなります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣中曾根弘文君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根弘文君) 日米韓三か国の連携と北朝鮮の核保有に関する認識についてのお尋ねがございました。

二十五日、北朝鮮は核実験を実施した旨発表いたしましたけれども、私は同日、出張先のハノイにおきまして柳明桓外交通商部長官と会談するとともに、クリントン国務長官との間でも電話会談を行いました。さらに、麻生総理も、二十五日に李明博大統領、二十六日にオバマ大統領とそれぞれ電話会談を行いました。これらの会談を通じて、国連安保理での対応を含め、日米、日米韓で緊密に連携して対処していくことを確認した

ところでございます。

また、日米韓三か国は、北朝鮮の核保有を認めることはできず、北朝鮮によるすべての核兵器及び既存の核計画の放棄の実現を目指すとの立場を共有しているものと理解をしております。

我が国といたしましては、引き続き北朝鮮をめぐる諸懸案の解決に向け、米国や韓国を始めとする関係国と緊密に連携しながら、最大限の努力を行っていく考えであります。

北朝鮮の核実験に関する安保理での新たな決議案の内容についてのお尋ねがございました。

今回の北朝鮮の行為は、国連安保理決議第一七八号に明確に違反するものであるとともに、核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、強い安保理決議を迅速に採択をして国際社会の意思を明確にすることが不可欠であります。

ニューヨークでは日本時間の昨晩から主要関係国による打合せが始まりましたけれども、安保理としての具体的な決議の内容につきましては今後安保理において議論が行われますが、我が国は、米国、韓国などの関係国と緊密に連携しつつ、安保理の作業に積極的かつ主体的に参加をしてまいります。

私のASEM外相会合出席についてお尋ねがありました。

私のハノイ滞在中、北朝鮮が核実験の実施を公表いたしましたけれども、これは我が国を含む北東アジア、ひいては国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、断じて容認し得ません。

私は、今般の北朝鮮による核実験の公表がありましたものの、当初の予定どおりハノイに滞在をし、ASEM外相会合に参加をして、各国外相等

に対し直接このような我が国の立場を説明をいたしました。そして、全体会議で演説をいたしました。ASEMとして今回の北朝鮮の行動に対し強いメッセージを出すべく働きかけを行ったところでございます。その結果、アジア及び欧州の参加国が一致して北朝鮮を非難し、安保理決議の遵守、六者会合への復帰、そして人道上の懸念への対処を求める強いメッセージを発出することができました。

安保理理事国を含むアジア、欧州の四十か国以上の国と組織が参加しているこの会議で我が国の立場と考えを表明をし、そして各国の理解を得るとともに、独立した議長声明として強いメッセージを出すことができましたことは、私は非常に意義あることであり、重要な成果であったと、そういうふうにも思っております。

なお、私の出張中は河村官房長官が外務大臣事務代理を務め、遺漏なきように万全を期しております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣浜田靖一君登壇、拍手)

○国務大臣(浜田靖一君) 風間議員にお答えいたします。

まず、海賊対処法案に基づく武器使用の可能性についてお尋ねがございました。

総理がお答えしたとおり、海上自衛隊による民間船舶の護衛活動は、海賊行為を抑止し、また海賊を退散させる上で非常に効果的だと考えております。防衛省としては、万が一武器使用が必要となった場合に備え、現場が困らないよう本法案に基づく武器使用の基準を部隊にしっかりと示したと考えております。

次に、国会の関与と法案修正の必要性についてお尋ねがございました。

総理がお答えしたとおり、海賊行為への対処は、警察活動であり、当然に国会の事前承認が必要となるものではありません。一方、本法案に基づく海賊対処行動については、自衛隊が長期間にわたり海外で活動することが想定され、自衛隊をよりの確な文民統制の下で運用することが求められていることから、国会への報告が規定されているものであります。政府としては、現在の法案が最善のものと考えております。

最後に、武器使用の合法性についてお尋ねがございました。

海賊対処法案第六条に規定する船体射撃は、船舶への接近、付きまとい等の海賊行為を行っていることを認定して行われるものですが、どのような行為が本法案による対処の対象となる海賊行為に該当するかについては、本法案の規定に基づいて合理的に判断することができものです。仮に海賊行為であると合理的に判断して対処した事案について、事後これと異なる主張等があったとしても、当該対処がさかのぼって違法となり、責任の問題が生じるということはないと考えておるところでございます。

以上であります。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

風間君から再質疑の申出があります。これを許します。風間直樹君。

(風間直樹君登壇、拍手)

○風間直樹君 外務大臣に再質問をいたします。

まず、ASEM外相会合に出席を継続された理

由について私はお尋ねいたしましたが、この理由を明確にお答えいただきたいと思っております。当日、外務大臣は、羽田か、あるいは成田でしようか、朝七時半に着く便でお帰りになつたと聞いていますが、私は、外務省で外相御本人が指揮を執る、陣頭指揮を執る必要があったのではないかと考えます。明確な御答弁をお願いいたします。

いま一点、日本政府が起草を予定していると言われる制裁案の内容についてお尋ねをいたしました。この点につきましても外務大臣からいまだ一度明確な御答弁をお願いいたします。(拍手)

(国務大臣中曽根弘文君登壇、拍手)

○国務大臣(中曽根弘文君) 再質問にお答えを申し上げます。

今般の私の対応につきましては、東京から随時報告を受けるとともに、私からも東京の事務方に對しましてしかるべき指示を出しておりましたので、私がハノイに滞在していたことをもまして危機管理上の問題等があったとは考えてはおりません。

それから、二つ目の御質問であります。議員の御発言は、報道によれば日本政府は昨日、新決議案の作成を終えたときとおっしゃいましたけれども、新決議案の作成は終えてはおりません。

今、検討中でございます。安保理では強固なメッセージを発することで一致をしておるわけでありまして、我が国といたしましては、安保理決議第一七八号及び議長声明で合意された内容を繰り返すだけではなく、追加的なメッセージが必要になると考えております。(拍手)

○議長(江田五月君) 木村仁君。

(木村仁君登壇、拍手)

○木村仁君 私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりましたいわゆる海賊対処法案について、麻生総理大臣及び関係大臣に質問をいたします。

日本は海洋国家、貿易国家であり、貿易に係る物流の九十九%を海上輸送に依存しています。したがって、海上輸送の安全を確保することは最も重要な国家的関心事であります。そのような日本にとって、現在、ソマリア沖・アデン湾で頻発する海賊行為が新たな脅威となつています。

そこで、政府は、緊急の措置として、自衛隊法第八十二条に基づく海上警備行動を発令し、海上自衛隊の護衛艦二隻を現地に派遣をいたしました。幸い、派遣された海上自衛隊員及び海上保安官は、よく精勵し、既に二十回を超える護衛を実施。三月三十日の活動開始以後、今日まで、二か月にわたって日本関係船舶の航海の安全を保持してまいりました。その間、五回にわたり不審船接近の情報を受けた動いたしましたが、武器等の使用に及ばず、指向性大音響発生装置等を使って不審船を追走させたと報じられています。

そこでまず、総理大臣にお尋ねいたしますが、総理はこれまでの警備活動をどう評価されているでしょうか。

なお、防衛大臣は、P3C哨戒機二機及び海自、陸自の要員百五十名を派遣し、六月から活動させることと決定されましたが、その必要性及び期待される効果について説明をお願いいたします。

ところで、海上警備行動は武器の使用に関して厳しい制約があります。また、護衛の対象が日本

関係船舶に限定されているという制約もあり、国際的な海域で海賊行為に対処する行動としては十分ではないかと考えられます。

そこで、政府としては、取りあえず海上警備行動を下命するとともに、一方では、海賊対処法案を国会に提出して、海賊への対処の法制度を整備することと考えられたと存じます。それだけに本法の成立が急がれますが、政府としては、新法施行後は直ちに海上警備行動を海賊対処行動に切り替え、引き続き海上自衛隊の活動を展開されるものと存じますが、総理の御方針を伺います。

海賊対処法案は、海賊行為を定義し、海賊の罪を定め、海賊行為への対処は海上保安庁が行うことを原則としつつ、自衛隊の海賊対処行動の制度を導入しました。停船射撃、護衛対象船舶の拡大等について規定しています。

まず、武器使用と停船射撃について伺います。現行の海上警備行動において、武器の使用の結果として人に危害を及ぼすことが許容されるのは正当防衛と緊急避難のみであります。本法では新たに停船射撃が認められることになっていきます。停船射撃は、海賊が民間船舶に著しく接近し制止に従わない場合に、最終的な手段として海賊への武器使用を認めるものであります。

ソマリアの海賊がロケットランチャーやマシンガンなどの近代兵器で攻撃してくることを思えば、任務を完遂する上でも、自衛隊員自身の安全を守る上でも必要な制度であると理解をいたします。しかし、武器使用の拡大を憂慮する向きも多いと存じますので、国民に分かりやすく停船射撃の定義を説明いただくとともに、どのような部隊行動基準、ROEを定められるのか、御方針を示していただきたいと存じます。

次に、護衛の対象となる船舶の範囲の拡大について伺います。

海上警備行動では、警護の対象となるのはいわゆる日本関係船舶のみでありました。つまり、日本籍の船、若しくは日本人が乗っている外国の船、又は日本の海運業者が運航しているか、我が国の積荷を運んでいる外国籍船で、重要な船舶に限定されていたのであります。

これでは、国連海洋法条約や累次の国連決議が求める海賊抑止の国際協力ができないだけでなく、日本関係船舶の警護にも悪影響が及びかねません。例えば、これまでに護衛艦が遭遇した不審船に関する対処事例は、すべてが護衛対象外の船舶に小型船舶や不審な船舶が近づいてきたという情報に基づくものでありました。その場合、海上自衛隊は、対処の是非及び対処の方法等について難しい判断を強いられたのであります。

法成立後は、積極的な国際貢献ができることとなります。ただ心配なのは、日本の護衛艦が警護すべき船が多くなり過ぎて日本関係船舶への効果的な護衛ができなくなるなど、困難な事態が予想されます。対応ぶりについて伺いたいと存じます。

衆議院におきましては、ソマリア沖に派遣されるのは海上保安庁であるべきではないか、本立法は元々海上自衛隊派遣ありきの法案ではないかとの指摘がありました。

本法案においても、海賊に対処するのは一義的には海上保安庁であります。その上で、海賊行為に対処するための特別の必要がある場合に限って自衛隊に海賊対処行動が下命されることとされています。この関係は、現行自衛隊法の海上警備行動でも全く同じであります。そこで、ソマリアの

海賊に対処するために海上自衛隊を派遣しなければならぬ特別の必要とは何かということについて、具体的に明示したいと思えます。

海上保安庁の現在の体制では十分な海賊対応ができないことは理解をいたしますが、海賊に対応するのは第一義的には海上保安庁であるという制度を取る以上は、将来にわたっては海上保安庁の装備、人員、予算、訓練等を格段に強化し、対処能力を高めておく必要があると存じますが、政府の方針をお尋ねいたします。

国連海洋法条約は、すべての国が海賊行為の抑止のために協力すべきものと規定しています。また、累次の国連決議でも海賊撲滅のための国際協力が求められております。

かつてマラッカ海峡で海賊がばったときには、日本政府がリーダーシップを取ってアジア海賊対策地域協力協定、ReCAPをつくり、海上取締り能力の向上に関する支援等を展開した実績があります。

ソマリアについても、国際海事機関、IMOが主催したソマリア周辺海域海賊対策地域会合、いわゆるジブチ会合に日本代表がオブザーバーとして参加し、その後、ソマリアに対する治安・人道支援及びIMOへの拠出金として総額三十六億円を拠出することを約束いたしました。

今後、日本として、ソマリア沖の海賊問題について、治安・人道支援を含め、いかなる国際貢献をする方針であるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

ちなみに、IMOで海賊問題をリードするのは日本人の海上安全部長であり、今後の活躍が期待される方ではありますが、日本との連携について特別の期待を寄せておられると承知しております。

海賊退治はイタチごっこのようなものだと
人がいます。しかしながら、いつまでもイタチ
ごっこを続けていたのでは、日本の生命線である
海上輸送の安全を確立することができません。日
本は強い決意で国際的努力に参加し、海賊撲滅を
果たすべきであると考えますが、総理の御決意を
お伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 木村議員の質問に
お答えをいたします。

まず最初に、ソマリア沖・アデン湾での海上警
備行動の評価についてのお尋ねがあつておりま
す。

護衛艦はこれまで二十回、合計六十四隻の日本
関係船舶の護衛を実施をいたしております。海上
自衛隊は、海上警備行動により、日本にとって重
要な海上交通路における海域において、国民の生
命、財産の保護という政府の重要な責任を的確に
果たしていると評価をいたしております。

次に、海賊対処法施行後の海上自衛隊の活動の
切替えについてのお尋ねがありました。

本法が施行されると保護対象船舶の範囲や武器
使用権限が変わります。そのため、本法に基づく
権限につきまして、教育訓練を実施した部隊と交
代をさせ、海上自衛隊の活動を継続的に実施する
ことを検討いたしております。

停船射撃についてのお尋ねがありました。

海賊行為への対処は警察活動となるため、武器
の使用は、海賊対処法案において準用いたします
警察官職務執行法第七条の規定を基本として行う
ものであります。一方、海賊が船舶で民間船舶に
接近するなどの行為につきましては、その後の重

大な危害の発生を回避するため、これらの犯罪行
為を行っている段階で抑止する必要があると存
じます。

このため、警察官職務執行法の規定を補完する
ものとして、これらの海賊行為を行う船舶を停船
させることを目的とした武器の使用に関する規定
を整備したものであります。武器の使用の基準に
つきましては、現場において的確な職務執行が可
能となるよう、適正に作成されるものと承知をい
たしております。

海賊対処法成立後の日本関係船舶の防護につ
いてのお尋ねがあつておりました。

本法施行後は、自衛隊は我が国と関係のない外
国船舶についても海賊行為から防護することがで
きます。本法成立後の活動につきましては、こう
した外国船舶への対応と日本関係船舶の防護の両
立を図るべく、その具体的な内容を検討してまい
ります。

海賊対処法案に規定する特別の必要及び海上保
安庁の対処能力向上についてのお尋ねがありまし
た。

本法案の特別な若しくは特別の必要とは、海上
保安庁のみでは海賊行為に対処することができな
い又は著しく困難な場合を意味します。海上保安
庁の対処能力につきましては、ソマリア沖の海賊
問題に対応するための巡視船を新たに建造するこ
とを現時点で考えているわけではありません。

しかしながら、海賊問題を含めて、遠方海域に
おける重大事案に対する海上保安庁の体制整備を
含む対処能力の向上につきましては、海賊行為を
めぐる今後の国際的な動向も踏まえつつ、引き続
き検討してまいりたいと考えております。

ソマリア沖の海賊問題につきまして、日本とし
ての国際貢献の方針についてのお尋ねがありまし
た。

我が国は、これまでのアジア地域における海賊
対策の経験を生かしつつ、ソマリア沖海賊の根絶
に向け、ソマリアの安定化や周辺国の海上取締り
能力向上のための支援などを実施してきておりま
す。

我が国は、今後も、国際社会と連携しつつ、沿
岸国の能力向上やソマリアへの治安・人道支援を
含めた貢献を行っていく考えであります。今般の
補正予算においても、現地における海賊対策のた
めの訓練センターや情報共有センターの設立など
のための支援を計上したところでもあります。

海賊撲滅に向けた決意についてのお尋ねがあり
ました。

海賊行為は、海上輸送の安全確保という日本の
国益を脅かす死活的な問題であります。特に、交
通の要衝であるソマリア沖の海賊は、日本を含め
国際社会全体への脅威であり、緊急に対応すべき
課題だと確信します。

この観点から、関係船舶の船籍などを問わず、
海賊行為へ適切かつ効果的に対処することを可能
とする海賊対処法案の早期成立を是非とも必要と
考えております。海洋国家である我が国は、関係
諸国や機関とも協調の上、引き続き海賊対策に最
大限の力を尽くしていく考えであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁
いたさせます。(拍手)

〔国務大臣浜田靖一君登壇、拍手〕

○国務大臣(浜田靖一君) 木村議員にお答えいた
します。

ソマリア沖・アデン湾におけるP3Cによる活

動の必要性及び効果についてのお尋ねがありまし
た。

アデン湾は非常に広大であり、年間二千隻もの
我が国関係船舶が通航することを踏まえれば、我
が国関係船舶の安全の確保をより効果的に行うた
めには、護衛艦による護衛任務に加え、P3Cに
よるアデン湾内の警戒監視、情報の収集及び提供
等が必要であります。

今回のP3Cの派遣により、護衛艦による護衛
任務と相まって、日本国民の人命、財産を保護す
るという政府の重要な責務をより効果的に果たす
ことができると考えているところであります。

以上であります。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたし
ました。

○議長(江田五月君) 日程第一 特定先端大型研
究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたし
ます。

まず、委員長の報告を求めます。文科学委員
長中川雅治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔中川雅治君登壇、拍手〕

○中川雅治君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、文科学委員会における審査の経
過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、科学技術に関する研究等の基盤の
強化等を図るため、独立行政法人日本原子力研究
開発機構により設置される特定中性子線施設の共

用を促進するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の意義、J-PARC施設の安全管理方策、登録施設利用促進機関が行う利用者選定における公正、公平性の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

二百三十五

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第二 都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。国土交通委員長田村耕太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田村耕太郎君登壇、拍手〕

○田村耕太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、都市再生の更なる促進のため、同法に基づく都市再生緊急整備地域内の土地の所有者等による都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性や安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定、通称歩行者ネットワーク協定が締結された場合は、その後の土地の権利移転においてもその拘束力を及ぼすこととするともに、同法に規定する都市再生整備推進法人が施行する公共施設等の整備に関する事業を国の都市開発資金の無利子貸付制度の対象に加えること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、歩行者ネットワーク協定が必要とされる理由、協定締結が見込まれる箇所、数、都市再生特別措置法に基づくまちづくり交付金の交付実績及びその効果、本法律案が地方都市の再生、地方の活性化に果たす役割、効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對しまして附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

投票総数 二百三十五

賛成 二百三十五

反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第三 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交防衛委員長榎葉賀津也君。

〔榎葉賀津也君登壇、拍手〕

○榎葉賀津也君 ただいま議題となりました防衛省設置法等改正案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、防衛省の所掌事務をより適切に遂行する体制を整備するため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更、防衛参事官の廃止、防衛大臣補佐官及び防衛会議の設置、陸上自衛隊の学校の生徒及び自衛官候補生の身分の新設、第十五旅団の新編等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、防衛大臣補佐官の在り方、自衛隊生徒制度の必要性、防衛会議での審議事項と情報公開の在り方、事故、不祥事を再発させないシステムの構築、北朝鮮の核実験に対する政府の取組等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員、社会民主党・護憲連合の山内委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

二百三十五

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四
賛成 二百二十
反対 十四
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第四 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。環境委員長有村治子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔有村治子君登壇、拍手〕
○有村治子君 た、いま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昨今の生物多様性の保全に対する社会的要請の高まり等にかんがみ、国立公園、自然環境保全地域等における自然環境の保全対策の強化等を図るため、国立公園の特別地域等における規制の対象となる行為の追加、海域における保護施策の充実、生態系の維持又は回復を図るための事業の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法の目的に生物多様性の確保を追加したことの意義、生態系維持回復事業創設による効果及び鳥獣保護関連法令との関係、自然公園におけるアクティブ・レンジャーの

活用及び拡充の必要性、地球温暖化がもたらす生物多様性への被害等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五
賛成 二百三十五
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君

議員

山下 芳生君	風間 直樹君	行田 邦子君
舟山 康江君	植松恵美子君	藤原 良信君
紙 智子君	川崎 稔君	谷岡 郁子君
大島九州男君	水戸 将史君	武内 則男君
仁比 聡平君	松野 信夫君	大久保 勉君
青木 愛君	藤谷 光信君	島田智哉子君
加賀谷 健君	井上 哲士君	藤末 健三君
大門実紀史君	津田弥太郎君	蓮 舫君
犬塚 直史君	藤本 祐司君	下田 敦子君
足立 信也君	那谷屋正義君	水岡 俊一君
市田 忠義君	小池 晃君	小林 正夫君
岩本 司君	榛葉賀津也君	喜納 昌吉君
藤田 幸久君	シズキ マリ子君	藤原 正司君
佐藤 公治君	中村 哲治君	小川 勝也君
内藤 正光君	浅尾慶一郎君	福山 哲郎君
木保 佳丈君	一川 保夫君	辻 泰弘君
増子 輝彦君	羽田雄一郎君	直嶋 正行君
高橋 千秋君	谷 博之君	家西 悟君
石井 一君	田名部匡省君	築瀬 進君
大石 正光君	前田 武志君	平田 健二君
千葉 景子君	岡崎トミ子君	広中和歌子君
佐藤 泰介君	柳田 稔君	外山 斎君
北澤 俊美君	峰崎 直樹君	松下 新平君
中谷 智司君	松浦 大悟君	大久保潔重君
平山 幸司君	梅村 聡君	糸数 慶子君
友近 聡朗君	徳永 久志君	荒井 広幸君
川合 孝典君	米長 晴信君	轟木 利治君
牧山ひろえ君	金子 恵美君	亀井亜紀子君

丸山 和也君	長谷川大紋君	相原久美子君
川上 義博君	長谷川憲正君	大河原雅子君
広田 一君	室井 邦彦君	田中 康夫君
中山 恭子君	林 久美子君	白 眞敷君
龜井亜紀子君	山田 俊男君	前川 清成君
横峯 良郎君	横峯 良郎君	尾立 源幸君
芝 博一君	柳澤 光美君	富岡由紀夫君
神本美恵子君	山根 隆治君	大石 尚子君
池口 修次君	平野 達男君	今野 東君
円 より子君	長浜 博行君	芝 博一君
西岡 武夫君	西岡 武夫君	柳澤 光美君
興石 東君	山下八洲夫君	神本美恵子君
吉川 沙織君	川田 龍平君	山根 隆治君
大江 康弘君	田中 直紀君	池口 修次君
渡辺 秀央君	渡辺 秀央君	平野 達男君
姫井由美子君	横峯 良郎君	円 より子君
山田 俊男君	林 久美子君	長谷川大紋君

島尻安伊子君	鈴木 陽悦君
加藤 敏幸君	主 演 了君
松岡 徹君	自見庄三郎君
中川 義雄君	岸 宏一君
加治屋義人君	森 ゆうこ君
大塚 耕平君	松井 孝治君
鈴木 寛君	亀井 郁夫君
木村 仁君	林 芳正君
山本 一太君	工藤堅太郎君
高嶋 良充君	小川 敏夫君
郡司 彰君	櫻井 充君
藤井 孝男君	若林 正俊君
松田 岩夫君	松村 祥史君
野村 哲郎君	末松 信介君
中村 博彦君	岡田 直樹君
岸 信夫君	義家 弘介君
塚田 一郎君	丸川 珠代君
佐藤 信秋君	磯崎 陽輔君
石井 準一君	西田 昌司君
牧野たかお君	関口 昌一君
山本 順三君	小池 正勝君
坂本由紀子君	神取 忍君
荻原 健司君	中川 雅治君
小泉 昭男君	山谷えり子君
鶴保 庸介君	西島 英利君
椎名 一保君	秋元 司君
北川イツセイ君	水落 敏栄君
松山 政司君	岩城 光英君
衛藤 晟一君	脇 雅史君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
松村 龍二君	伊達 忠一君
吉田 博美君	青木 幹雄君

泉 信也君	吉村剛太郎君
尾辻 秀久君	谷川 秀善君
佐藤 昭郎君	矢野 哲朗君
溝手 顕正君	南野知恵子君
浮島とも子君	谷合 正明君
山内 徳信君	森 まさこ君
西田 実仁君	山本 博司君
近藤 正道君	佐藤 正久君
古川 俊治君	鰐淵 洋子君
浜田 昌良君	又市 征治君
川口 順子君	二之湯 智君
河合 常則君	山本 香苗君
澤 雄二君	淵上 貞雄君
福島みずほ君	愛知 治郎君
岡田 広君	田村耕太郎君
有村 治子君	魚住裕一郎君
渡辺 孝男君	加藤 修一君
松 あきら君	橋本 聖子君
岩永 浩美君	市川 一朗君
浅野 勝人君	風間 昶君
荒木 清寛君	山下 栄一君
弘友 和夫君	中曾根弘文君
舛添 要一君	加納 時男君
山内 俊夫君	木庭健太郎君
白浜 一良君	草川 昭三君
山口那津男君	浜四津敏子君

環境 大臣 齊藤 鉄夫君	環境委員 魚住裕一郎君
防 衛 大臣 浜田 靖一君	補欠 加藤 修一君
内閣官房副長官 浅野 勝人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
副大臣 内閣官房副長官	消費者問題に関する特別委員
国土交通副大臣 加納 時男君	補欠 西田 昌司君
議長の報告事項	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
総務委員	租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)
補欠 加藤 修一君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
補欠 魚住裕一郎君	予第七号)
補欠 石井 一君	平成二十一年度一般会計補正予算(第一号)(閣予第八号)
補欠 小池 正勝君	平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第一号)(閣予第九号)
補欠 喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済産業委員会に付託した。
補欠 喜納 昌吉君	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三六号)
補欠 森田 高君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
補欠 牧野たかお君	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案
補欠 田中 康夫君	高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案
補欠 長谷川大紋君	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
補欠 森田 高君	公共サービス基本法案
補欠 田中 康夫君	
補欠 長谷川大紋君	

同日衆議院から、次の内閣提出案は憲法第六十一条の規定により衆議院の議決が国会の議決となつた旨の通知書を受領した。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

平成二十一年度経済見通し暫定試算(内閣府試算)に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五二号)

平成二十一年度総務省補正予算に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五三号)

平成二十一年度文部科学省補正予算に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五四号)

平成二十一年度厚生労働省補正予算における介護職員の処遇改善に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五五号)

社会保障カード(仮称)の実施に向けた環境整備に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五六号)

平成二十一年度農林水産関係補正予算に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五七号)

投票所設置拡大に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五八号)

食品のカロリー表示の義務化に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五九号)

留学生受け入れ体制強化のための競争的資金制度の改革に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一六〇号)

我が国及び近隣友好諸国における需要やロケット開発利用に対応した長期的視点に立ったふさわしい射場の在り方と宇宙産業の育成に関する

質問主意書(藤末健三君提出)(第一六一号)

高速道路料金引下げの経済効果等に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一六二号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

公共サービス基本法

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の件は憲法第六十一条の規定により衆議院の議決が国会の議決となつたから内閣に送付した旨の通知書を受領した。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

鴻池 祥肇君

浅野 勝人君

外交防衛委員

辞任

補欠

浅野 勝人君

鴻池 祥肇君

同日議員から次の議案が提出された。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(尾立源幸君外八名発議)(参第二一号)

予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(尾立源幸君外八名発議)(参第二二号)

会計検査院法の一部を改正する法律案(藤本祐司君外六名発議)(参第二三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

発達障害の子どもたちへの授業に関する質問主意書(加賀谷健君提出)(第一六三三三)

衆議院選挙の日程に関する質問主意書(加賀谷健君提出)(第一六四四号)

危機管理の観点からの麻生総理大臣の携帯電話に関する質問主意書(加賀谷健君提出)(第一六五五号)

去る十五日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六七号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)(衆第三〇号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

アイヌ民族の歴史・言語等施策の拡充に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一六六号)

同日内閣から、水産基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十年度水産の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十一年度水産施策」についての文書を受領した。

去る十八日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律案(宮路和明君外五名提出)(衆第三一三三)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(尾立源幸君外八名発議)

予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(尾立源幸君外八名発議)

会計検査院法の一部を改正する法律案(藤本祐司君外六名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

診療報酬オンライン請求の義務化に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一六七七号)

インターネットエッジ設置等に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一六八八号)

与党提出「水俣病の被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」と汚染者負担原則に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一六九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

発達障害の子どもたちへの授業に関する質問主意書(加賀谷健君提出)(第一六三三三)

衆議院選挙の日程に関する質問主意書(加賀谷健君提出)(第一六四四号)

危機管理の観点からの麻生総理大臣の携帯電話に関する質問主意書(加賀谷健君提出)(第一六五五号)

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

藤本 祐司君

川合 孝典君

岩城 光英君

吉村剛太郎君

北川イッセイ君

吉田 博美君

佐藤 信秋君

中川 義雄君

林 芳正君

谷川 秀善君

行政監視委員

辞任

補欠

中川 義雄君

佐藤 信秋君

議院運営委員

辞任

補欠

川合 孝典君

藤本 祐司君

懲罰委員

辞任

補欠

吉村剛太郎君

岩城 光英君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
調理師免許に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出(第一七〇号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員藤末健三君提出平成二十一年度経済見通し暫定試算(内閣府試算)に関する質問に対する答弁書(第一五二号)

参議院議員藤末健三君提出平成二十一年度総務省補正予算に関する質問に対する答弁書(第一五三号)

参議院議員藤末健三君提出平成二十一年度文部科学省補正予算に関する質問に対する答弁書(第一五四号)

参議院議員藤末健三君提出平成二十一年度厚生労働省補正予算における介護職員の処遇改善に関する質問に対する答弁書(第一五五号)

参議院議員藤末健三君提出社会保障カード(仮称)の実施に向けた環境整備に関する質問に対する答弁書(第一五六号)

参議院議員藤末健三君提出平成二十一年度農林水産関係補正予算に関する質問に対する答弁書(第一五七号)

参議院議員藤末健三君提出投票所設置拡大に関する質問に対する答弁書(第一五八号)

参議院議員藤末健三君提出食品のカロリー表示の義務化に関する質問に対する答弁書(第一五九号)

参議院議員藤末健三君提出留学生受け入れ体制強化のための競争的資金制度の改革に関する質問に対する答弁書(第一六〇号)

参議院議員藤末健三君提出我が国及び近隣友好諸国における需要やロケット開発利用に対応した長期的視点に立ったふさわしい射場の在り方と宇宙産業の育成に関する質問に対する答弁書(第一六一号)

参議院議員藤末健三君提出高速道路料金の引下げの経済効果等に関する質問に対する答弁書(第一六二号)

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成二十年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成二十一年度交通安全施策に関する計画」についての報告を受領した。

同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十一年度食料・農業・農村施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、ものづくり基盤技術振興基本法第八條の規定に基づく「平成二十年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告を受領した。

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

行田 邦子君

米長 晴信君

文教科学委員

辞任

補欠

西岡 武夫君

金子 恵美君

農林水産委員

辞任

補欠

金子 恵美君

西岡 武夫君

国土交通委員

辞任

補欠

田中 康夫君

主濱 了君

米長 晴信君

行田 邦子君

予算委員

辞任

補欠

川合 孝典君

姫井由美子君

福山 哲郎君

田中 康夫君

谷川 秀善君

林 芳正君

中川 義雄君

佐藤 信秋君

吉田 博美君

北川イッセイ君

吉村剛太郎君

岩城 光英君

草川 昭三君

山口那津男君

大門実紀史君

仁比 聡平君

決算委員

辞任

補欠

仁比 聡平君

大門実紀史君

行政監視委員

辞任

補欠

佐藤 信秋君

中川 義雄君

議院運営委員

辞任

補欠

姫井由美子君

川合 孝典君

懲罰委員

辞任

補欠

岩城 光英君

吉村剛太郎君

同日議長は、次の議員提出案を文教科学委員会に付託した。
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(鈴木寛君外六名発議(参第四号))

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(鈴木寛君外六名発議(参第五号))

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案(鈴木寛君外六名発議(参第六号))

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第三一号)

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
アイヌ民族の歴史・言語等施策の拡充に関する質問主意書(紙智子君提出(第一六六号))

診療報酬オンライン請求の義務化に関する質問主意書(松野信夫君提出(第一六七号))

インターネットエッジ設置等に関する質問主意書(松野信夫君提出(第一六八号))

与党提出「水俣病の被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」と汚染者負担原則に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一六九号)

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

米長 晴信君

補欠

行田 邦子君

文教科科学委員

辞任

金子 恵美君

補欠

西岡 武夫君

農林水産委員

辞任

田中 康夫君

補欠

主濱 了君

西岡 武夫君

補欠

金子 恵美君

国土交通委員

辞任

行田 邦子君

補欠

米長 晴信君

国家基本政策委員

辞任

芝 博一君

補欠

藤本 祐司君

木庭健太郎君

補欠

草川 昭三君

予算委員

辞任

下田 敦子君

補欠

中村 哲治君

田中 康夫君

補欠

福山 哲郎君

姫井由美子君

補欠

芝 博一君

蓮 舫君

補欠

川崎 稔君

山口那津男君

補欠

木庭健太郎君

仁比 聡平君

補欠

山下 芳生君

決算委員

辞任

大門実紀史君

補欠

仁比 聡平君

行政監視委員

辞任

山下 芳生君

補欠

大門実紀史君

議院運営委員

辞任

藤本 祐司君

補欠

姫井由美子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任

大河原雅子君

補欠

工藤堅太郎君

藤原 良信君

前川 清成君

森 ゆうこ君

舟山 康江君

佐藤 信秋君

丸川 珠代君

山田 俊男君

島尻安伊子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員会

理事

小池 正勝君

(浅野勝人君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

建設業退職金共済制度に関する質問主意書(加賀谷健君提出)(第一七一七号)

「二〇〇年安心」という年金制度に関する質問主意書(加賀谷健君提出)(第一七二二号)

二〇〇九年三月二十三日のFDX八〇便事故に

ついで事故原因究明に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第一七三三号)

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

藤本 祐司君

補欠

芝 博一君

草川 昭三君

補欠

予算委員

辞任

石井 一君

補欠

一川 保夫君

川崎 稔君

蓮 舫君

芝 博一君

藤本 祐司君

中村 哲治君

下田 敦子君

市川 一朗君

石井みどり君

岩城 光英君

森 まさこ君

木庭健太郎君

草川 昭三君

福島みずほ君

近藤 正道君

決算委員

辞任

石井みどり君

補欠

市川 一朗君

行政監視委員

辞任

森 まさこ君

補欠

岩城 光英君

近藤 正道君

福島みずほ君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任

工藤堅太郎君

補欠

大河原雅子君

舟山 康江君

森 ゆうこ君

前川 清成君

轟木 利治君

島尻安伊子君

山田 俊男君

丸川 珠代君

佐藤 信秋君

山本 香苗君

西田 実仁君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

介護保険制度に関する質問主意書(水戸将史君提出)(第一七四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員加賀谷健君提出発達障害の子どものための投薬に関する質問に対する答弁書(第一六三三号)

参議院議員加賀谷健君提出衆議院選挙の日程に関する質問に対する答弁書(第一六四四号)

参議院議員加賀谷健君提出危機管理の観点からの麻生総理大臣の携帯電話に関する質問に対する答弁書(第一六五五号)

同日内閣から、犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「平成二十年度犯罪被害者等施策」に関する報告を受領した。

同日内閣から、行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく平成二十年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく平成二十年度エネルギーに関する年次報告を受領した。

同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成二十年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

一昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

今野 東君

補欠

大石 正光君

外交防衛委員

辞任

広中和歌子君

補欠

青木 愛君

文教科学委員	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議員から次の質問主意書が提出された。 沖縄科学技術大学院大学に関する質問主意書 （今野東君提出）（第一七五号） 死刑制度に対する自由権規約委員会の最終見解 に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一 七六号） 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 調理師免許に関する質問主意書（牧山ひろえ君 提出）（第一七〇号） 建設業退職金共済制度に関する質問主意書（加 賀谷健君提出）（第一七一号） 「二〇〇年安心」という年金制度に関する質問主 意書（加賀谷健君提出）（第一七二号） 二〇〇九年三月二十三日のFDX八〇便事故に ついての事故原因究明に関する質問主意書（福 島みずほ君提出）（第一七三号） 同日議長は、二十三日の盧武鉉前大韓民国大統領 の逝去に際し、金炯昨同国会議長宛弔電を発送 した。 昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。				
環境委員	辞任	大石 正光君	補欠	今野 東君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
予算委員	辞任	相原久美子君	補欠	金子 恵美君	辞任	森 まさこ君	補欠	森 まさこ君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
行政監視委員	辞任	金子 恵美君	補欠	相原久美子君	辞任	岩城 光英君	補欠	岩城 光英君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
議院運営委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
財政金融委員	辞任	森 まさこ君	補欠	橋本 聖子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
農林水産委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
厚生労働委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
国土交通委員	辞任	金子 恵美君	補欠	奥石 東君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
環境委員	辞任	今野 東君	補欠	大石 正光君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
予算委員	辞任	金子 恵美君	補欠	相原久美子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
行政監視委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
議院運営委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
財政金融委員	辞任	森 まさこ君	補欠	橋本 聖子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
農林水産委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
厚生労働委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
国土交通委員	辞任	金子 恵美君	補欠	奥石 東君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
環境委員	辞任	今野 東君	補欠	大石 正光君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
予算委員	辞任	金子 恵美君	補欠	相原久美子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
行政監視委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
議院運営委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
財政金融委員	辞任	森 まさこ君	補欠	橋本 聖子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
農林水産委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
厚生労働委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
国土交通委員	辞任	金子 恵美君	補欠	奥石 東君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
環境委員	辞任	今野 東君	補欠	大石 正光君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
予算委員	辞任	金子 恵美君	補欠	相原久美子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
行政監視委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
議院運営委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
財政金融委員	辞任	森 まさこ君	補欠	橋本 聖子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
農林水産委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
厚生労働委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
国土交通委員	辞任	金子 恵美君	補欠	奥石 東君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
環境委員	辞任	今野 東君	補欠	大石 正光君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
予算委員	辞任	金子 恵美君	補欠	相原久美子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
行政監視委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
議院運営委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
財政金融委員	辞任	森 まさこ君	補欠	橋本 聖子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
農林水産委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
厚生労働委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
国土交通委員	辞任	金子 恵美君	補欠	奥石 東君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
環境委員	辞任	今野 東君	補欠	大石 正光君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
予算委員	辞任	金子 恵美君	補欠	相原久美子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
行政監視委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
議院運営委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
財政金融委員	辞任	森 まさこ君	補欠	橋本 聖子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
農林水産委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
厚生労働委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
国土交通委員	辞任	金子 恵美君	補欠	奥石 東君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
環境委員	辞任	今野 東君	補欠	大石 正光君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
予算委員	辞任	金子 恵美君	補欠	相原久美子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
行政監視委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
議院運営委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
財政金融委員	辞任	森 まさこ君	補欠	橋本 聖子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
農林水産委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
厚生労働委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
国土交通委員	辞任	金子 恵美君	補欠	奥石 東君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
環境委員	辞任	今野 東君	補欠	大石 正光君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
予算委員	辞任	金子 恵美君	補欠	相原久美子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
行政監視委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
議院運営委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
財政金融委員	辞任	森 まさこ君	補欠	橋本 聖子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
農林水産委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
厚生労働委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
国土交通委員	辞任	金子 恵美君	補欠	奥石 東君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
環境委員	辞任	今野 東君	補欠	大石 正光君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
予算委員	辞任	金子 恵美君	補欠	相原久美子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
行政監視委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
議院運営委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
財政金融委員	辞任	森 まさこ君	補欠	橋本 聖子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
農林水産委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
厚生労働委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
国土交通委員	辞任	金子 恵美君	補欠	奥石 東君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
環境委員	辞任	今野 東君	補欠	大石 正光君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
予算委員	辞任	金子 恵美君	補欠	相原久美子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
行政監視委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
議院運営委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
財政金融委員	辞任	森 まさこ君	補欠	橋本 聖子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
農林水産委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
厚生労働委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
国土交通委員	辞任	金子 恵美君	補欠	奥石 東君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
環境委員	辞任	今野 東君	補欠	大石 正光君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
予算委員	辞任	金子 恵美君	補欠	相原久美子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
行政監視委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
議院運営委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
財政金融委員	辞任	森 まさこ君	補欠	橋本 聖子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
農林水産委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
厚生労働委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
国土交通委員	辞任	金子 恵美君	補欠	奥石 東君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
環境委員	辞任	今野 東君	補欠	大石 正光君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
予算委員	辞任	金子 恵美君	補欠	相原久美子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
行政監視委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
議院運営委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
財政金融委員	辞任	森 まさこ君	補欠	橋本 聖子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
農林水産委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
厚生労働委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
国土交通委員	辞任	金子 恵美君	補欠	奥石 東君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
環境委員	辞任	今野 東君	補欠	大石 正光君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
予算委員	辞任	金子 恵美君	補欠	相原久美子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
行政監視委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
議院運営委員	辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
財政金融委員	辞任	森 まさこ君	補欠	橋本 聖子君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
農林水産委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君	辞任	青木 愛君	補欠	広中和歌子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員
厚生労働委員	辞任	島尻安伊子君	補欠	佐藤 信秋君					

参議院議員松野信夫君提出インターチェンジ設置等に関する質問に対する答弁書(第一六八号)
参議院議員松野信夫君提出与党提出「水俣病の被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」と汚染者負担原則に関する質問に対する答弁書(第一六九号)

同日内閣から、食育基本法第十五条の規定に基づく「平成二十年度食育推進施策」に関する報告を受領した。

同日内閣から、障害者基本法第十一条の規定に基づく「平成二十年度障害者施策の概況」に関する報告を受領した。

同日内閣から、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「平成二十年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告を受領した。

同日内閣から、土地基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十年度土地に関する動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十一年度土地に関する基本的施策」についての文書を受領した。

本日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案(西岡武夫君外七名発議)

北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案
右の議案を発議する。

平成二十一年五月二十七日

発議者

西岡 武夫

池口 修次

小川 勝也 水岡 俊一
秋元 司 世耕 弘成
魚住裕一郎 荒井 広幸
賛成者
大島九州男 加賀谷 健
風間 直樹 川合 孝典
谷岡 郁子 友近 聡朗
羽田雄一郎 姫井由美子
米長 晴信 磯崎 陽輔
島尻安伊子 伊達 忠一
西田 昌司 長谷川大紋
丸川 珠代 義家 弘介
山本 博司 鰐淵 洋子
大江 康弘
参議院議長 江田 五月殿

北朝鮮核実験実施に対する抗議決議
五月二十五日、北朝鮮は、国連決議や六者会合共同声明、更には日朝平壤宣言に明確に反して、二回目の核実験を強行した。

この暴挙は、先般のミサイル発射と並び、我が国を含む地域の平和と安定を脅かすものであり、我が国政府は、国際社会と連携しつつ、我が国の安全を確保すべく万全の措置を講ずるべきである。

同時に、度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国の我が国としては、決して容認できるものではない。特に、最近の核廃絶の気運の高まりに逆行するものである。北朝鮮に対し、これまでの諸合意に従い、すべての核を放棄し、国際社会の査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むよう要求する。

政府は、北朝鮮に対して制裁を強めるなど断固たる措置をとるとともに、国家主権並びに基本的人権・人道にも関わる極めて重大な拉致問題、核、ミサイル等、北朝鮮との諸懸案を解決すべく、国際社会と連携し、積極的な外交を推進すべきである。

審査報告書

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年五月二十一日

文教科科学委員長 中川 雅治

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、独立行政法人日本原子力研究開発機構により設置される特定中性子線施設の共用を促進するための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

費用

一、費用
本法施行のため、平成二十一年度一般会計予算において、五億円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、特定先端大型研究施設の建設・研究開発については、国が主導する長期的かつ大規模なプロジェクトの進捗よく状況を適切に評価しながら、優秀な研究者の確保等研究体制の充実及び十分な財政措置等の支援に努めること。また、その意義や研究内容・成果等については、児童・生徒の理数科離れの現状にも留意しつつ、分かりやすい広報に努めること。

二、特定先端大型研究施設の共用については、利用者の円滑な施設利用を促進するため、研究成果の知的財産権の問題等が発生しないよう十分配慮するとともに、科学技術人材育成の観点から、大学院や大学における教育・研究への活用を一層推進すること。特に、特定中性子線施設においては、他の研究機関や産業界による中性子利用研究の更なる拡大と研究成果の適切な情報発信に努めるとともに、利用料金の設定及び会計監査について適切な評価を行うこと。

三、大強度陽子加速器施設の運用においては、設置者である独立行政法人日本原子力研究開発機構及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構は、互いに連携・協力して、その安全管理に万全を期すとともに、効率性にも配慮しつつ、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展に努めること。

四、大強度陽子加速器施設については、国際公共財であるという位置付けにかんがみ、国際的研究・教育拠点としての重要な役割を果たせるよう、研究環境、生活環境等の国際化を進めるなど、外国人利用者の受入体制の整備に努めること。

五、登録施設利用促進機関については、その登録

に際し、適正な情報公開に心がけるとともに、同機関に利用促進業務を行わせることとしたときは、透明性、公正性を確保するため選定委員会の委員を公表するほか、公平かつ効率的な運用が図られるよう努めること。

六、独立行政法人、国立大学法人等の先端研究施設をはじめとする研究施設の共用を促進するため、各機関における体制の整備や利用者のニーズの把握等を促すとともに、国は必要な支援をしつつ、共用に積極的な風土の醸成に努めること。

七、本法に基づいて研究施設の共用を促進するに当たっては、日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、科学技術の適切な発展と国際平和に資するよう努めること。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)の一部を次のように

改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

三 特定中性子線施設

第二条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「特定中性子線施設」とは、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「日本原子力研究開発機構」という。)により設置される、加速された陽子を原子核に衝突させることにより発生する中性子線を使用して研究等を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。

第二条に次の二項を加える。

8 この法律において「中性子線共用施設」とは、特定中性子線施設のうち研究者等の共用に供される部分をいう。

9 この法律において「中性子線専用施設」とは、日本原子力研究開発機構以外の者により設置される施設であつて、特定中性子線施設に係る中性子線を使用して研究等を行うためのもの(文部科学省令で定めるものを除く。)をいう。

第三条中「放射光専用施設」の下に「若しくは中性子線専用施設」を加える。

第四条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 特定中性子線施設に係る基本方針においては、第二項各号に掲げる事項のほか、中性子線専用施設を利用した研究等並びに中性子線専用施設の設置及び利用に関する事項を定めるものとする。

第五条に次の一項を加える。

2 日本原子力研究開発機構は、この法律の目的

を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一 中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二 中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

第六条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる」とあるのは「前条第二項に規定する」と、「第九条第一項」とあるのは「第九条第三項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第七条の見出し中「独立行政法人理化学研究所法」の下に「及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を加え、同条中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第五条第二項の規定により日本原子力研究開発機構の業務が行われる場合には、独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第五十五号第三十三条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣又は文部科学大臣」とする。

第八条第一項中「理化学研究所」の下に「及び日本原子力研究開発機構」を加える。

第九条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。

第十一条第一項第二号の表に次のように加える。

特定中性子線施設

一 研究実施相談者(学校教育法に基づく大学において理学若しくは工学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後五年以上中性子線を使用した研究等の経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定中性子線施設における施設利用研究の実施に関し、研究者等に対する相談の業務を行う者をいう。)

二 安全管理者(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく一種放射線取扱主任者免状を取得した後三年以上放射線に係る安全性の確保に関する業務に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定中性子線施設における研究者等の安全の確保に関する業務を行う者をいう。)

第十三条中「第六条」を「第六条第一項及び第二項」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年七月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人理化学研究所法の一部改正)

第四条 独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

(独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、前項の業務のほか、特定先端大型

研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第五条第二項に規定する業務を行う。

第二十一条第一項中「第十七条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

附則第八条第三項中「第十七条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

審査報告書

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年五月二十六日

国土交通委員長 田村耕太郎

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都市の再生を一層推進するため、都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者等による都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定の締結について定めるとともに、都市再生整備推進法人が施行する公共施設等の整備に関する事業に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設等の措置を講じようとするものであり、適切な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、平成二十一年度社会資本

整備事業特別会計予算(業務勘定)において、都市環境維持・改善事業資金融資に係る経費として二十億円が計上されている。そのほか、まちづくり交付金に係る経費として約二千三百三十二億円が計上されており、その一部が充てられる。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、都市再生事業の推進に当たっては、良好な都市環境の形成や伝統的な文化の継承、景観の保全等に十分配慮するとともに、地域の自主性や創意工夫をいかしたまちづくりの推進のため、都市計画法、景観法等関係諸法に基づく各種制度のより効果的かつ積極的な活用が図られるよう努めること。

二、NPO、まちづくり会社等、民間のまちづくりの担い手による活動については、その透明性の確保に留意しつつ、継続・強化が図られるよう、資金支援、担い手間の情報交換、交流の場の整備・拡充等の環境整備に努めること。

また、現在まで一つも設立されていない都市再生整備推進法人については、無利子貸付けの対象や、都市計画提案権が付与されたこと等を周知徹底し、その普及促進に努めること。

三、都市再生歩行者経路協定等については、協定が必要と認められる地区の把握に努めるとともに、まちづくりの円滑な推進のため、その締結の促進、協定締結後のトラブル発生防止に資する協定の雛形の作成、優良事例の紹介等、関係

者に対する情報提供を図るとともに、地域の実情に応じて、移動等円滑化経路協定、地区計画など既存制度との適切な役割分担が図られるよう十分配慮すること。

四、都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域において、歩行者経路や都市再生整備事業で整備される施設のバリアフリー化の促進に努めるとともに、バリアフリーに係る情報提供等、ソフト対策も含めた各種支援制度の充実・強化を図ること。また、都市再生歩行者経路協定の認可基準の設定に当たっては、高齢者の利便性、安全性の確保について十分配慮すること。

五、まちづくり交付金制度の交付対象の拡大を図りつつ、まちづくり交付金による事業など、都市再生特別措置法に基づき実施する事業の情報公開、実施した事業等の効果・影響を適切に評価・把握するとともに、その結果を踏まえ、必要な措置を講じること。また、民間都市再生整備事業に係る財団法人民間都市開発推進機構の支援措置については、情報公開を適切に行い、その透明性を一層確保すること。

右決議する。

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年五月八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律

(都市再生特別措置法の一部改正)

第一条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 都市再生事業に係る認可等の特例(第四十二条―第四十五条)」を

「第三款 都市再生事業に係る認可等の特例 第四節 都市再生歩行者経路協定(第四十五条(第四十二条―第四十五条)に改め、「要請」の下に「及び提案」を加え、「第五十七条」を「第五十七條の二」に、「第五節 都市再生整備推進法人(第七十三条―第七十八条)」を「第六節 都市再生整備歩行者経路協定(第七十二条(二)再生整備推進法人(第七十三条―第七十八条)」に改める。

第十五条第二項第三号中「の整備」の下に「及び管理」を加える。

第三十条第一項中「第一条第八項」を「第一条第九項」に改める。

第四章に次の一節を加える。

第四節 都市再生歩行者経路協定

(都市再生歩行者経路協定の締結等)

第四十五条の二 都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。)を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十

年法律第六十七号。以下「大都市住宅等供給法」という。)第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に

対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この節において「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、当該都市再生緊急整備地域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路(以下「都市再生歩行者経路」という。)の整備又は管理に関する協定(以下「都市再生歩行者経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地)にあつては、当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

2 都市再生歩行者経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市再生歩行者経路協定の目的となる土地の区域(以下「協定区域」という。)及び都市再生歩行者経路の位置

二 次に掲げる都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の都市再生歩行者経路を構成する道路の幅員又は路面の構造に関する基準

ロ 前号の都市再生歩行者経路を構成する施設(エレベーター、エスカレーターその他の歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のために必要な設備を含む。)の

整備又は管理に関する事項

ハ その他都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項

三 都市再生歩行者経路協定の有効期間

四 都市再生歩行者経路協定に違反した場合の措置

3 都市再生歩行者経路協定においては、前項各号に掲げるもののほか、都市再生緊急整備地域内の土地のうち、協定区域に隣接した土地であつて、協定区域の一部とすることにより都市再生歩行者経路の整備又は管理に資するものとして協定区域の土地となることを当該協定区域内の土地に係る土地所有者等が希望するもの(以下「協定区域隣接地」という。)を定めることができる。

4 都市再生歩行者経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る都市再生歩行者経路協定の縦覧等)

第四十五条の三 市町村長は、前条第四項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市再生歩行者経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都市再生歩行者経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(都市再生歩行者経路協定の認可)

第四十五条の四 市町村長は、第四十五条の二第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第四十五条の二第二項各号に掲げる事項(当該都市再生歩行者経路協定において協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 その他当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合するものであること。

2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第四十五条の二第二項第二号に掲げる事項に建築物に関する事項を定めた都市再生歩行者経路協定について同条第四項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 市町村長は、第四十五条の二第四項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

(都市再生歩行者経路協定の変更)

第四十五条の五 協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、都市再生歩行者経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(協定区域からの除外)

第四十五条の六 協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)で当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となつていた土地(同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地)は、当該協定区域から除外されるものとする。

2 協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項(大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第九十一条第三項(大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による公告があつた日(当該土地の所有権が移転した日)が終了した時において当該協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により協定区域内の土地が当

該協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第四十五条の四第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により協定区域内の土地が当該協定区域から除外されたことを知つた場合について準用する。

(都市再生歩行者経路協定の効力)

第四十五条の七 第四十五条の四第三項(第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた後(都市再生歩行者経路協定は、その公告があつた後において当該協定区域内の土地に係る土地所有者等となつた者(当該都市再生歩行者経路協定について第四十五条の二第一項又は第四十五条の五第一項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対して、その効力があるものとする。

(都市再生歩行者経路協定の認可の公告のあつた後都市再生歩行者経路協定に加わる手続等)

第四十五条の八 協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばないものは、第四十五条の四第三項(第

四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた後(市町村長に対して書面での意思表示を表示することによつて、当該都市再生歩行者経路協定に加わることができる。

2 協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第四十五条の四第三項(第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた後(市町村長に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面での意思表示をすることによつて、都市再生歩行者経路協定に加わることができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地)にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となつていた土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつていた土地の所有者の合意を要しない。

3 協定区域隣接地の区域内の土地で前項の規定による土地所有者等の意思表示に係るものの区域は、その意思の表示のあつた時以後、協定区域の一部となるものとする。

4 第四十五条の四第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。

5 都市再生歩行者経路協定は、第一項又は第二項の規定により当該都市再生歩行者経路協定に加わつた者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地)にあつて

は、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第四十五条の四第三項の規定による公告のあつた後において土地所有者等となつた者(当該都市再生歩行者経路協定について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。)に対して、その効力があるものとする。

(都市再生歩行者経路協定の廃止)

第四十五条の九 協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第四十五条の二第四項又は第四十五条の五第一項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第四十五条の十 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十五条の二第一項、第四十五条の五第一項、第四十五条の八第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

(一の所有者による都市再生歩行者経路協定の設定)

第四十五条の十一 都市再生緊急整備地域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該

土地の区域を協定区域とする都市再生歩行者経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十五条の四第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定が都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第四十五条の四第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十五条の四第三項の規定による認可の公告のあった都市再生歩行者経路協定と同一の効力を有する都市再生歩行者経路協定となる。

(借主の地位)

第四十五条の十二 都市再生歩行者経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その都市再生歩行者経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この節の規定を適用する。

第四十六条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 前二号の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項

第四十六条中第十三項を第十四項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10 第二項第五号に掲げる事項には、同項第一

号の区域(都市再生緊急整備地域内にある土地の区域を除く。)のうち、都市開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき土地の区域であつて、当該区域における都市開発事業の施行後の土地の高度利用及び公共施設の整備の状況その他の状況からみて、都市開発事業の施行に関連して当該区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者)による歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理が必要となると認められるもの及び当該経路の整備又は管理に関する事項を記載することができる。

第四十六条の二第一項中「実施」の下に「並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理」を加え、同条第三項中「及び前条第二項第三号イ」を「前条第二項第三号イ」に改め、「見込まれる者」の下に「及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者」を加える。

第四十七条第二項中「ため」の下に「当該事業等を通じて増進が図られる都市機能の内容」を加え、「基礎として」を「勘案して」に改める。

第四十九条の見出しを「大都市住宅等供給法の特例」に改め、同条中「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法昭和五十年法律第六十七号」を「大都市住宅等供給法」に改める。

第五十一条第一項中「第四十六条第十二項後段(同条第十三項)」を「第四十六条第十三項後段

(同条第十四項)に改める。

第五章第三節第二款の款名を次のように改める。

第二款 都市計画の決定等の要請及び提案

第五章第三節第二款中第五十七条の次に次の一条を加える。

第五十七条の二 第七十四条第三号(ロに係る部分に限る。)又は第五号に掲げる業務として公共施設又は同条第三号ロの国土交通省令で定める施設の整備又は管理を行う第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、市町村に対し、これらの施設の整備又は管理を適切に行うために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

一 都市計画法第十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる計画に関する都市計画

二 次に掲げる都市計画で都市計画法第十五条第一項の規定により市町村が定めることとされているもの

イ 都市施設で政令で定めるものに関する都市計画

ロ その他政令で定める都市計画

2 第三十七条第二項及び第三項並びに第三十八条から第四十条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、第三十七条第二項中「都市再生事業と

あるのは「公共施設又は第七十四条第三号ロの国土交通省令で定める施設の整備又は管理」と、第四十条第一項中「者(当該都市計画決定権者が第四十三条第二項の規定による通知を受けているときは、当該計画提案をした者及び当該通知をした行政庁)」とあるのは「都市再生整備推進法人」と読み替えるものとする。

第七十二条第二項中「前条第二項第三号イ」を「都市再生整備計画」に、「見込まれる者」を「管理者」に改める。

第七十四条第三号ロ中「イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共施設」を「公共施設又は駐車場その他の都市再生整備計画の区域内の居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして国土交通省令で定める施設」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 都市再生整備計画に基づく事業により整備される公共施設又は第三号ロの国土交通省令で定める施設の所有者(所有者が二人以上いる場合にあつては、その全員)との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 都市再生整備歩行者経路協定
第七十二条の二 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十項に規定する区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当

該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者)は、その全員の合意により、当該区域内における都市開発事業の施行に關連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に關する協定(次項において「都市再生整備歩行者経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(同法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地)にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

2 前章第四節(第四十五条の二第一項を除く。)の規定は、都市再生整備歩行者経路協定について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「都市再生歩行者経路」とあるのは「都市再生整備歩行者経路(第七十二条の二第一項の経路をいう。以下同じ。)」と、同項第二号中「都市再生歩行者経路」とあるのは「都市再生整備歩行者経路」と、同条第三項及び第四十五条の十一第一項中「都市再生緊急整備地域」とあるのは「第四十六条第十項の規定により都市再生整備計画に記載された区域」と、第四十五条の二第三項並びに第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路」とあるのは「都市再生整備歩行者経路」と、第四十五条の二第三項中「土地所有者等」とあるのは「土地所有者等(第七十二条の二第二項本文に規定する者をいう。以下同じ。)」と、第四十五条の四第一項第四号中「都市再生緊急整備地域の地域整備方針」

とあるのは「第四十六条第十項の規定により都市再生整備計画に記載された経路の整備又は管理に關する事項」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第七十二条の二第一項」とする。(都市開発資金の貸付けに關する法律の一部改正)

第二条 都市開発資金の貸付けに關する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第八項中「(平成十四年法律第二十二号)を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 国は、地方公共団体が、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人(いづれも政令で定める要件に該当するものに限る。)に対する同法第七十四条第三号に規定する事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。

第二条第一項中「第七項」を「第八項」に、「前条第一項第二号」を「同条第一項第二号」に改め、同条第二項中「第六項」を「第七項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第十項中「前条第八項」を「前条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前条第六項又は第八項」

を「前条第七項又は第九項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 前条第六項の規定による貸付金の償還期間は、十年(四年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条 都市再生特別措置法第四十七条第二項及び第七十四条の改正規定に限る。、第二条並びに附則第六条及び第七条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の都市再生特別措置法(以下「新都市再生特別措置法」という。)第十五条の規定により地域整備方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際に第一一条の規定による改正前の都市再生特別措置法(以下「旧都市再生特別措置法」という。)第十五条の規定により定められてゐる地域整備方針は、新都市再生特別措置法第十五条の規定により定められた地域整備方針とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧都市再生特別措置法第四十六条の規定により作成されてゐる都市再生整備計画は、新都市再生特別措置法第四十六条の規定により作成された都市再生整備計画とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧都市再生特別措置法第四十六条の二第一項の規定により組織されてゐる市町村都市再生整備協議会は、新都市再生特別措置法第四十六条の二第一項の規定により組織された市町村都市再生整備協議会とみなす。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(民間都市開発の推進に關する特別措置法の一部改正)

第六条 民間都市開発の推進に關する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一条第八項」を「第一条第九項」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第四十四条第一項中「第八項」を「第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

審査報告書

防衛省設置法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年五月二十六日

参議院議長 江田 五月殿
外交防衛委員長 榛葉賀津也

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、防衛省の所掌事務をより適切に遂行する体制を整備するため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更、防衛参事官の廃止、防衛大臣補佐官及び防衛会議の設置、防衛大学校等における研究の位置付けの明確化、陸上自衛隊の学校の生徒及び自衛官候補生の身分の新設、自衛官の勤務延長及び再任用に係る期間の伸長、第十五旅団の新編等の措置を講ずるものであつて、おおむね妥当な措置と認め

る。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年四月二十八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律

(防衛省設置法の一部改正)

第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万三千二百二十人」を「十五万二千三百七十二人」に、「四万五千七百七十六人」を「四万五千五百八十五人」に、「四万七千三百十三人」を「四万七千三百三十八人」に、「百五十二人」を「千百十五人」に、「三百四十三人」を「三百四十七人」に、「千九百三人」を「千九百六人」

に、「二十四万八千六百四十七人」を「二十四万八千四百六十三人」に改める。

第七条を次のように改める。

(防衛大臣補佐官)

第七条 防衛省に、防衛大臣補佐官三人以内を置くことができる。

2 防衛大臣補佐官は、防衛省の所掌事務に關する重要事項に關し、防衛大臣に進言し、及び防衛大臣の命を受けて、防衛大臣に意見を具申する。

3 防衛大臣補佐官は、非常勤とすることができ

る。

4 防衛大臣補佐官の任免は、防衛大臣が行う。

5 自衛隊法第五十二条、第五十六条、第五十七

七条、第五十八条第一項並びに第五十九条第一

項及び第二項の規定は、防衛大臣補佐官の

服務について準用する。

6 常勤の防衛大臣補佐官は、在任中、防衛大

臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の

職務に従事し、又は営利事業を営み、その他

金銭上の利益を目的とする業務を行つてはな

らない。

7 防衛大臣補佐官は、職務の執行の公正さに

對する国民の疑惑や不信を招くような行為を

してはならない。

第九条の見出しを「官房長」に改め、同条第

二項を削る。

第十条第四項中「書記官は、」の下に「官房長若

しくは局長若しくは」を加える。

第十五条第二項及び第十六条第二項中、「自

衛隊」を「自衛隊」に、「研究能力」を「研究の能

力」に、「行う」を「行うとともに、当該研究を行

う」に改める。

第十九条第一項中「統合幕僚監部」を「防衛会

議 僚監部」に改め、同条の次に次の一条を加え

る。

(防衛会議)

第十九条の二 防衛会議は、防衛大臣の求めに

応じ、防衛省の所掌事務に關する基本的方針

について審議する機関とする。

2 防衛会議は、議長及び委員をもつて組織す

る。

議長は、防衛大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

防衛副大臣

防衛大臣政務官

防衛大臣補佐官

事務次官

官房長及び局長

統合幕僚長

陸上幕僚長

海上幕僚長

航空幕僚長

情報本部長

防衛大臣は、防衛省の所掌事務に關する基

本の方針を策定するに当たり、防衛省全体の

見地から必要があると認めるときは、防衛会

議に審議させるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、防衛会議の組

織及び運営に關し必要な事項は、防衛省令で

定める。

第二条 防衛省設置法の一部を次のように改正す

る。

第六条中「十五万二千三百七十二人」を「十五

万六千四百一十一人」に、「四万五千五百八十五

人」を「四万五千五百五十人」に、「四万七千三百

十八人」を「四万七千二百二十八人」に、「千百十五

人」を「千百五十九人」に、「三百四十七人」を「三

百五十九人」に、「千九百六人」を「千九百九人」

に、「二十四万八千四百六十三人」を「二十四万

七千七百四十六人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第三条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五

号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「防衛大臣政務官」の下に

「防衛大臣補佐官」を加え、「及び防衛参事官」

を削り、「防衛医科大学校」の下に「防衛会議」

を加え、同条第五項中「防衛大臣政務官」の下に

「防衛大臣補佐官」を加える。

第二十五条第五項を第七項とし、第四項の

次に次の二項を加える。

5 政令で定める陸上自衛隊の学校において

は、第一項の規定にかかわらず、陸曹長以下

三等陸曹以上の自衛官となるべき者に必要な

知識及び技能を修得させるための教育訓練を

行う。

6 前項の教育訓練を受けている者(以下「生

徒」という。)の員数は、防衛省の職員の定員

外とする。

第二十九条第一項中「自衛官」の下に「及び自

衛官候補生」を加える。

第三十二条第一項中「陸曹長」を「陸曹長」に、

「二等陸士及び三等陸士」を「及び二等陸士」に

改め、同条第二項中「二等海士及び三等海士」

を「及び二等海士」に改め、同条第三項中「二

等空士及び三等空士」を「及び二等空士」に改め

る。

第三十三条中「予備自衛官」を「自衛官候

補生、予備自衛官」に、「その他」を「生徒そ

の他」に改める。

第三十六条の見出し中「任用期間並びにその延長を」任用期間等に改め、同条第一項中「二等陸士及び三等陸士」を「及び二等陸士」に、「二等海士及び三等海士」を「及び二等海士」に、「二等空士及び三等空士」を「及び二等空士」に改め、同項ただし書中「基き」を「基づき」に改め、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「採用の日」を「同項の自衛官に任用された日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に、「基き」を「基づき」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 自衛官候補生は、その修了後引き続き前項の規定に基づき任用される自衛官として必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を受けるものとする。

3 自衛官候補生の任用期間は、三月を基準として前項に規定する教育訓練に要する期間を勘案して防衛省令で定めるものとし、自衛官候補生から引き続き第一項の自衛官に任用された者の当該自衛官としての任用期間は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間からその者の自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間とする。

4 自衛官候補生の員数は、防衛省の職員定員外とする。

第四十四条の四第一項第五号中「第四十五条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

4 防衛大臣は、前項の期間又はこの項の期間が満了する場合において、前項の事由が引き続き存するときは、当該自衛官の同

意を得て、一年以内の期間を限り、引き続き自衛官として勤務させることができる。ただし、その期間の末日は、当該自衛官が定年に達した日の翌々日から起算して三年を超えることができる。

第四十五条の二第二項中「同条第三項」の下に「若しくは第四項」を、「二年」の下に「(任期の末日がその者が年齢六十年に達する日前となる場合にあつては、三年)」を加え、同条第二項中「二年」を「前項に定める期間」に改める。

第四十八条の見出し中「学生」の下に「又は生徒」を加え、同条第一項中「又は防衛医科大学校の長」を「若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長」に、「学校長」を「学校長等」に、「教育訓練又は」を「教育訓練若しくは」に、「が成績不良」を「又は生徒が成績不良」に改め、同条第二項及び第三項各号列記以外の部分中「学校長」を「学校長等」に改め、「学生」の下に「又は生徒」を加え、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号及び第二号並びに同条第四項及び第五項中「学生」の下に「又は生徒」を加える。

第五十条中「及び学生」を「学生及び生徒」に改める。

第五十条の二中「学生」の下に「若しくは生徒」を加える。

第五十八条第二項中「自衛官」の下に「自衛官候補生」を加え、「及び学生」を「学生及び生徒」に改める。

第七十五条の二第二項中「八千四百二十五人」を「八千四百八人」に改める。

第九十七条第一項及び第二項中「自衛官」の下に「及び自衛官候補生」を加える。

別表第一中「第十四旅団 第十四旅団司令部 普通寺市 那覇市」に改める。

第四条 自衛隊法の一部を次のように改正する。
第七十五条の二第二項中「八千四百八人」を「八千四百六十七人」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)
第一条中「給与」の下に「自衛官任用一時金」を加える。

第四条第一項中「防衛参事官」を削り、「職員」の下に「防衛大臣補佐官」を、「自衛官」の下に「自衛官候補生」を、「学生」という。の下に「生徒(自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

5 常勤の防衛大臣補佐官には、一般職給与法別表第十一に掲げる俸給月額のうち政令で定める号俸の額に相当する額の俸給を支給する。

第五条第一項中「新たに職員」の下に「常勤の防衛大臣補佐官」を加える。

第十二条第一項中「職員」の下に「常勤の防衛大臣補佐官」を加え、「及び学生」を「学生及び生徒」に改める。

第十四条の見出しを「(地域手当等)」に改め、

第十四旅団 第十四旅団司令部
第十五旅団 第十五旅団司令部

同条第一項中「事務官等」を「常勤の防衛大臣補佐官には地域手当及び通勤手当を、事務官等」に改める。

第十八条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「期末手当及び勤勉手当」を付し、同条第一項中「職員」の下に「常勤の防衛大臣補佐官」を加え、「予備自衛官等」を「自衛官候補生、予備自衛官等」に、「及び学生」を「学生及び生徒」に改める。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣補佐官には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

第十八条の三第二項中「前条第二項」を「第十八条の二第二項」に改める。

第二十二條第一項中「訓練招集」を「自衛官候補生、訓練招集」に、「並びに学生」を「学生並びに生徒」に改める。

第二十四条の六中「第二十四条の二」を「第二十四条の三」に改め、同条を第二十四条の七と

し、第二十四条の三から第二十四条の五までを一条ずつ繰り下げる。

第二十四条の二の前の見出しを削り、同条を第二十四条の三とし、同条の前に見出しとして「予備自衛官等の給与」を付する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(自衛官候補生の給与)

第二十四条の二 自衛官候補生には、自衛官候補生手当を支給する。

2 前項の自衛官候補生手当の月額は、十二万五千五百円とする。

3 第一項の自衛官候補生手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(生徒の給与)

第二十五条の二 生徒には、生徒手当及び期末手当を支給する。

2 前項の生徒手当の月額は、九万四千九百円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額とする。

4 第一項の生徒手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(自衛官任用一時金の支給)

第二十六条の二 自衛隊法第三十六条第二項に規定する自衛官候補生から引き続いて同条第一項の自衛官に任用された者には、自衛官任用一時金を支給する。

2 前項の自衛官任用一時金の額は、政令で定める。

3 自衛官任用一時金の支給を受けた者が、その任用期間の満了前に離職した場合には、当該任用後の隊員としての勤続期間を考慮して政令で定める金額を国に償還しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、この限りでない。

一 死亡により離職したとき。

二 公務による災害のため心身に故障を生じ、自衛隊法第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

4 前項の規定による償還義務は、本人の死亡により消滅する。

5 前各項に定めるもののほか、自衛官任用一時金の支給及び償還に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条第二項中「給与は」の下に、「常勤の防衛大臣補佐官にあつては俸給、地域手当及び通勤手当とし」を加える。

第二十七条の二第三号及び第二十七条の十四第一項中「第四十五条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

第二十八条第一項第四号中「第三十六条第四項」を「第三十六条第七項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十六条第四項」

を「第三十六条第七項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十六条第四項」を「第三十六条第七項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「任用された者」の下に「(前号の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 自衛官候補生から引き続いて自衛隊法第三十六条第一項の規定により任用された者 同項に規定する期間が二年である者にあつては八十七日(自衛官候補生としての任用期間が三月でない者にあつては、当該任用期間を勘案して防衛省令で定めるところにより算定した日数)、同項に規定する期間が三年である者にあつては百三十七日(自衛官候補生としての任用期間が三月でない者にあつては、当該任用期間を勘案して防衛省令で定めるところにより算定した日数)

第二十八条第三項中「第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第五項中「第三十六条第四項」を「第三十六条第七項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に改め、同条第六項中「第三十六条第五項」を「第三十六条第八項」に改め、同条第七項中「第三十六条第四項」を「第三十六条第七項」に改め、同条第九項第一号中「第三十六条第四項」を「第三十六条第七項」に改め、同項第二号中「第三十六条第五項」を「第三十六条第八項」に改める。

第二十八条の二第二項中「第四十五条第三項」

の下に「又は第四項」を加え、同条第四項中「学生に」を「学生及び生徒に」に改め、「について」は、「学生」の下に「又は生徒」を加え、同項ただし書及び同条第五項中「学生」の下に「又は生徒」を加える。

第二十九条中「又は学生」を「学生又は生徒」に改める。

別表第二の三等陸士、三等海士及び三等空士の項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

イ 第一条の規定

ロ 第三条中自衛隊法第二条の改正規定、同法第四十四条の四第一項第五号の改正規定、同法第四十五条の二の改正規定及び同法第七十五条の二第二項の改正規定

ハ 第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定(「防衛参事官」を削る部分及び「職員で」の下に「防衛大臣補佐官」を加える部分に限る。)、同条に一項を加える改正規定、同法第五条の改正規定、同法第十二条第一項の改正規定(「職員」の下に「常勤の防衛大臣補佐官」を加える部分に限る。)、同法第十四条見出しを含む。の改正規定、同法第十八条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付

する改正規定、同条第一項の改正規定（職員（この下に「常勤の防衛大臣補佐官」を加える部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条の三第二項の改正規定、同法第二十七条第二項の改正規定並びに同法第二十七条の三第三号、第二十七條の十四第一項及び第二十八條の二第一項の改正規定

二 附則第三条、第十条及び第十一条の規定次に掲げる規定 平成二十二年四月一日

イ 第三条中自衛隊法第三十三条の改正規定（その他を、生徒その他に改める部分に限る。）、同法第四十八条（見出しを含む。）、第五十条及び第五十条の二の改正規定並びに同法第五十八条第二項の改正規定（及び学生を、学生及び生徒に改める部分に限る。）、

ロ 第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定（学生という。の下に、生徒（自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。）を加える部分に限る。）、同法第十二条第一項の改正規定（前号ハに掲げる改正規定を除く。）、同法第十八条の二第一項の改正規定（及び学生を、学生及び生徒に改める部分に限る。）、同法第二十二條第一項の改正規定（並びに学生を、学生並びに生徒に改める部分に限る。）、同法第二十五条の次に一条を加える改正規定、同法第二十八条の二第四項及び第五項の改正規定並びに同法第二十九条の改正規定

ハ 附則第八条の規定（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七條第一項の表第八條第一項の項の改正規定中「又は第二十五條第三項」を「第二十五條第三項又は第二十五條の二第三項」に改める部分及び同表第十二條第一項の項の改正規定中「受けている者」の下に「自衛隊法第二十五條第五項の教育訓練を受けている者」を加える部分に限る。）及び附則第九条の規定（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四條第一項の改正規定中「自衛官」の下に「自衛官候補生」を加える部分を除く。）

三 次に掲げる規定 平成二十二年七月一日

イ 第三条中自衛隊法第二十九條第一項の改正規定、同法第三十三條の改正規定（前号イに掲げる改正規定を除く。）、同法第三十六條（見出しを含む。）、同法第三十八條第一項の改正規定（除く。）、同法第五十八條第二項の改正規定（前号イに掲げる改正規定を除く。）、及び同法第九十七條の改正規定

ロ 第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律第一条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定（第一号ハ及び前号ロに掲げる改正規定を除く。）、同法第十八條の二第一項の改正規定（第一号ハ及び前号ロに掲げる改正規定を除く。）、同法第二十二條第一項の改正規定（前号ロに掲げる改正規定を除く。）、同法第二十四條の六の改正規定、同条を同法第二十四條の七とし、同法第二十四條の三から第二十四條の五までを一条

ずつ繰り下げる改正規定、同法第二十四條の二の前の見出しを削り、同条を同法第二十四條の三とし、同条の前に見出しを付する改正規定、同法第二十四條の次に一条を加える改正規定、同法第二十六條の次に一条を加える改正規定及び同法第二十八條の改正規定

ハ 附則第四条の規定、附則第八条の規定（前号ハに掲げる改正規定を除く。）、及び附則第九条の規定（前号ハに掲げる改正規定を除く。）、

四 第三条中自衛隊法第三十二條の改正規定（陸曹長を「陸曹長」に改める部分を除く。）、及び同法第三十六條第一項の改正規定並びに第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二の改正規定並びに附則第五条から第七條までの規定 平成二十二年十月一日

（陸上自衛隊の学校に係る経過措置）

第二条 第三条の規定による改正後の自衛隊法第二十五條第五項の学校は、当分の間、この法律の施行の日前に三等陸士として採用され、かつ、この法律の施行の際現に隊員の職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を受けている一等陸士、二等陸士又は三等陸士に対し、当該教育訓練を行うことができる。

（自衛官候補生に係る準備行為）

第三条 自衛官候補生の募集の実施に必要な告示その他の準備行為は、附則第一条第三号イに掲げる規定の施行の日前においても、行うことができる。

（退職手当の特例に係る経過措置）

第四条 附則第一条第三号ロに掲げる規定の施行

の際現に任用期間の定めのある隊員（第五条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八條第一項に規定する任用期間の定めのある隊員をいう。）である自衛官の退職手当については、第五条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八條第一項各号及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（三等陸士の廃止に伴う経過措置）

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に附則第二条の規定により教育訓練を受けている三等陸士の階級及び俸給については、第三条の規定による改正後の自衛隊法第三十二條第一項の規定及び第五條の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（恩給法の一部改正）

第六条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第六号中「二等陸士」を「又ハ二等陸士」に改め、「又ハ三等陸士、三等海士若ハ三等空士」を削る。

（恩給法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 従前の規定による三等陸士、三等海士又は三等空士については、前条の規定による改正後の恩給法第二十三條第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第八条 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項の表第三條第一項の項を次のように改める。

第三条第一項	
職員	職員(自衛官候補生、)
任命権者	自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)

第二十七条第一項の表第八条第一項の項中「又は第二十五条第三項」を、「第二十五条第三項又は第二十五条の二第三項」に改め、同表第十二条第一項の項中「自衛官」の下に、「自衛官候補生」を、「受けている者」の下に、「自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者」を加え、同表前条第一項の項中「各省各庁の長」の下に、「は、職員」を、「受けた者」の下に「は、職員(自衛官候補生)」を加える。

第九条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「学生」という。の下に、「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二十五条第五項の教育訓練を受けている者(以下「生徒」という。)」を、「自衛官」の下に、「自衛官候補生」を加え、「及び学生」を、「学生及び生徒」に改め、「昭和二十九年法律第百六十五号」を削る。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第十条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号二中「及び防衛省職員

給与法」を、「防衛省職員給与法」に改め、「限る。」の下に「を受ける職員及び防衛省職員給与法第四条第五項の規定の適用を加える。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第十一条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表第四条第二号の項中「第四十五条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

審査報告書

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年五月二十六日

環境委員長 有村 治子

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立公園、自然環境保全地域等における自然環境の保全対策の強化等を図るため、国立公園の特別地域等における規制の対象となる行為の追加、海域における保護施策の充

実、生態系の維持又は回復を図るための事業の創設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法の目的に生物多様性の確保が加えられたことにかんがみ、自然公園の利用が生態系にとつて悪影響を及ぼさないよう、その適正な利用に努めるとともに、国民にもその趣旨が理解されるよう普及啓発に努めること。

二、海域公園地区及び海域特別地区の指定に当たっては、科学的なデータ等を勘案し、民間団体等利害関係者にも配慮しつつ、関係省庁間等の連携・協力を十分図ることによって、世界的に貴重な海洋生態系の保護・保全にとつて重要な海域が指定対象に含まれるよう努めること。

また、国際的な連携にも配慮しつつ、移動性野生動物の保全にも努めること。

三、公園計画及び公園事業計画の策定に当たっては、生物多様性の保全の観点から、同計画が適正かつ効果的な自然公園の管理運営に資するものとなるよう、審議会の開催に当たつて、パブリックコメントなどの前倒しにより、国民の意見が審議に反映されるものとするほか、計画段階からの市民参加等、多様な主体が参画、協議できる場を設けることで、可能な限り幅広く意見を聴くよう努めること。また、そこで集約された意見については、同計画に反映させるよう努めること。

四、生態系維持回復事業に係る認定等に当たっては、絶滅のおそれのある野生生物への影響や現行法の鳥獣被害の防止施策との整合性にも留意しつつ、科学的データ等に準拠しながら厳正かつ適切に行うこと。

五、自然公園の利用調整地区については、生物の多様性の確保及び持続可能な利用の観点から、住民、関係団体、土地利用者等との十分な調整を図りつつ、指定の拡大に向けて積極的に取り組むこと。

六、自然公園等の適切な管理運営のために必要の人材の確保に最大限努めること。特に、知識及び経験等が豊富なアクティブ・レンジャー経験者を積極的に活用するよう努めること。また、グリーンワーカー事業の拡充等をはじめとする施策の展開により、地元住民等の雇用創出を行うこと。

七、気候変動に伴う生態系の変化を考慮して、国土における自然保護地域の効果的な再配置と拡大、適正な管理を早急かつ積極的に取り組むこと。

八、生物多様性条約において、海洋保護区の全球レベルのネットワーク構築が目標として設定され、海洋保護区の統合、設置、効果的管理が急務とされていることにかんがみ、国際的な要請に資するものとなるよう、海洋保護区の設定に当たっては、我が国の生物多様性保全上、代表性を持ったものが含まれるものになるよう努めること。

九、自然公園及び自然環境保全地域等の自然保護地域体系のあり方について法制度も含めて検討を行うこと。

右決議する。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律

正する法律

(自然公園法の一部改正)

第一条 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中
第二節 公園計画及び公園事業(第七節 風景地保護協定(第三十一節 公園管理団体(第三十七節 費用(第四十三条 第四十九節 雑則(第五十条 第五十八

条・第八節 第三十條 第三十七條 復事業(第三十八條 第四十二條 定(第四十三條 第四十八條 (第四十九條 第五十四條 第六十一條 第六十七條 第九條 第六十八條を「第七十二條 第八十一條」に、「第六十九條 第七十六條」を「第八十二條 第九十條」に改める。

第一条中「図り、もつて」を「図ることにより、」に改め、「資する」の下に「とともに、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。

第二条第二号中「海中」を「海域」に、「第二章 第四節及び第六十一條」を「次章第六節及び第七十四條」に改め、同条第四号中「第五十九條」を「第七十二條」に改め、同条第五号中「施設」を「事業」に改め、同条に次の一号を加える。

七 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

「第二節 公園計画及び公園事業」を「第二節 公園計画」に改める。

第七條の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「又は公園事業」を削り、「公示しなければ」を「官報で公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなれば」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を削る。

第八條の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前条第五項の規定は」を「前条第三項の規定は」に改め、「又は公園事業及び」を「同条第六項の規定は都道府県知事が公園事業を廃止し、又は変更したときについて」を削り、同項を同条第三項とする。

第七十六條中「第六十條、第六十二條又は第七十六條」を「第七十三條、第七十五條又は第七十六條」に、「前各條」を「第八十二條から第八十七條まで及び前條」に改め、「刑」の下に「又は過料を加え、同條を第九十條とする」。

第七十五條中「第十六條第六項」を「第二十四條第六項(同条第八項において準用する場合を含む。）」に改め、同條を第八十九條とする。

第七十四條中「第六十九條、第七十條、第七十二條」を「第八十二條、第八十三條、第八十五條」に改め、同條を第八十七條とし、同條の次に次の一條を加える。

第八十八條 第十條第九項、第十三條又は第十四條第二項(これらの規定を第十六條第四項において準用する場合を含む。の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者(第十條第三項又は第十六條第三項の認可を受けた者に限る。は、二十万円以下の過料に処する。

第七十三條第十号中「第五十條第五項」を「第六十二條第五項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「海中公園地区」を「海域公園地区」に、「第三十條第二項」を「第三十七條第二項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「海中公園地区」を「海域公園地区」に、「第三十條第一項第一号」を「第三十七條第一項第一号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第二十八條第二項」を「第三十五條第二項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第二十八條第一項」を「第三十五條第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第二十六條第五項」を「第三十三條第五項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第二十六條第一項の規定による」を「第三十三條第一項の規定に違反して、」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第二十二條第一項に規定する」を「第三十條第一項の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二

号中「第十九條第四項」を「第二十七條第四項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十六條第五項」を「第二十四條第五項(同条第八項において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十三條を第八十六條とする。

第七十二條中「第二十六條第二項又は第四十條」を「第十一條(第十六條第四項において準用する場合を含む。、第三十三條第二項又は第五十二條」に改め、同條を第八十五條とする。

第七十一條中「第二十條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同條を第八十四條とする。

第七十條第三号中「第二十五條」を「第三十二條」に、「付せられた」を「付された」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第十六條第一項」を「第二十四條第一項又は第七項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第十三條第三項、第十四條第三項、第十五條第三項又は第二十四條第三項」を「第二十條第三項、第二十一條第三項、第二十二條第三項又は第二十三條第三項」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第十條第六項(第十六條第四項において準用する場合を含む。の規定に違反して、第十條第四項各号(第十六條第四項において準用する場合を含む。に掲げる事項を変更した者(第十條第三項又は第十六條第三

項の認可を受けた者に限る。）

二 第十條第十項（第十六條第四項において準用する場合を含む。）の規定により認可に付された条件に違反した者

第七十條を第八十三條とする。

第六十九條中「第二十七條第一項」を「第十五條第一項（第十六條第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四條第一項」に改め、同條を第八十二條とする。

第三章中第六十八條を第八十一條とし、第六十七條を第八十條とする。

第六十六條第二項中「第六十條第一項」を「第七十三條第一項」に、「第五十六條」を「第六十八條」に改め、同條を第七十九條とする。

第六十五條中「第六十條第一項」を「第七十三條第一項」に、「第五十一條第一項後段」を「第六十三條第一項後段」に改め、同條を第七十八條とする。

第六十四條中「第六十條第一項」を「第七十三條第一項」に改め、同條を第七十七條とする。

第六十三條中「第五十條」を「第六十二條」に改め、同條を第七十六條とする。

第六十二條中「前章第五節」を「前章第七節」に改め、同條を第七十五條とする。

第六十一條中「前章第四節」を「前章第六節」に改め、同條を第七十四條とする。

第六十條第一項中「前章第三節」を「前章第四節」に改め、同條第二項中「第十七條から第二十三條まで」を「第二十五條から第三十一條まで」に改め、同條第三項中「第三十條」を「第三十七條」に改め、同條を第七十三條とし、第五十九條を第七十二條とする。

第二章第七節中第五十八條を第七十一條とす

る。

第五十七條中「第十三條第一項」を「第二十條第一項」に、「第十四條第一項」を「第二十一條第一項」に、「第二十四條第一項」を「第二十二條第一項」に、「第五十五條第二項」を「第六十七條第二項」に改め、同條を第七十條とし、第五十六條の二を第六十九條とする。

第五十六條第一項中「第十三條第三項、第十四條第三項、第十五條第三項第六号又は第二十四條第三項」を「第二十條第三項、第二十一條第三項、第二十二條第三項又は第二十三條第三項第七号」に、「当該」を「当該」に改め、同條第三項中「第十三條第六項から第八項まで、第十四條第六項若しくは第七項、第二十四條第六項若しくは第七項又は第二十六條第一項」を「第二十六條第六項後段、第七項若しくは第八項、第二十一條第六項後段若しくは第七項、第二十二條第六項後段若しくは第七項又は第三十三條第一項」に改め、同條第四項中「第二十六條第一項」を「第三十三條第一項」に改め、同條を第六十八條とする。

第五十五條第一項中「利用調整地区若しくは海中公園地区」を「海域公園地区若しくは利用調整地区」に改め、同條第二項中「利用調整地区又は海中公園地区」を「海域公園地区又は利用調整地区」に改め、同條第三項中「第九條第一項」を「第十條第一項」に、「国立公園に関する公園事業」を「国立公園事業」に改め、同條第四項中「第十條第一項ただし書」を「第十六條第一項ただし書」に、「国定公園に関する公園事業」を「国定公園事業」に改め、同條を第六十七條とし、第五十四條を第六十六條とし、第五十三條を第六十五條とする。

第五十二條第一項中「第十三條第三項、第十四條第三項若しくは第二十四條第三項」を「第二十二條第三項、第二十一條第三項若しくは第二十二條第三項」に、「第二十五條」を「第三十二條」に、「付せられたため、又は第二十六條第二項」を「付されたため、又は第三十三條第二項」に改め、同條第四項及び第五項中「第五十條第一項」を「第六十二條第一項」に改め、同條を第六十四條とする。

第五十一條第一項中「第十三條第三項、第十四條第三項、第二十四條第三項又は第二十六條第二項」を「第二十條第三項、第二十一條第三項、第二十二條第三項又は第三十三條第二項」に改め、同條を第六十三條とする。

第五十條第四項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同條を第六十二條とする。

第二章第七節を同章第九節とする。

第二章第六節中第四十九條を第六十一條とし、第四十六條から第四十八條までを十二條ずつ繰り下げる。

第四十五條第一項中「国立公園に関する公園事業」を「国立公園事業」に、「当該公園事業」を「当該国立公園事業」に改め、同條第二項中「公園事業」を「国立公園事業」に改め、同條を第五十七條とし、第四十四條を第五十六條とし、第四十三條を第五十五條とする。

第二章第六節を同章第八節とする。

第二章第五節中第四十二條を第五十四條とし、第三十七條から第四十一條までを十二條ずつ繰り下げる。

第二章第五節を同章第七節とする。

第三十六條中「第三十四條」を「第四十六條」に

改め、第二章第四節中同條を第四十八條とする。

第三十五條中「第三十一條第二項」を「第四十三條第二項」に改め、同條を第四十七條とし、第三十四條を第四十六條とする。

第三十三條中「第三十一條第五項」を「第四十三條第五項」に改め、同條第二号中「第三十一條第三項各号」を「第四十三條第三項各号」に改め、同條を第四十五條とし、第三十二條を第四十四條とする。

第三十一條第一項中「第三十七條第一項」を「第四十九條第一項」に、「第三十八條第一号」を「第五十條第一号」に、「海面」を「海域」に改め、同條を第四十三條とする。

第二章第四節を同章第六節とする。

第三十條第一項及び第二項中「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同條第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、第二章第三節中同條を第三十七條とし、第二十九條を第三十六條とする。

第二十八條の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同條第一項中「第十三條第三項、第十四條第三項、第十五條第三項第六号若しくは第二十四條第三項」を「第二十條第三項、第二十一條第三項、第二十二條第三項若しくは第二十三條第三項第七号」に、「第二十六條第二項」を「第三十三條第二項」に改め、同條第二項中「第十三條第三項、第十四條第三項、第十五條第三項第六号、第二十四條第三項、第二十六條第二項」を「第二十條第三項、第二十一條第三項、第二十二條第三項、第二十三條第三項第七号、第三十三條第二項」に、「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、又は第十三

条第三項各号、第十四条第三項各号、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項各号若しくは第二十六条第一項各号」を「立ち入り、第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号、第二十二条第三項各号、第二十三条第三項第七号若しくは第三十三条第一項各号」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十七条第一項中「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項若しくは第二十四条第三項の規定、第二十五条を」第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項の規定、第三十二条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十六条第一項中「海中公園地区」を「海域公園地区」に、「海面」を「海域」に改め、同条第七項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十一条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為
第二十六条を第三十三条とする。
第二十五条中「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号及び前条第三項」

を「第二十條第三項、第二十一條第三項、第二十二條第三項及び第二十三條第三項第七号」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十四条を削る。
第二十三条第一項中「第十六条第一項」を「第二十四条第一項若しくは第七項」に改め、「同条第五項」の下に「(同条第八項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「第十六条第一項」を「第二十四条第一項若しくは第七項」に改め、「同条第五項」の下に「(同条第八項において準用する場合を含む。)」を加え、「第十七条」を「第二十五条」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十二條第一項中「第十六條から第二十三條まで」を「第二十四條から次條まで」に改め、同条を第三十条とする。

第二十一條第一項中「第十六條から第二十三條まで」を「第二十四條から第三十一條まで」に改め、同条第二項中「第十七條第三項各号」を「第二十五條第三項各号」に改め、同条第三項中「第十九條」を「第二十七條」に改め、同条第四項中「第十七條第五項」を「第二十五條第五項」に改め、同条を第二十九条とし、第二十條を第二十八條とする。

第十九條第六項中「第二十一條第二項」を「第二十九條第二項」に改め、同条を第二十七條とし、第十八條を第二十六條とする。

第十七條第二項中「第二十一條」を「この条から第二十九條」に改め、同条第三項第四号中「第二十一條第二項」を「第二十九條第二項」に改め、同条第六項中「同条第一項」の下に「及び第七項」を、「第五項」及び「第四項」の下に「これらの規定を同条第八項において準用する場合を

含む。）」を加え、同条を第二十五条とする。

第十六條第一項に次のただし書を加える。
ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

第十六條に次の二項を加える。

7 国立公園又は国定公園の利用者であつて環境省令で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けることができる。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第五項中「亡失」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失」と、第六項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替へるものとする。

第十六條を第二十四條とする。

第十五條第一項中「特別地域」の下に「又は海域公園地区」を加え、同条第三項中「次條第一項」の下に「又は第七項」を加え、同項第一号中「第十三條第三項」を「第二十條第三項、第二十一条第三項」に、「第五十六條第一項後段」を「第六十八條第一項後段」に、「第十三條第六項」を「第二十條第六項後段」に、「若しくは前条第六項」を、「第二十一条第六項後段若しくは前条第六項後段」に、「第五十六條第三項」を「第六十八條第三項」に改め、同項第六号を同項第七号と

し、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第三十一條第一項」を「第四十三條第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合
第十五條を第二十三條とする。

第十四條第三項ただし書中「当該特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為」前条第三項第五号に掲げる行為を除く。若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為又は「を削り、同項第一号中「から第六号まで、第八号、第九号、第十二号及び第十三号」を、「第二号、第四号から第七号まで、第九号、第十号、第十五号及び第十六号」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 動物を放つこと(家畜の放牧を含む。)
第十四條第三項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

第十四條第六項中「特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別保護地区内において第三項各号に掲げる行為(前条第三項第五号に掲げる行為を除く。）」又は同条第三項第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為を「第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時ににおいて既に当該」に、「その指定又は区域の拡張の」を「同項の規定にかかわらず、引き続き当該

行為をすることが出来る。この場合において、

その者は、その規制されることとなつた」に改め、同条第八項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十一条第一項を」第四十三条第一項に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第十四条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(海域公園地区)

第二十二條 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の海域の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海域内に、海域公園地区を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、海域公園地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 海域公園地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものは、この限りでない。

一 第二十条第三項第一号、第四号及び第七

号に掲げる行為

二 環境大臣が指定する区域内において、熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物で、当該区域ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。

三 海面を埋め立て、又は干拓すること。

四 海底の形状を変更すること。

五 物を係留すること。

六 汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

七 環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。

八 前各号に掲げるもののほか、海域公園地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の海域の景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることが出来る。この場合において、その者は、その規

制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 海域公園地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

第十三条第一項中「海面」を「海域」に改め、同条第三項ただし書中「当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為(第五号に掲げる行為を除く。若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為若しくは第七号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為又はを削り、」を行う行為の下に「又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第十五号を同項第十八号とし、同項第十二号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「以下この号において「指定動物」という。」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む)。

第十三条第三項第十号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第十三条第三項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第十三条第六項中「特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に当該特別地域内において第三項各号に掲げる行為(同項第五号に掲げる行為を除く。又は同項第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為若しくは同項第七号に規定する物が指定された際同号に掲げる」を「第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「その指定又は区域の拡張の」を「同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることが出来る。この場合において、その者は、その規制されることとなつた」に改め、同

条第八項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」とを「木竹の植栽又は家畜の放牧第三項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。」をしよう」とに改め、同条第九項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十一條第一項」を「第四十三條第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等（第三十九條

第一項又は第四十一條第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九條第二項若しくは第四十一條第二項の確認又は第三十九條第三項若しくは第四十一條第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行ふ行為

第十三條を第二十條とする。

第二章第三節を同章第四節とし、同節の次に次の一節を加える。

第五節 生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業計画）

第三十八條 環境大臣及び生態系維持回復事業を行おうとする国の機関の長（以下この条において「環境大臣等」という。）は、国立公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、国立公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、国立公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、国立公園における生態系維持回復事業計画を定めることができる。

きる。

3 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

4 環境大臣等又は都道府県知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

5 環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

6 第四項の規定は、環境大臣等又は都道府県知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

（国立公園における生態系維持回復事業）
第三十九條 国は、国立公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、国立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

2 地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について国立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができる、及びその生態系維持回復事業が国立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、地方公共団体にあつては環境大臣の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（認定の取消し）
第四十條 環境大臣は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、同項の認定を取り消すことができる。

一 国立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。

四 第四十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

（国立公園における生態系維持回復事業）
第四十一條 都道府県は、国立公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、国立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うことができる。

2 国及び都道府県以外の地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について国立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の都道府県知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、環境省令

で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が国定公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の都道府県知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第三十九条第四項及び第五項の規定は第二項の確認及び前項の認定について、同条第六項から第九項までの規定は第二項の確認を受けた者について、同条第六項から第九項まで及び前条の規定は前項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前条第一号中「国立公園」とあるのは「国定公園」と読み替えるものとする。

(報告徴収)

第四十二条 環境大臣は第三十九条第三項の認定を受けた者に対し、都道府県知事は前条第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第二章第二節中第十二条を第十九条とする。

第十一条を削る。

第十条の見出しを「(国定公園事業の執行)」に改め、同条第一項中「国定公園に関する公園事業」を「国定公園事業」に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」を「環境省令で定めるところにより、都道府県知事」に、「国定公園に関する公園事業」を「国定公園事業」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第十条第四項及び第五項並びに第十四条第

一項及び第二項の規定は第二項の同意及び前項の認可について、第十条第六項から第九項まで、第十二条第一項及び第十三条の規定は第二項の同意を得た者について、第十条第六項から第十項まで、第十一条から第十三条まで、第十四条第三項及び前条の規定は前項の認可を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十条第十項中「国立公園」とあるのは「国定公園」と、第十一条、第十四条第一項及び前条第一項中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第十二条第一項及び第二項中「その国立公園事業」とあるのは「その国定公園事業」と、同条第一項中「公共団体である」とあるのは「都道府県以外の公共団体である」と、第十三条中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、前条第一項中「国立公園」とあるのは「国定公園」と読み替えるものとする。

第十条を第十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(報告徴収及び立入検査)

第十七条 環境大臣は第十条第三項の認可を受けた者に対し、都道府県知事は前条第三項の認可を受けた者に対し、この節の規定の施行に必要な限度において、その国立公園事業若しくは国定公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その国立公園事業若しくは国定公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、

その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(政令への委任)

第十八条 この節に定めるもののほか、公園事業の執行に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条の見出しを「(国立公園事業の執行)」に改め、同条第一項中「国立公園に関する公園事業」を「国立公園事業」に改め、同条第二項及び第三項中「環境大臣」を「環境省令で定めるところにより、環境大臣」に、「国立公園に関する公園事業」を「国立公園事業」に改め、同条に次の七項を加える。

4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 第二条第六号に規定する政令で定める施設(以下この条において「公園施設」という。)の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者(以下「国立公園事業者」という。)は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。国及び公共団体以外の者にあつては環境大臣の認可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 国立公園事業者は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、国立公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第九条を第十条とし、同条の次に次の五条を加える。

(改善命令)

第十一条 環境大臣は、国立公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該国立公園事業に係る施設の改善その他の当該国立公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

第十二条 国立公園事業者である法人が合併

十三 廃棄物を捨て、又は放置すること。

第十七条第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 動物を放つこと(家畜の放牧を含む)。

第十七条第一項第八号の次に次の一号を加える。

九 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

第二十二条第一項第二号及び第四号中「すぐれたを」優れたに改め、同項第五号中「海そうその他これらに類する」を「海藻その他の」に、「すぐれたを」優れたに改める。

第二十三条第一項中「施設を」事業に改め、同条第二項第二号中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同項第四号中「施設を」事業に改める。

第二十五条第四項ただし書中「第三号」を「第六号」に、「又は第二号」を「第二号」に改め、「行うもの」の下に「又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

五 環境大臣が指定する区域内において当該

区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む)。

第二十五条第四項に次の一号を加える。

八 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

第二十五条第八項中「特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第四項第一号若しくは第二号に掲げる行為に着手し、又は同項第三号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる」を「第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該に、指定又は区域の拡張の」を「規制されることとなつた」に改め、同条第十項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等(第三十条の

三 第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

第二十六条第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

第二十六条第四項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

第二十七条の見出しを「海域特別地区」に改め、同条第一項及び第二項中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同条第三項中「海中特別地区内」を「海域特別地区内」に改め、同項ただし書中「及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第五号中「熱帯魚」を「環境大臣が指定する区域内において、熱帯魚」に、「海そうその他これらに類する」を「海藻その他の」に、「海中特別地区」を「当該区域」に改め、同項に次の二号を加える。

七 環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。

八 前各号に掲げるもののほか、海域特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

第二十七条第六項中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同条第七項中「海中特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該海中特別地区内において第三項各号に掲げる」を「第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該に、指定又は区域の拡張の」を「規制されることとなつた」に改め、同条第九項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第二十八条第一項中「海中特別地区」を「海域

特別地区」に改め、同項ただし書中「海面」を「海域」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第六項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第二十九条第一項中「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に改める。

第三十条中「行なう」を「行う」に、「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に改める。

第三十三条第一項中「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に、「附せられた」を「付された」に改める。

第四章第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 生態系維持回復事業
(生態系維持回復事業計画)

第三十条の二 環境大臣及び生態系維持回復事業(自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。)を行おうとする国の機関の長(以下この条において「環境大臣等」という)は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、中央環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めるものとする。

- 2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 生態系維持回復事業の目標
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三 生態系維持回復事業の内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
- 3 環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。
- 4 環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。
(生態系維持回復事業の実施)
- 第三十条の三 国は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 3 国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維

- 持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三 生態系維持回復事業の内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項
 - 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。
 - 6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、地方公共団体にあつては環境大臣の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
 - 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
 - 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
 - 9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環

- 境大臣に届け出なければならない。
(認定の取消し)
- 第三十条の四 環境大臣は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。
- 一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。
 - 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
 - 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
 - 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。
- (報告徴収)
- 第三十条の五 環境大臣は、第三十条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
- 第四十三条第一項中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改める。
- 第五十三条中「二」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百万円」に改める。
- 第五十四条中「二」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「付せられたを」を「付された」に改める。
- 第五十五条中「三十万円」を「五十万円」に改める。
- 第五十六条中「二」を「いずれかに」に、「二

- 十万円」を「三十万円」に改める。
- 附 則
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第八条の規定 公布の日
 - 二 附則第十五条の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日(いずれか遅い日)
- (自然公園法の一部改正に伴う経過措置)
- 第二条 第一条の規定による改正後の自然公園法(以下「新自然公園法」という。)第十五条(新自然公園法第十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に新自然公園法第十条第三項又は第十六条第三項の認可に係る国立公園事業又は国定公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。
- 第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の自然公園法(次条において「旧自然公園法」という。)第二十四条第一項の規定により指定されている海中公園地区は、新自然公園法第二十二條第一項の規定により指定された海域公園地区とみなす。
- 第四条 この法律の施行の際現に旧自然公園法第二十四条第六項又は第七項に規定する者に該当している者であつて、同条第六項又は第七項の規定による届出をしていない者についての行為に着手している旨又は行為をした旨の届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧自然公園法第二十四条第三項の規定によりされた許可若しくは許可の申請又は同条第六項若しくは第七項の規定によりされた届出(この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた届出を含む。)は、新自然公園法第二十二條第三項の規定によりされた許可若しくは許可の申請又は同条第六項後段若しくは第七項の規定によりされた届出とみなす。

(自然環境保全法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の自然環境保全法(次条において「旧自然環境保全法」という。)(第二十七條第一項の規定により指定されている海中特別地区は、第二条の規定による改正後の自然環境保全法(以下「新自然環境保全法」という。)(第二十七條第一項の規定により指定された海域特別地区とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧自然環境保全法第二十七條第六項又は第七項に規定する者に該当している者であつて、同条第六項又は第八項の規定による届出をしていない者についての行為をした旨又は着手している行為の届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧自然環境保全法第二十七條第三項の規定によりされた許可若しくは許可の申請又は同条第六項若しくは第八項の規定によりされた届出(この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた届出を含む。)(は、新自然環境保全法第二十七條第三項の規定によりされた許可若しくは許可の申請又は同条第六項若しくは第八項の規定によりされた届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新自然公園法及び新自然環境保全法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新自然公園法及び新自然環境保全法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)の項中「第十三條第一項」を「第二十条第一項」に、「第十四條第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十四條第一項」を「第二十二条第一項」に、「第五十五條第二項」を「第六十七條第二項」に改める。
(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第十一条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五十一条第一項又は第六十五條」を「第六十三條第一項又は第七十八條」に改める。
第四十五條第三項中「第二十五條」を「第三十二条」に、「付せられた」を「付された」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百五條の十五第一項中「第十三條第三項、第十四條第三項、第二十四條第三項又は第二十六條第一項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二條第三項又は第三十三條第一項」に、「第十五條第三項ただし書又は第五十六條」を「第二十三條第三項ただし書又は第六十八條」に、「第十五條第三項第一号」を「第二十三條第三項第一号」に、「第五十六條第一項後段」を「第六十八條第一項後段」に、「第五十六條第一項中」を「第六十八條第一項中」に改め、同条第二項中「第五十六條第一項」を「第六十八條第一項」に改め、同条第三項中「第六十条第一項」を「第七十三條第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第十三条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号イ中「第十三條第一項」を「第二十条第一項」に、「第六十條第一項」を「第七十三條第一項」に改める。
(景観法の一部改正)

第十四条 景観法(平成十六年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第五号口中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改め、同号口中「第十三條第三項、第十四條第三項又は第二十四條第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二條第三項」に改める。
第六十條中「第十三條第四項、第十四條第四項及び第二十四條第四項」を「第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二條第四項」に改める。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十五条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三百十四條のうち自然公園法第五十一条第一項の改正規定中「第五十一条第一項」を「第六十三條第一項」に改める。

投票者氏名

北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案(西岡武夫君外七名発議)

賛成者氏名

足立 信也君	相原久美子君
青木 愛君	家西 悟君
池口 修次君	石井 一君
一川 保夫君	犬塚 直史君
岩本 司君	植松恵美子君
梅村 聡君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 尚子君	大石 正光君
大河原雅子君	大久保 勉君
大久保潔重君	大島九州男君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 恵美君
神本美恵子君	亀井亜紀子君
亀井 郁夫君	川合 孝典君
川上 義博君	川崎 稔君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君
郡司 彰君	小林 正夫君

行田 邦子君	奥石 東君
今野 東君	佐藤 公治君
佐藤 泰介君	櫻井 充君
自見庄三郎君	芝 博一君
島田智哉子君	下田 敦子君
主濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君
田中 康夫君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
武内 則男君	谷 博之君
谷岡 郁子君	千葉 景子君
シモン マルティン君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	外山 斎君
徳永 久志君	轟木 利治君
富岡由紀夫君	友近 聡朗君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	中谷 智司君
中村 哲治君	長浜 博行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君
長谷川憲正君	白 眞典君
林 久美子君	姫井由美子君
平田 健二君	平野 達男君
平山 幸司君	広田 一君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤谷 光信君	藤本 祐司君
藤原 正司君	藤原 良信君
舟山 康江君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	松井 孝治君
松浦 大悟君	松岡 徹君
松野 信夫君	円 より子君
水戸 将史君	水岡 俊一君
峰崎 直樹君	室井 邦彦君

森 ゆうこ君	柳澤 光美君
山下八洲夫君	横峯 良郎君
米長 晴信君	愛知 治郎君
秋元 司君	有村 治子君
泉 信也君	市川 一朗君
岩永 浩美君	尾辻 秀久君
岡田 広君	加治屋義人君
神取 忍君	河合 常則君
岸 宏一君	北川イッセイ君
小泉 昭男君	佐藤 信秋君
坂本由紀子君	島尻安伊子君
鈴木 政二君	関口 昌一君
伊達 忠一君	塚田 一郎君
中川 雅治君	中曾根弘文君
中山 恭子君	西島 英利君
野村 哲郎君	長谷川大紋君
林 芳正君	古川 俊治君

築瀬 進君	柳田 稔君
山根 隆治君	吉川 沙織君
蓮 舩君	青木 幹雄君
浅野 勝人君	石井 準一君
磯崎 陽輔君	岩城 光英君
衛藤 晟一君	岡田 直樹君
荻原 健司君	加納 時男君
川口 順子君	木村 仁君
岸 信夫君	小池 正勝君
佐藤 昭郎君	佐藤 正久君
椎名 一保君	末松 信介君
世耕 弘成君	田村耕太郎君
谷川 秀善君	鶴保 庸介君
中川 義雄君	中村 博彦君
二之湯 智君	西田 昌司君
南野知恵子君	橋本 聖子君
藤井 孝男君	牧野たかお君

反対者氏名

松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
森 まさこ君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君
吉村剛太郎君	義家 弘介君
若林 正俊君	脇 雅史君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	澤 雄二君
白浜 一良君	谷合 正明君
西田 実仁君	浜田 昌良君
浜四津敏子君	弘友 和夫君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 博司君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
小池 晃君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
近藤 正道君	福島みずほ君
淵上 貞雄君	又市 征治君
山内 徳信君	荒井 広幸君
大江 康弘君	松下 新平君
糸数 慶子君	川田 龍平君
山東 昭子君	田中 直紀君

○名

武内 則男君	谷 博之君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
田中 康夫君	田名部匡省君
榛葉賀津也君	鈴木 陽悦君
下田 敦子君	主濱 了君
芝 博一君	島田智哉子君
櫻井 充君	自見庄三郎君
佐藤 公治君	今野 東君
奥石 東君	行田 邦子君
小林 正夫君	郡司 彰君
工藤堅太郎君	北澤 俊美君
喜納 昌吉君	川上 義博君
川崎 稔君	木俣 佳丈君
川合 孝典君	龜井 郁夫君
亀井亜紀子君	神本美恵子君
金子 恵美君	風間 直樹君
加藤 敏幸君	加賀谷 健君
岡崎トミ子君	大塚 耕平君
大島九州男君	大久保潔重君
大久保 勉君	大久保雅子君
大石 正光君	大石 尚子君
尾立 源幸君	小川 敏夫君
小川 勝也君	梅村 聡君
植松恵美子君	岩本 司君
犬塚 直史君	一川 保夫君
石井 一君	池口 修次君
家西 悟君	浅尾慶一郎君
青木 愛君	相原久美子君
足立 信也君	二三五名

日程第一 特定先端大型研究施設の共用の促進に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)
賛成者氏名

谷岡 郁子君	千葉 景子君	岩永 浩美君	衛藤 晟一君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	小川 勝也君	小川 敏夫君
シラミ・アレー君	津田弥太郎君	尾辻 秀久君	岡田 直樹君	浮島とも子君	加藤 修一君	尾立 源幸君	大石 尚子君
辻 泰弘君	外山 斎君	岡田 広君	荻原 健司君	風間 昶君	草川 昭三君	大石 正光君	大河原雅子君
徳永 久志君	轟木 利治君	加治屋義人君	加納 時男君	木庭健太郎君	澤 雄二君	大久保 勉君	大久保潔重君
富岡由紀夫君	友近 聡朗君	神取 忍君	川口 順子君	白浜 一良君	谷合 正明君	大島九州男君	大塚 耕平君
那谷屋正義君	内藤 正光君	河合 常則君	木村 仁君	西田 実仁君	浜田 昌良君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君
直嶋 正行君	中谷 智司君	岸 宏一君	岸 信夫君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	加藤 敏幸君	風間 直樹君
中村 哲治君	長浜 博行君	北川イツセイ君	小池 正勝君	松 あきら君	山口那津男君	金子 恵美君	神本美恵子君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君	小泉 昭男君	佐藤 昭郎君	山下 栄一君	山本 香苗君	亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
長谷川憲正君	白 眞勲君	坂本由紀子君	佐藤 信秋君	山本 博司君	渡辺 孝男君	川合 孝典君	川上 義博君
林 久美子君	姫井由美子君	島尻安伊子君	椎名 一保君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君	川崎 稔君	木俣 佳文君
平田 健二君	平野 達男君	鈴木 政二君	末松 信介君	市田 忠義君	紙 智子君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君
平山 幸司君	広田 一君	関口 昌一君	世耕 弘成君	小池 晃君	大門実紀史君	工藤堅太郎君	郡司 彰君
広中和歌子君	福山 哲郎君	伊達 忠一君	田村耕太郎君	仁比 聡平君	山下 芳生君	小林 正夫君	行田 邦子君
藤末 健三君	藤田 幸久君	塚田 一郎君	谷川 秀善君	近藤 正道君	福島みずほ君	興石 東君	今野 東君
藤谷 光信君	藤本 祐司君	中川 雅治君	鶴保 庸介君	淵上 貞雄君	又市 征治君	佐藤 公治君	佐藤 泰介君
藤原 正司君	藤原 良信君	中曾根弘文君	中川 義雄君	山内 徳信君	荒井 広幸君	櫻井 充君	自見庄三郎君
舟山 康江君	前川 清成君	中山 恭子君	中村 博彦君	大江 康弘君	松下 新平君	芝 博一君	島田智哉子君
前田 武志君	牧山ひろえ君	西島 英利君	二之湯 智君	渡辺 秀央君	糸数 慶子君	下田 敦子君	主濱 了君
増子 輝彦君	松井 孝治君	野村 哲郎君	西田 昌司君	川田 龍平君	山東 昭子君	榑葉賀津也君	鈴木 陽悦君
松浦 大悟君	松岡 徹君	長谷川大紋君	南野知恵子君	田中 直紀君		田中 康夫君	田名部匡省君
松野 信夫君	円 より子君	林 芳正君	橋本 聖子君			高嶋 良充君	高橋 千秋君
水戸 将史君	水岡 俊一君	古川 俊治君	藤井 孝男君			武内 則男君	谷 博之君
峰崎 直樹君	室井 邦彦君	舩添 要一君	牧野たかお君			谷岡 郁子君	千葉 景子君
森 ゆうこ君	室瀬 進君	松村 祥史君	松田 岩夫君			シラミ・アレー君	津田弥太郎君
柳澤 光美君	柳田 稔君	丸川 珠代君	松山 政司君			辻 泰弘君	外山 斎君
山下八洲夫君	山根 隆治君	水落 敏栄君	丸山 和也君			徳永 久志君	轟木 利治君
横峯 良郎君	吉川 沙織君	森 まさこ君	溝手 顕正君			富岡由紀夫君	友近 聡朗君
米長 晴信君	蓮 舩君	山内 俊夫君	矢野 哲朗君			那谷屋正義君	内藤 正光君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	山谷えり子君	山田 俊男君			直嶋 正行君	中谷 智司君
秋元 司君	浅野 勝人君	山本 順三君	山本 一太君			中村 哲治君	長浜 博行君
有村 治子君	石井 準一君	吉村剛太郎君	吉田 博美君			西岡 武夫君	羽田雄一郎君
泉 信也君	磯崎 陽輔君	若林 正俊君	義家 弘介君			長谷川憲正君	白 眞勲君
市川 一朗君	岩城 光英君		脇 雅史君			林 久美子君	姫井由美子君

反対者氏名

日程第二 都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

足立 信也君

青木 愛君

家西 悟君

石井 一君

大塚 直史君

植松恵美子君

相原久美子君

浅尾慶一郎君

池口 修次君

一川 保夫君

岩本 司君

梅村 聡君

二三五名

〇名

平田 健二君	平野 達男君	島尻安伊子君	末松 信介君	市田 忠義君	紙 智子君	郡司 彰君	小林 正夫君
平山 幸司君	広田 一君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	小池 晃君	大門実紀史君	行田 邦子君	奥石 東君
広中和歌子君	福山 哲郎君	関口 昌一君	田村耕太郎君	仁比 聡平君	山下 芳生君	今野 東君	佐藤 公治君
藤末 健三君	藤田 幸久君	伊達 忠一君	谷川 秀善君	近藤 正道君	福島みずほ君	佐藤 泰介君	櫻井 充君
藤谷 光信君	藤本 祐司君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	洲上 貞雄君	又市 征治君	自見庄三郎君	芝 博一君
藤原 正司君	藤原 良信君	中川 雅治君	中川 義雄君	山内 徳信君	荒井 広幸君	島田智哉子君	下田 敦子君
舟山 康江君	前川 清成君	中曾根弘文君	中村 博彦君	大江 康弘君	松下 新平君	主濱 了君	榎葉賀津也君
前田 武志君	牧山ひろえ君	中山 恭子君	二之湯 智君	渡辺 秀央君	糸数 慶子君	鈴木 陽悦君	田中 康夫君
増子 輝彦君	松井 孝治君	西島 英利君	西田 昌司君	川田 龍平君	山東 昭子君	田名部匡省君	高嶋 良充君
松浦 大悟君	松岡 徹君	野村 哲郎君	南野知恵子君	田中 直紀君		高橋 千秋君	武内 則男君
松野 信夫君	円より子君	長谷川大紋君	橋本 聖子君			谷 博之君	谷岡 郁子君
水戸 将史君	水岡 俊一君	林 芳正君	藤井 孝男君			千葉 景子君	ツルギンマルティ君
峰崎 直樹君	室井 邦彦君	古川 俊治君	牧野たかお君			津田弥太郎君	辻 泰弘君
森 ゆうこ君	室瀬 進君	舩添 要一君	松田 岩夫君			外山 斎君	徳永 久志君
柳澤 光美君	柳田 稔君	松村 祥史君	松山 政司君			轟木 利治君	富岡由紀夫君
山下八洲夫君	山根 隆治君	丸川 珠代君	丸山 和也君			友近 聡朗君	那谷屋正義君
横峯 良郎君	吉川 沙織君	水落 敏栄君	溝手 顕正君			内藤 正光君	直嶋 正行君
米長 晴信君	蓮 舫君	森 まさこ君	矢野 哲朗君			中谷 智司君	中村 哲治君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	山内 俊夫君	山田 俊男君			長浜 博行君	西岡 武夫君
秋元 司君	浅野 勝人君	山谷えり子君	山本 一太君			羽田雄一郎君	長谷川憲正君
有村 治子君	石井 準一君	山本 順三君	吉田 博美君			白 眞勲君	林 久美子君
泉 信也君	磯崎 陽輔君	吉村剛太郎君	義家 弘介君			植松恵美子君	梅村 聡君
市川 一朗君	岩城 光英君	若林 正俊君	脇 雅史君			小川 勝也君	小川 敏夫君
岩永 浩美君	衛藤 晟一君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君			尾立 源幸君	大石 尚子君
尾辻 秀久君	岡田 直樹君	浮島とも子君	加藤 修一君			大石 正光君	大河原雅子君
岡田 広君	荻原 健司君	風間 昶君	草川 昭三君			大久保 勉君	大久保潔重君
加治屋義人君	加納 時男君	木庭健太郎君	澤 雄二君			大島九州男君	大塚 耕平君
神取 忍君	川口 順子君	白浜 一良君	谷合 正明君			岡崎トミ子君	加賀谷 健君
河合 常則君	木村 仁君	西田 実仁君	浜田 昌良君			加藤 敏幸君	風間 直樹君
岸 宏一君	岸 信夫君	浜四津敏子君	弘友 和夫君			金子 恵美君	神本美恵子君
北川イツセイ君	小池 正勝君	松 あきら君	山口那津男君			亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
小泉 昭男君	佐藤 昭郎君	山下 栄一君	山本 香苗君			川合 孝典君	川上 義博君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君	山本 博司君	渡辺 孝男君			川崎 稔君	木俣 佳文君
坂本由紀子君	椎名 一保君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君			北澤 俊美君	工藤堅太郎君

日程第三 防衛省設置法等の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
市田 忠義君
小池 晃君
仁比 聡平君
近藤 正道君
洲上 貞雄君
山内 徳信君
大江 康弘君
渡辺 秀央君
川田 龍平君
田中 直紀君

反対者氏名
○名
足立 信也君
青木 愛君
家西 悟君
石井 一君
犬塚 直史君
植松恵美子君
小川 勝也君
尾立 源幸君
大石 正光君
大久保 勉君
大島九州男君
岡崎トミ子君
加藤 敏幸君
金子 恵美君
亀井亜紀子君
川合 孝典君
川崎 稔君
北澤 俊美君

二二〇名
相原久美子君
浅尾慶一郎君
池口 修次君
一川 保夫君
岩本 司君
梅村 聡君
小川 敏夫君
大石 尚子君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚 耕平君
加賀谷 健君
風間 直樹君
神本美恵子君
亀井 郁夫君
川上 義博君
木俣 佳文君
工藤堅太郎君

郡司 彰君
行田 邦子君
今野 東君
佐藤 泰介君
自見庄三郎君
島田智哉子君
主濱 了君
鈴木 陽悦君
田名部匡省君
高橋 千秋君
谷 博之君
千葉 景子君
津田弥太郎君
外山 斎君
轟木 利治君
友近 聡朗君
内藤 正光君
中谷 智司君
長浜 博行君
羽田雄一郎君
白 眞勲君
姫井由美子君
平野 達男君
広田 一君
福山 哲郎君
藤田 幸久君
藤本 祐司君
藤原 良信君
前川 清成君
牧山ひろえ君
松井 孝治君
松岡 徹君
円より子君
水岡 俊一君

小林 正夫君
奥石 東君
佐藤 公治君
櫻井 充君
芝 博一君
下田 敦子君
榎葉賀津也君
田中 康夫君
高嶋 良充君
武内 則男君
谷岡 郁子君
ツルギンマルティ君
辻 泰弘君
徳永 久志君
富岡由紀夫君
那谷屋正義君
直嶋 正行君
中村 哲治君
西岡 武夫君
長谷川憲正君
林 久美子君
平田 健二君
平山 幸司君
広中和歌子君
藤末 健三君
藤谷 光信君
藤原 正司君
舟山 康夫君
前田 武志君
増子 輝彦君
松浦 大悟君
松野 信夫君
水戸 将史君
峰崎 直樹君

室井 邦彦君	森 ゆうこ君
築瀬 進君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	横峯 良郎君
吉川 沙織君	米長 晴信君
蓮 舩君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	有村 治子君
石井 準一君	泉 信也君
磯崎 陽輔君	市川 一朗君
岩城 光英君	岩永 浩美君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
岡田 直樹君	岡田 広君
荻原 健司君	加治屋義人君
加納 時男君	神取 忍君
川口 順子君	河合 常則君
木村 仁君	岸 宏一君
岸 信夫君	北川イツセイ君
小池 正勝君	小泉 昭男君
佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	坂本由紀子君
椎名 一保君	島尻安伊子君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
田村耕太郎君	伊達 忠一君
谷川 秀善君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	中川 雅治君
中川 義雄君	中曾根弘文君
中村 博彦君	中山 恭子君
二之湯 智君	西島 英利君
西田 昌司君	野村 哲郎君
南野知恵子君	長谷川大紋君
橋本 聖子君	林 芳正君
藤井 孝男君	古川 俊治君

反対者氏名

牧野たかお君	舛添 要一君
松田 岩夫君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	水落 敏栄君
溝手 顕正君	森 まさこ君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
義家 弘介君	若林 正俊君
脇 雅史君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
谷合 正明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 博司君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
荒井 広幸君	大江 康弘君
松下 新平君	渡辺 秀央君
山東 昭子君	田中 直紀君

一四名

井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	近藤 正道君
福島みずほ君	淵上 貞雄君
又市 征治君	山内 徳信君
糸数 慶子君	川田 龍平君

日程第四 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二三名

足立 信也君	相原久美子君
青木 愛君	浅尾慶一郎君
家西 悟君	池口 修次君
石井 一君	一川 保夫君
犬塚 直史君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 尚子君
大石 正光君	大河原雅子君
大久保 勉君	大久保潔重君
大島九州男君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 恵美君	神本美恵子君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	木俣 佳文君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君
工藤堅太郎君	郡司 彰君
小林 正夫君	行田 邦子君
輿石 東君	今野 東君
佐藤 公治君	佐藤 泰介君
櫻井 充君	自見庄三郎君
芝 博一君	島田智哉子君
下田 敦子君	主演 了君
榎葉賀津也君	鈴木 陽悦君
田中 康夫君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
武内 則男君	谷 博之君
谷岡 郁子君	千葉 景子君

ツルギ マルティ君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	外山 斎君
徳永 久志君	轟木 利治君
富岡由紀夫君	友近 聡朗君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	中谷 智司君
中村 哲治君	長浜 博行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君
長谷川憲正君	白 眞勲君
林 久美子君	姫井由美子君
平田 健二君	平野 達男君
平山 幸司君	広田 一君
広中和歌子君	福田 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤谷 光信君	藤本 祐司君
藤原 正司君	藤原 良信君
舟山 康江君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	松井 孝治君
松浦 大悟君	松岡 徹君
松野 信夫君	円 より子君
水戸 将史君	水岡 俊一君
峰崎 直樹君	室井 邦彦君
森 ゆうこ君	築瀬 進君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
横峯 良郎君	吉川 沙織君
米長 晴信君	蓮 舩君
愛知 治郎君	青木 幹雄君
秋元 司君	浅野 勝人君
有村 治子君	石井 準一君
泉 信也君	磯崎 陽輔君
市川 一朗君	岩城 光英君

岩永 浩美君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	岡田 直樹君
岡田 広君	荻原 健司君
加治屋義人君	加納 時男君
神取 忍君	川口 順子君
河合 常則君	木村 仁君
岸 宏一君	信夫君
北川イッセイ君	小池 正勝君
小泉 昭男君	佐藤 昭郎君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
坂本由紀子君	椎名 一保君
島尻安伊子君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中川 義雄君
中曾根弘文君	中村 博彦君
中山 恭子君	二之湯 智君
西島 英利君	西田 昌司君
野村 哲郎君	南野知恵子君
長谷川大紋君	橋本 聖子君
林 芳正君	藤井 孝男君
古川 俊治君	牧野たかお君
舩添 要一君	松田 岩夫君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
森 まさこ君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君
吉村剛太郎君	義家 弘介君

若林 正俊君	脇 雅史君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	澤 雄二君
白浜 一良君	谷合 正明君
西田 実仁君	浜田 昌良君
浜四津敏子君	弘友 和夫君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 博司君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
小池 晃君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
近藤 正道君	福島みずほ君
淵上 貞雄君	又市 征治君
山内 徳信君	荒井 広幸君
大江 康弘君	松下 新平君
渡辺 秀央君	糸数 慶子君
川田 龍平君	山東 昭子君
田中 直紀君	

反対者氏名

○名

平成二十一年度経済見通し暫定試算(内閣府試算)に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月十一日

参議院議長 江田 五月殿

藤末 健三

平成二十一年度経済見通し暫定試算(内閣府試算)に関する質問主意書

平成二十一年四月二十七日に内閣府が発表した平成二十一年度経済見通し暫定試算(内閣府試算)について以下質問する。

一 今回「内閣府の暫定試算」として公表されたが、暫定ではなく最終的な試算はいつ公表されるのか政府の見解を示されたい。

二 今回の経済危機対策の経済効果として、平成二十一年度の実質GDP成長率を一・九％程度押し上げると試算し、そのうち民間住宅は〇・一％程度押し上げられるとしているが、政府が〇・一％程度押し上げられると判断した理由とともに、具体的な着工件数などを示されたい。

また、民間企業設備投資は〇・四％程度押し上げられるとしているが、数十兆円といわれる需要ギャップがある中で民間の設備投資がそれほど簡単に増加するとは考えられない。政府が〇・四％程度押し上げられると判断した理由とともに、業種別など具体的な内訳を示されたい。

三 平成二十一年度における雇用創出を「年度平均で二十万人程度」としているが、雇用の創出は経済危機対策の最も重要な点である。雇用増加の内訳を業種別など詳細に示されたい。

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出平成二十一年度経済見通し暫定試算(内閣府試算)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出平成二十一年度経済見通し暫定試算(内閣府試算)に関する質問に対する答弁書

一 について

「平成二十一年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成二十一年一月十九日閣議決定。以下「平成二十一年度政府経済見通し」という。)作成後の我が国経済のこれまでの動きは、平成二十一年度政府経済見通しで想定していた成長経路を大幅に下回っており、政府は、このような状況に対応し、「経済危機対策(平成二十一年四月十日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)を策定したところである。同対策に盛り込まれた施策の効果も織り込み、我が国経済の先行きの姿を明らかにするため、内閣府は、「平成二十一年度経済見通し暫定試算(内閣府試算)(平成二十一年四月二十七日内閣府公表。以下「経済見通し暫定試算」という。)において、平成二十一年度政府経済見通しを暫定的に見直したところである。

我が国経済の先行きの姿については、これまでで政府経済見通しに加え年次経済動向試算(内閣府試算)などでお示ししてきたところであり、今後についても適宜お示ししていきたいと考えている。

二 について

今般の「経済危機対策」の経済効果については、内閣府は、経済見通し暫定試算において、住宅取得等のための時限的な贈与税の軽減等により民間住宅投資が増加し、平成二十一年度の実質国内総生産成長率を〇・一パーセント程度押し上げる効果があると見込んでいる。なお、

これに対応する新設住宅着工戸数の推計は行っていない。また、環境対応車の需要増加に対応した設備投資の増加等により、民間企業設備投資が増加し、平成二十一年度の実質国内総生産成長率が〇・四パーセント程度押し上げる効果があると見込んでゐる。なお、これに対応する業種別の設備投資増加額の推計は行っていない。

三について

今般の「経済危機対策」の雇用創出効果については、内閣府は、民間需要の拡大や公共投資の追加に伴う経済波及効果及び雇用対策による効果を総合的に勘案し、一年間で四十万人から五十万人程度の雇用を創出する効果があると見込んでおり、経済見通し暫定試算においては、平成二十一年度の雇用創出効果を二十万人程度と見込んでゐる。なお、当該試算は概括的なものであり、業種別の雇用増加数を具体的に示していることは困難である。

平成二十一年度総務省補正予算に関する質問
主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年五月十一日

参議院議長 江田 五月殿
藤末 健三

平成二十一年度総務省補正予算に関する質問主意書
問主意書
平成二十一年度総務省補正予算について以下質問する。

一 「ワンストップ」の行政サービスの実現に向けた国民電子私書箱構想の推進 三十億円、「自治体クラウドの開発実証 二十億円」、「新しい公的個人認証システムの開発実証 七十七・九億円」、「公共ブロードバンドシステムの早期導入 十九・三億円」、「ネット有害環境から青少年を守る緊急対策事業 二億円」、「消防救急デジタル無線の整備等 六十八・二億円」など実証を行うものがあるが、これらのプロジェクトは補正予算で終了するのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 また、右の各プロジェクトは実証までであり、実用化しなければ経済効果は少ないと考える。政府としては実証後の実用化をどのように考えているのか。また、その経済効果はどの程度と見積もっているのか、個々のプロジェクト毎に回答されたい。

右質問する。

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿
参議院議員藤末健三君提出平成二十一年度総務省補正予算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出平成二十一年度総務省補正予算に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの事業に対する予算措置については、すべて平成二十一年度補正予算による措置で終了するものである。

二 について
お尋ねについては、実証結果を今後の政策立案に反映させ、実用化に向けた適切な取組を行っていくこととしている。
なお、お尋ねの経済効果については、試算は行っていない。

平成二十一年度文部科学省補正予算に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年五月十一日

参議院議長 江田 五月殿
藤末 健三

平成二十一年度文部科学省補正予算に関する質問主意書

平成二十一年度文部科学省補正予算について以下質問する。

一 「教育費負担への支援や就職支援の充実」として六百四十六億円を計上しているが、現在授業料減免等を必要とする高校生の数をどのくらいと考えているのか。また、授業料免除と奨学金だけで教育費負担への対応は十分であり、教育融資等の拡充などは行う必要はないと考えているのか、政府の見解を示されたい。

二 低炭素革命予算の総額四千八百八十一億円のうち「学校耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修の拡大」に二千七百九十四億円、底力発揮・二十一世紀型インフラ整備予算として「国立メディア芸術総合センター（仮称）の設立」に百十七億円、「WPI拠点の施

設・設備の整備」に百億円など、補正予算のうち公共事業に使われる予算の総額を示されたい。

三 現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時の措置として、独立行政法人日本学術振興会に三千億円規模の基金を設けるが、五年間で使用する基金は緊急経済対策にふさわしくないのではないかと考える。これに対する政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出平成二十一年度文部科学省補正予算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出平成二十一年度文部科学省補正予算に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の「教育融資等の拡充」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省としては、現下の経済情勢を踏まえ、すべての都道府県が実施している高校生等に対する奨学金事業及び私立の高等学校等による授業料減免措置に対する補助事業について緊急支援を行う必要があるが、平成二十一年度補正予算に「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」を約四百八十六億円計上している。本事業の積算に当たっては、平成二十一年度から平成二十三年度までの三年間において、経済的理由により修

学困難な高校生等の人数が平成二十年度より累計で約二十一万増加すると見込んでいるところである。

二について
平成二十一年度補正予算における文部科学省所管の公共事業費の総額は、約五千五百七十一億円である。

三について

平成二十一年度補正予算においては、独立行政法人日本学術振興会に基金を設け、世界をリードする成果を上げ得る研究開発の支援及び優秀な若手研究者の海外派遣を推進することとしており、これらは中長期的な成長力を高める観点から、我が国の経済成長、国際競争力強化等に寄与するものであり、現下の厳しい経済情勢を踏まえた経済危機対策としてふさわしいものである。

平成二十一年度厚生労働省補正予算における介護職員の処遇改善に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月十一日

参議院議長 江田 五月殿

藤末 健三

平成二十一年度厚生労働省補正予算における介護職員の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に因應するため、平成二十一年度の介護報酬改定(十三・〇%)に加えて、介護職員の賃金の

確実な引上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に三年間の助成を行う」として、平成二十一年度厚生労働省補正予算に三千九百七十五億円が計上されているが、昨年度の補正予算の執行を見ていない事例が散見される。補正予算がその趣旨のとおり介護職員の処遇改善につながるように介護職員の雇用者に対して処遇改善のガイドラインを整備すべきと考え、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出平成二十一年度厚生労働省補正予算における介護職員の処遇改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出平成二十一年度厚生労働省補正予算における介護職員の処遇改善に関する質問に対する答弁書
お尋ねのガイドラインがどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、介護職員の処遇の着実な改善につながるよう、助成額のすべてを介護職員の賃金の引上げに充てることを含め、処遇改善のための計画を策定することなどを御指摘の助成金の交付要件とすることとしているほか、平成二十二年以降は、助成対象事業者に対し、介護職員のキャリア形成に資する仕組みの整備を求めることとしている。

社会保障カード(仮称)の実施に向けた環境整備に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月十一日

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

社会保障カード(仮称)の実施に向けた環境整備に関する質問主意書
平成二十一年度厚生労働省補正予算において「社会保障カード(仮称)の実施に向けた環境整備」として七十一億円を計上しているが、社会保障カードの整備を行うことは政府として決定されたものか、明らかにされたい。

また、納税者番号についても政府内で検討が行われているが、こちらの検討の結論が出ていない状況で社会保障カードの実施を進めることは将来納税者番号等との統合の場合に大きな問題を生む可能性はないか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出社会保障カード(仮称)の実施に向けた環境整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出社会保障カード(仮称)の実施に向けた環境整備に関する質問に対する答弁書
御指摘の社会保障カード(仮称)については、

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成十九年七月五日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ)及び「重点計画二〇〇七」(平成十九年七月二十六日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)において、平成二十三年度中を目途に導入することとされている。

現在、政府としては、電子政府の推進等のための取組を行っているところであり、社会保障カード(仮称)の導入についても、こうした取組との整合性も図りつつ、関係省庁が密接に連携しながら検討を進めていく必要があると考えている。

平成二十一年度農林水産関係補正予算に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月十一日

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

平成二十一年度農林水産関係補正予算に関する質問主意書
平成二十一年度農林水産関係補正予算について以下質問する。

一 総額で一兆三百二十億円もの税金を使い様々な施策を行うが、現下の厳しい経済情勢の下、我が国の農林水産業が抱える諸課題の解決に向けて、有効な施策であると考えているのか、政府の見解を示されたい。また、これにより農林水産業における雇用がどの程度増加すると見込んでおり、経済効果がどの程度あると試算している

るのか。さらに、食料自給率がどのくらい増えるかと推定されるのか、政府の見解を具体的に示されたい。

二 一兆三百二十億円のうち公共事業に使われる予算を具体的に示されたい。

三 緑の産業再生プロジェクトに千二百三十八億円が計上されているが、このうち森林組合に支払う額はどの程度になるか、示されたい。
右質問する。

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出平成二十一年度農林水産関係補正予算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出平成二十一年度農林水産関係補正予算に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十一年度農林水産関係補正予算については、担い手への農地の面的集積や需要に即した麦、大豆等の生産の増大等を支援することにより、生産コストの低減や付加価値の向上を図るものであって、我が国の農林水産業の持続性の確保に有効な施策であると考えている。

また、農林水産業への新規就業を支援することにより、農林水産業における雇用創出を七千人程度見込んでいるところである。雇用以外の経済効果の試算は行っていない。

なお、食料自給率については、政府による予算措置や生産及び消費の両面での関係者による

取組等により、その向上が図られるものであり、平成二十一年度農林水産関係補正予算のみによる食料自給率への影響を具体的に推計することは困難である。

二について

平成二十一年度農林水産関係補正予算における公共事業として、治山治水対策事業費のうち治山事業二百十億円及び海岸事業（農林水産省の所掌に係るものに限る。）約十二億円、農業農村整備事業費約百五十億円並びに森林水産基盤整備事業費約千二百二十三億円を計上している。

三について

お尋ねの「緑の産業再生プロジェクト」については、各都道府県において行われる事業であり、その内容や事業主体は、各地域の実情によつて異なることから、森林組合に支払われる額については、現時点においてお答えすることは困難である。

投票所設置拡大に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年五月十一日

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

投票所設置拡大に関する質問主意書

私が行った商店街等頻繁に人が出入りするところへの投票所設置に関する質問に対する答弁書（平成二十一年四月七日内閣参質一七一第九六号）の中で、「これまで、総務省においては、国政選挙や統一地方選挙の度に、投票所の適切な設置について、都道府県の選挙管理委員会を通じ、

管理執行上の留意事項等に関する通知等により、市町村の選挙管理委員会に対して助言してきているところであるが、次期衆議院議員総選挙の際には、この通知において、投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有し、投票所の秩序を適切に保持することができるところにおいては、ショッピングセンター等頻繁に人の往来があるところであっても投票所を設置することが可能であることを具体的に示す方向で検討しているところである。次期衆議院議員総選挙が執行されるに当たっては、この検討内容を反映した通知を発出するとともに、都道府県の選挙管理委員会の委員長等が出席する会議においてその周知を図る等により、市町村の選挙管理委員会に十分な助言を行つてまいりたい。」との回答をえている。

これを踏まえて以下質問する。

一 投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有し、投票所の秩序を適切に保持することができる場合には、大学構内でも投票所を設置できると思うが、政府の見解を示されたい。

二 また、学生が地元に住民票があつても在籍している大学構内で投票できるようにできないか。そのようにすれば若者の投票率が低い状況を改善できると思うが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出投票所設置拡大に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出投票所設置拡大に関する質問に対する答弁書

一について

投票所は、投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有していることが必要であるほか、投票所の秩序保持という観点から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第五十八条の規定により、選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者、当該投票所に対して職権を有する警察官又は投票管理者が認めたる者（以下「選挙人等」という。）でなければ入ることができないこととされている。

御指摘の大学構内においても、選挙人等の大学構内への出入りが認められ、かつ、投票所として投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有しており、選挙人等でなければ投票所に入ることができないという条件を満たした場合で、一定の投票者数が見込まれるなど、必要があると認められる事情があるときには、大学構内に投票所を設けることも可能であると考えている。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一般論として言えば、選挙の当日に選挙人の属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること等が見込まれる選挙人は、法第四十九条第一項の規定により、不在者投票管理者の管理する投票所を記載する場所において、不在者投票を行うことができることとされている。

この不在者投票管理者の管理する投票所を記載する場所については、不在者投票管理者の管理権が及び、かつ、投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有している

ことが必要であり、これらの条件を満たす場合で、一定の不在者投票者数が見込まれるなど、特に必要があると認められる事情があるときには、大学構内にこれを設けることも、必ずしも否定されるものではない。

なお、選挙人名簿への登録は、法第二十一条第一項の規定により、住所を有する市町村において行われることとされているところであり、勉学のため寮、下宿等に居住する者の住所は、特段の事情のある場合を除き、居住する寮、下宿等の所在地にあるものと解されている。

食品のカロリー表示の義務化に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月十一日

参議院議長 江田 五月殿 藤末 健三

食品のカロリー表示の義務化に関する質問主意書

現在、食品のカロリー表示が行われているが、義務とされていないため、特にカロリーが高い商品に限ってカロリー表示を行っていないように見受けられる。現在、政府はメタボリック対策を行っており、そのためにこれまで百九十七億円の税金を支出しているが、メタボリック対策には摂取するカロリーのコントロールがもっとも早道であり、コストもかからない。

是非とも食品へのカロリー表示の義務化を検討すべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。右質問する。

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出食品のカロリー表示の義務化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出食品のカロリー表示の義務化に関する質問に対する答弁書
お尋ねの熱量表示については、食品には多種多様なものがあり、熱量計算が容易でないものや調理等により熱量が変化するもの等、表示になじみにくいものがあること等から、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第三十一条第一項において任意表示としているところであり、一律に義務的なものとするには適さないものであると考えている。

なお、政府としては、メタボリックシンドローム対策を進める上では、単に摂取する熱量を制限するのではなく、運動習慣の定着を図るとともに、一日の生活において栄養バランスがとれた食事を規則的に摂るといった健全な食生活を実践することが重要であると考え、特定保健指導を始めとする対策を推進しているところである。

留学生受け入れ体制強化のための競争的資金制度の改革に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月十一日

参議院議長 江田 五月殿 藤末 健三

留学生受け入れ体制強化のための競争的資金制度の改革に関する質問主意書
グローバル化が急速に進む中、国際的に活躍できる人材として、留学生の需要が急速に高まっている。留学生の獲得競争は世界中で激しさを増しており、欧米諸国では留学生受け入れに向けた公的機関の設置や政府からの財政支援など、国を挙げて留学生の獲得に乗り出している。日本も「留学生三十万人計画」を策定するなど、優秀な人材獲得による国際競争力の強化などを目的とし、留学生の受け入れ拡大を目指している。

しかしながら、国として留学生獲得に乗り出しているにもかかわらず、受け入れ留学生数は欧米諸国に比べてまだまだ少ない。その原因の一つとして、日本の大学・大学院が十分な留学生政策を行っていないことが挙げられる。

大学研究機関が実施した日本の大学・大学院が留学生を引きつける要因の分析によると、研究力のある大学は大学院への留学生を多く獲得している。大学が研究の質を高める方法としては、競争的資金の制度をより整備し、大学間の競争を誘発させることが考えられる。これを踏まえて、政府の取り組みについて以下質問する。

一 競争的資金についてはこれを活用して大学間に競争を生み出し、研究面でも世界をリードするアメリカと比較すれば、依然として低い水準にある。二〇〇五年度のアメリカの競争的資金は四百四億ドル(約四・五兆円)と、政府研究開発費千二百九十九億ドル(約十四・三兆円)の三一・一%を占めるのに対し、日本は一三・六%である。さらに、日本における競争的資金は、アメリカと比べて採択率が低く、交付期間が短

い上に、一件当たりの給付金額が小さい。これでは、研究をじっくり育てていく環境が不十分であり、アメリカとの研究の格差が拡大しているとの指摘もある。

そこで、科学研究費補助金などの競争的資金を金額、採択率をともに引き上げ、交付期間を長くする必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

また、そのための資金源として運営費交付金や私学助成金の一部を競争的資金に回すことが考えられるが、政府の見解を示されたい。

事実、科学技術政策研究所の調査結果によれば、この十年間の日本の研究水準や研究環境の向上に、競争的資金の量的増加が大きく寄与したと評価している。また、これらトップリサーチャーの六割以上が、当該研究成果を生み出すのに競争的資金を使用している。

国を挙げて研究の質を上げ、世界的な「知」の大競争時代において国際競争力を高めるためには、競争的資金の比率を高め、研究の質の高い大学へより効率的に多くの資金を投じる必要性があると考えるが、政府の見解を示されたい。

二 現在の評価機関には、外国人審査員や英語での応募受付などが一部の制度にしか導入されていないという国際化の遅れ、審査員の負担増大と採択結果のフィードバックの不足、運営の不透明性といった問題が生じている。

このため、より多くの制度への外国人審査員の採用が必要ではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

また、外国人審査員の採用をより多くの制度に導入することで、外国人研究者を審査員とし

て積極的に招聘し、審査員の人材不足が解消される。それに伴い、評価機関の国際化が進み、研究の質においてもより国際的な視点で評価できる。しかし、例えば科学研究費補助金の審査に携わる委員は全員日本人の研究者である。現在日本学術振興会が行っている外国人招聘研究者の短期(十四日〜六十日)採用者は例年二百五十名前後、長期(六十一日〜十か月)採用者は例年七十名以上であり、短期、長期合わせると毎年約三百名もの優秀な外国人研究者が日本へ来ていることから、審査員の人材不足や評価機関の国際化が叫ばれている中で、外国人研究者が審査員として採用される余地は十分にあると考えるが、政府の見解を示されたい。

三二〇三年度以降、競争的資金の研究評価機関は効率的・弾力的な制度運用や専門性などの観点から、独立した配分機関への移行を進めているが、いまだに六割の制度が文部科学省で執行されており、研究費の交付時期の早期化、研究費の効率的な使用が進んでいない。競争的資金の評価・配分機能を、文部科学省から、各々の制度全体を統括する独立配分機関(原則として独立行政法人)に移行し、迅速かつ明確な評価を実現させるために、一つの制度は一つの独立配分機関で評価・配分するシステムを構築すべきであると考え、政府の見解を示されたい。

同時に、審査員の情報をデータベース化し、審査員を効率よく集めるシステムの構築にも取り組むべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出留学生受け入れ体制強化のための競争的資金制度の改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出留学生受け入れ体制強化のための競争的資金制度の改革に関する質問に対する答弁書

一について

競争的資金の拡充、交付期間の長期化及び効率的な配分については、「科学技術基本計画」(平成十八年三月二十八日閣議決定)において、「研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献する科学研究費補助金等の競争的資金は、引き続き拡充を目指す」、「研究費の規模、研究期間、研究体制、評価方法、推進方策等が、その制度の趣旨に応じ最適化されるよう、制度改革を進める。」としていることを踏まえ、今後とも競争的資金制度の適切な改善を進めることとしている。

また、競争的資金の「資金源」や「比率」については、「科学技術基本計画」において、「我が国の大学においては、基盤的資金(国立大学法人運営費交付金、施設整備費補助金、私学助成)が教育研究の基盤となる組織の存立(人材の確保、教育研究環境の整備等)を支えることに重要な役割を果たすとともに、競争的資金が多様な優れた研究計画を支援するという研究体制が構築されている。このように、基盤的資金と競争的資金にはそれぞれ固有の機能が、それぞれ重要な役割を果たしている。このため、政府研究開発投資全体の拡充を図る中で、基盤的資金と競争的資金の有効な組合せを検討する。」としていることを踏まえ、今後ともその検討をすることとしている。

二について

競争的資金制度における外国人研究者の審査員への登用については、「科学技術基本計画」において、「多様な観点からの審査による公正さを担保するため、若手研究者や外国人研究者などを審査員に登用するよう努める。」としていることを踏まえ、我が国の科学技術の国際的な水準の向上を図る観点から、競争的資金制度との特性等に応じて、その登用を推進することとしている。

三について

競争的資金の配分事業については、「科学技術基本計画」において、「競争的資金の配分機能を独立した配分機関へ移行させることを基本とし、方針が定まっている制度は着実な移行を進めるとともに、方針が定まっていなかった制度は実態を勘案しつつ早期に結論を得て適切に対応する。」としていることを踏まえ、文部科学省を始めとする関係府省においては、その配分事業について適切な独立行政法人への移行等を推進しており、今後とも適切に対応していくこととしている。

また、競争的資金の配分に係る審査員については、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等において、当該

候補者のデータベースの活用等により適切な資質、経験等を持つ審査員の確保を図っているところである。

我が国及び近隣友好諸国における需要や口ケット開発利用に対応した長期的視点に立つたふさわしい射場の在り方と宇宙産業の育成に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月十一日

参議院議長 江田 五月殿

藤末 健三

我が国及び近隣友好諸国における需要や口ケット開発利用に対応した長期的視点に立つたふさわしい射場の在り方と宇宙産業の育成に関する質問主意書

我が国の宇宙政策に関連して、以下質問する。
一 現在、宇宙基本計画の検討を政府で進めているところであるが、その中で射場の問題も検討されている。我が国は東側で広大な太平洋に面し、宇宙外交を推進するにあたり大きなアドバンテージを有している。また、北朝鮮のロケット打ち上げのように、韓国やインドネシア等多くの国々では、東側で他国の領土に接するため国際社会の中のルールとして、ロケット打ち上げが制限されている。

我が国が中心となり、ロケット射場を持つことが困難な国々が共同利用できるロケット射場を国内外に建設し、宇宙開発利用分野における国際貢献及び国際化の推進に努めることは、我

が国が有するアドバンテージをさらに強め、宇宙外交の推進に大きく寄与することができるとの施策である。世界及びアジアの宇宙開発を長期に考えた場合、アジア共通の射場の整備を我が国が主導して検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 また、我が国がインシアチブをとり参加国の輸送システムの規格統一を図ることにより、二十一世紀の戦略的産業の育成に大きく寄与することができる。

一方で、これまでは国主導で進められていた有人打ち上げ技術に関しては、民間資本による開発・運用が始まっている。空中発射や航空機とのハイブリッド型の輸送系の開発において、現状では我が国は技術的に大きく立ち後れているが、航空産業と同様、外国から宇宙機を購入し運用実績を積むことによりキャッチアップを行い、国内技術の育成を加速することも可能である。宇宙開発分野においてもこのような形で、民間活力を利用した二十一世紀型の戦略的産業の育成を図る必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出我が国及び近隣友好諸国における需要やロケット開発利用に対応した長期的視点に立ったふさわしい射場の在り方と宇宙産業の育成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出我が国及び近隣友好諸国における需要やロケット開発利用に対応した長期的視点に立ったふさわしい射場の在り方と宇宙産業の育成に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)に基づき、宇宙開発利用に関する国際協力、外交等を積極的に推進することにより、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益の増進に資するよう、宇宙開発利用に関する施策を推進していく必要があると考えており、このような点も踏まえ、今後の衛星需要やロケット開発利用に対応した長期的視点に立ちつつ、打ち上げ射場の整備等の在り方について、調査・検討を進めてまいりたい。

二について

宇宙基本法第十六条の趣旨も踏まえ、民間事業者の能力を活用し、二十一世紀の戦略的産業である宇宙産業の育成を図ることとしている。

高速道路料金の引下げの経済効果等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月十一日

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

高速道路料金の引下げの経済効果等に関する質問主意書

政府は経済対策として、高速道路料金の引下げ

について、地方部の休日上限千円は、特定インター間を乗り継いだ場合の乗継特例(大都市圏またぎ等)を除いて、三月二十八日から導入し、四月二十九日から、大都市圏またぎ等についても、地方部は、通算で上限千円とした。この施策について以下質問する。

一 本対策により、四月二十八日までにETCの新規導入に対する助成は、対象の四輪車百十五万台に達したため締め切られたが、販売されたETCの売り上げのうち、ETCを管理・運営する道路システム高度化推進機構に納付されることになる金額はどの程度か、具体的に示されたい。

二 本対策の経済効果はどのようになっていくか、具体的なデータに基づき示されたい。また、事前の予測と比べてどのような状況にあるか、政府の見解を示されたい。さらに、本対策への評価について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出高速道路料金の引下げの経済効果等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出高速道路料金の引下げの経済効果等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「販売されたETCの売り上げ」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、財団法人道路システム高度化推進機構(以下「機構」という。)によると、機構は、車載器(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱に関する省令(平成十一年建設省令第三十八号)第四条第一項第一号に定める車載器をいう。以下同じ。)の製造に当たって必要な車S A M鍵情報(車載器を正常に作動させるために車載器に付与される同項第二号に定める識別処理情報)をいう。以下同じ。)を車載器の製造者に発行しており、当該車S A M鍵情報の使用料として、現在、車載器の製造者から、車S A M鍵情報一件当たり九十四円五十銭の収入を得ているとのことである。

なお、車載器百十五万台分の車S A M鍵情報の使用料は、一億八百六十七万五千円となる。

二について

「生活対策」(平成二十年十月三十日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)を踏まえた高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下同じ。)の料金(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第五項に規定する料金をいう。)の割引に係る経済効果については、当該割引導入前よりも交通量が増加している高速道路の区間が多数確認されていることから、一定の効果があったものと考えているが、当該割引導入から間もないところであるため、これまでのところ、当該割引導入後の経済効果の推計は行っておらず、お尋ねの「事前の予測と比べてどのような状況にあるか」についてはお答えできない。

発達障害の子どもたちへの投薬に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年五月十四日

加賀谷 健

参議院議長 江田 五月殿

発達障害の子どもたちへの投薬に関する質問
問主意書

平成十七年四月一日施行の「発達障害者支援法」が三年間の見直し期間を経過した。この法律は、発達障害を早期に見出し、学校教育における発達障害児への支援等により、その自立及び社会参加と福祉の増進を目的としているものと理解している。しかし一方で、発達障害児が「早期に見え」られることにより、近年その危険性が度々指摘されている精神薬の子どもへの投与が進むのではないかと危惧がある。

そこで、以下のとおり質問する。

一 発達障害者支援法により、発達障害の疑いのある幼児や児童に対しては、自治体が発達障害者支援センター等に紹介し、必要に応じ医療機関などを紹介するものと理解している。そこで、同法施行後から直近まで年度ごとに、支援センター等での取り扱い件数、このうち医療機関を紹介した件数、投薬を受けている件数、就学前、小学生、中学生、高校生以上に分けて示されたい。また、この件数については、全国の件数とともに、都道府県ごとの件数について示されたい。

二 発達障害者支援センター等での取り扱い件数については、ホームページなどを含め、国民にどのような形で公表されているのか。公表され

ているとすれば、いつ、どのような方法で公表されているのか、また、公表されていない場合はその理由を回答されたい。

三 ADHD(注意欠陥・多動性障害)など発達障害の原因は医学的に説明されているのか。また、リタリンやコンサータ(成分名はいずれも「塩酸メチルフェニデート」)など精神薬が対症療法ではなく、障害を根本的に治療することに効果があると医学的、科学的に証明されているのか。説明、証明されているとすればその論拠をそれぞれ示されたい。

四 米国で二〇〇四年十二月に成立した「Public Law 108-446」は障害児教育に関する法律の改正法で、同法第六百二十五号には「教育機関による子どもへの強制的な薬物治療の禁止」を盛り込んでいる。これは「コロンバイン高校銃乱射事件」など、精神薬を服用していた子どもによる事件が続いたことや、米国食品医薬品局(FDA)の薬物安全リスク管理諮問委員会が二〇〇三年までの五年間に塩酸メチルフェニデートの服用者二十五名の死亡例があった」と警告したことが背景にあると聞いている。ところで、「リタリン」の医薬品添付文書には、「原則禁忌(次の患者には投与しないことを原則とするが、特に必要とする場合には慎重に投与すること)」「の対象として「六歳未満の幼児」と明記されている。また、「7. 小児等への投与」では「六歳未満の幼児には投与しないこと(安全性が確立していない)。小児に長期投与した場合、体重増加の抑制、成長遅延が報告されている。」とされている。しかし、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、そのホームページでADHDについて「原因は何らかの脳機能障害によるものと考えられています。この

ような症状の軽減には、リタリン(中枢神経刺激剤)等の薬物が有効なことが少なくありません。また、適切な支援があれば、年齢が上がるに従い多動は落ち着き、衝動性が目立たなくなることが少なくありません。」と記述するなど、その使用を奨励している。発達障害支援などが国の特別支援教育の指導的立場にある同研究所が、国内外においてその危険性が度々指摘されているリタリンの使用を推奨していることは、子どもの命と健康を守る立場から問題が大きいと考えるが、政府の見解を示されたい。また、前述のホームページの記述を修正するべきと考えるが、政府の方針を示されたい。

五 政府は、文部科学省が資金提供している浜松医科大学・大阪大学・金沢大学による連携融合事業「子どものこころの発達研究センター」と唯一連携している製薬会社(株)ヤンセンファーマ(ADHD治療薬「コンサータ」の販売元)の親会社「ジョンソン・エンド・ジョンソン社」(米国。「コンサータ」の製造・販売元が、世界的な児童精神科医に対する不適切な研究資金の授与及びコンサータなどの精神薬の治験結果などの操作疑惑によって摘発・捜査されている事実を把握しているのか。また、今後も、このような疑惑のある製薬会社と連携事業を行っていくのか。

六 イライリリー社(米国。ADHD治療薬「ストラテラ」の製造・販売元)は、精神薬の違法な販売促進によつて民事・刑事訴訟を受け、今年一月その不正行為を認めた結果、十四億ドルの和解金を原告や米国の政府機関に支払うこととなった。厚生労働省は三月中旬まで質問主意書の指摘があるまで同社の違法行為を把握していなかったとはいえ、同社の日本支社が、世界自

閉症啓発デー・日本実行委員会(発達障害啓発週間も支援している)の唯一の協賛企業になっていたことに問題はなかったのか。政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十一年五月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加賀谷健君提出発達障害の子どもたちへの投薬に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加賀谷健君提出発達障害の子どもたちへの投薬に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの発達障害者支援センターでの取扱件数については、全国及び都道府県ごとに、相談支援件数及び発達支援件数について、零歳から六歳まで、七歳から十二歳まで、十三歳から十八歳まで、十九歳以上の区分で、就労支援件数について、十八歳未満と十八歳以上の区分で、平成十七年度から平成十九年度までの各年度ごとの件数を、発達障害情報センターのホームページにおいて公表している。

お尋ねの医療機関を紹介した件数及び投薬を受けている件数については把握していない。

三について

発達障害の原因は未解明であるが、一部の発達障害について、遺伝子及び環境要因との関連を示唆する研究結果があるものと承知している。

また、リタリンについては、薬事法(昭和三十

十五年法律第四百十五号)上、注意欠陥多動性障害(以下「ADHD」という。)に対する効能又は効果があるものとしては、承認されていない。コンサータ錠については、承認申請の際に提出された資料において、ADHDの患者の行動に改善が見られたとの報告があったところであるが、ADHDの原因が未解明であるため、現時点で効能又は効果が生ずる機序を説明することは困難である。

四について
御指摘の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のホームページの記述については、国内外におけるADHDの子供への投与の実績等についての事実を述べたものであり、必ずしもリタリンの使用について推奨しているものではないと認識している。また、御指摘の記述の修正については、同研究所において主体的かつ適切に判断すべきものと考えている。

五について
米国内において、お尋ねの事案について、御指摘のような事実がある旨の報道がなされていることは承知している。

また、各大学が御指摘の事業を今後どのように行っていくかについては、当該各大学において主体的かつ適切に判断すべきものであると考えている。

六について
これまでのところ、御指摘のような事実があることは承知しておらず、イーライリリー社の日本支社が世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の協賛企業であったことに問題があるとは認識していない。

衆議院選挙の日程に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年五月十四日

参議院議長 江田 五月殿 加賀谷 健

衆議院選挙の日程に関する質問主意書

現在の衆議院議員の任期は平成二十一年九月十日までと承知している。また、公職選挙法第三十一条第三項では、衆議院の解散による総選挙は解散の日から四十日以内と定められている。

そこで、以下のとおり質問する。
一 任期満了当日の平成二十一年九月十日に解散をすることは法律上可能か否か、政府の見解を示されたい。

二 仮に、九月十日の解散が可能という場合、次の総選挙の実施時期として一番遅い時期は本年十月二十日となるのか。また、九月十日の解散ができない、とする場合、次の総選挙の実施時期として一番遅い時期は法律上いつになるのか、法律上の根拠を示して明らかにされたい。

三 公職選挙法第三十一条第五項によると、任期満了に因る総選挙の期日の公示がなされた後その期日前に衆議院が解散されたときは、任期満了に因る総選挙の公示は、その効力を失う、とされている。では、任期満了に因る総選挙の期日の公示がなされた後、国会が召集され、解散が行われない場合は、任期満了に因る総選挙の公示は、その効力を失わないのか、また、同条第二項の規定により、無効となるのか、政府の見解を示されたい。

四 一般的に、任期満了により総選挙を行うことは、総理大臣の主導権が発揮できなかった結果

と受け取られていると理解している。しかし、解散は憲法第七条第三号に定める天皇による国事行為であり、そもそも内閣にその権限があるか否かについては法律上、明記されていない。任期満了に伴う総選挙と、解散による総選挙について、法律上どのような差異があるのか政府の考え方を示されたい。また、麻生総理は、任期満了により総選挙を行うことは、総理大臣の主導権が発揮できなかった結果」と考えるか否か、回答されたい。

五 旧衆議院議員選挙法では同法第七十八条で「議院開会中に衆議院議員の任期が終わる場合には、その議院開会までその任期が延びる」旨規定されていたが、現憲法第四十五条は「衆議院議員の任期は、四年とする」としている。現行法制上、衆議院議員の任期は、「国会開会中の如何を問わず任期は延びない」と解してよいのか。また、そもそも憲法第五十四条の「参議院の緊急集会」以外に衆議院議員の任期を越えて国会を開会することは可能か。内閣法制局の見解を示されたい。

平成二十一年五月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加賀谷健君提出衆議院選挙の日程に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加賀谷健君提出衆議院選挙の日程に関する質問に対する答弁書
一について
衆議院議員の任期満了日に衆議院を解散する

ことは、可能であると解される。
二について
お尋ねについて、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)上、次の総選挙の期日を最も遅く定めることができるのは、現在の衆議院議員の任期満了日である平成二十一年九月十日に衆議院が解散された場合であり、その解散による総選挙は、法第三十一条第三項の規定に基づき、同年十月二十日までに終わることとなる。

三について
お尋ねの場合においては、法第三十一条第五項に定める「衆議院議員の任期満了に因る総選挙の期日の公示がなされた後その期日前に衆議院が解散されたとき」に当たらないことから、任期満了による総選挙の公示は、その効力を失わないものと解される。

四について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、衆議院議員の任期満了による総選挙と解散による総選挙とは、総選挙を行うべき期間につき、法第三十一条第一項から第三項までに規定するような差異がある。

なお、お尋ねの「麻生総理は「任期満了により総選挙を行うことは、総理大臣の主導権が発揮できなかった結果」と考えるか否か」については、麻生内閣総理大臣個人としての判断に係るものであり、政府としてお答えする立場にはない。

五について
お尋ねは、いずれも、衆議院議員の任期という国会に関する事項であることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。

なお、衆議院議員の任期については、御指摘の憲法第四十五条のほか、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第十条は、「常会の会期は、百五十日間とする。但し、会期中に議員の任期が満限に達する場合には、その満限の日をもつて、会期は終了するものとする。」と規定している。

危機管理の観点からの麻生総理大臣の携帯電話に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月十四日

加賀谷 健

参議院議長 江田 五月殿

危機管理の観点からの麻生総理大臣の携帯電話に関する質問主意書

米国のオバマ大統領は就任前、携帯電話やメールを「中毒」と言われるほど活用されていたことが有名だ。しかし、米国政府は就任後、機密保持、危機管理面からその使用を「上級スタッフやごくわずかな個人的な友人」に制限し、かつスパイ防止型の携帯端末「バラクベリ」を持たせることになった、と報道されている。また、ギリシャでは二〇〇四年三月から一年間にわたり首相ら政府首脳の携帯電話が盗聴されていたことが発覚した、と報道されている。さらに、携帯からの微弱電波をたどって誘導ミサイルが撃ち込まれ、暗殺される危険もあると言われている。一方、米国連邦法では大統領の通信記録は保存が義務付けられ、議会や裁判所からの提出命令対象となっているとい

う(本年一月二十四日付毎日新聞等)。そこで、政府の危機管理の観点から、麻生総理大臣の携帯電話について、以下のとおり質問する。

一 元警察庁国際部長の大貫啓行・麗澤大学教授は「電話はすべて傍受されているはず」、「米国をはじめ通信傍受能力を有している先進情報諸国から首相官邸、携帯電話、自宅の電話など傍受されているという前提で行動しなければなりません(週刊ポスト二〇〇八年七月十八日号)」と指摘しているが、これらの指摘について政府の見解と対策を示されたい。

二 ジャーナリストの上杉隆氏による前述の週刊誌記事では、現在の官邸は「通信状況は極めてクリアであり、地下の危機管理センター以外は一般の場所と同じように携帯電話は使用できまず」、「驚くべきことに、首相秘書官をはじめとした官邸スタッフの誰一人、盗聴防止特殊モジュール搭載の携帯電話を持ち歩いていない」とされているが、これは事実か。事実とすれば対策は必要なのか。

三 麻生総理が日常持ち歩いている携帯電話は何か。また、それはそれぞれ誰が所有者、契約者となっているのか。通話料金等は麻生総理個人が支払っているのか、それとも公金からの支出か。公金であれば、その支出費目と就任からこれまでの通話代金(パケット通信費等を含む)を月毎に明らかにされたい。

四 麻生総理が日常持ち歩いている携帯電話には前述の盗聴防止特殊モジュール等、情報漏えい対策がとられているのか。とられていないとすればその理由を示されたい。

五 麻生総理が携帯メールを使用した場合、その

文書は米国同様情報公開等の対象となるのか。わが国の代表である内閣総理大臣の行動は、その全てが「公」とも考えられる。そこで尋ねるが、麻生総理の「着メロ」は「君が代」か。そうでない場合の「着メロ」は何か。

七 閣議に臨む総理をはじめとする各閣僚は、閣議室に携帯を持ち込むのか。閣議中、着信があった場合、どうしているのか。どのようなルールになっているか、明らかにされたい。

平成二十一年五月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加賀谷健君提出危機管理の観点からの麻生総理大臣の携帯電話に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加賀谷健君提出危機管理の観点からの麻生総理大臣の携帯電話に関する質問に対する答弁書

一 について
政府としては、外国等による情報収集活動が絶え間なく行われているという現実を踏まえ、「カウンターステリジエンス機能の強化に関する基本方針」(平成十九年八月九日カウンターステリジエンス推進会議決定)に基づき、通信手段についても、情報漏えいを防止するための然るべき対応を行っている。

二から七までについては、総理大臣官邸における携帯電話の通信状況並びに内閣総理大臣等の通信手段及びこれに関する情報漏えい対策等を明

らかにすることにより、内閣総理大臣等の情報の保全等に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

アイヌ民族の歴史・言語等施策の拡充に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月十五日

紙 智子

参議院議長 江田 五月殿

アイヌ民族の歴史・言語等施策の拡充に関する質問主意書

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会(以下、「有識者懇談会」という。)は、北海道や東京でのアイヌ民族からの意見聴取も行いながら、今夏のとりまとめに向けて議論を重ねている。報道では、アイヌ政策を継続的に審議する常設機関設置の必要性について報告書に盛り込む方向が伝えられており、今後もアイヌ民族・関係者の要望を一つでも多く取り入れることが期待される。有識者懇談会の議論によってアイヌ民族政策が大きな前進を示すことを促進する立場から、主として歴史・言語分野の政府の認識について、以下、質問する。

一 学校教育での位置づけの拡充について
アイヌ民族の大きな要望の一つは、民族の歴史、文化等についてもっと幅広い国民に知ってほしいというものである。明治政府による北海道への移民政策がアイヌの居住地を奪い、強制同化政策を推進してきたという歴史的事実をふ

まえ、まず学校教育の段階から全国民への教育内容を拡充していく必要がある。

1 学習指導要領の現状は、小・中・高等学校のうち中学校社会科のみであり、その言及も鎖国下の対外関係の一部として「北方との交易をしていたアイヌについて取り扱う」旨の記載にとどまっている。実際の教科書では小学校社会科や中学歴史・公民分野・高等学校日本史・現代社会・政治経済などに記述があるが、教科書ごとの記載の差が大きい。

第四回有識者懇談会では山内昌之委員（東京大学教授）、佐々木利和委員（人間文化研究機構国立民族学博物館教授）らが先住民をめぐる歴史の新しい見方を提示されている。こうした見解もふまえ、今後、明治以降の近現代の和人との関わり、アイヌ民族の民族的自覚など、学習指導要領の社会科分野の記述を拡充すべきではないか。

2 アイヌ民族については、日本語とはまったく異なる体系をもつ言語と口承伝承、北の大地の厳しい自然の中で築き上げてきた独自の文化など、わが国が包摂する文化の多様性を示すきわめて重要な要素がたくさんあることから、社会科のみならず、国語、音楽、美術など幅広い科目で学習指導要領にアイヌ民族に関する記述を盛り込むべきではないか。

3 アイヌ文化振興・研究推進機構作成による小中学生向けのアイヌ民族の歴史副読本は、北海道内では小四と中二に一人一冊ずつ配布されているほか、全国の小中学校に各一冊配布されている。こうした副読本とともに、教員の自主的研究にもとづく教材・授業づくり、多様な授業例の募集など幅広い学習教育

活動を保障すべきではないか。

4 これまでの札幌市「教育課程編成の手引」では小四の二学期であったアイヌの学習が、新学習指導要領の「移行措置」に向けての手引では、小四の一月後半からとなっている。三学期の雪に閉ざされた大地では、自然の植物を配置した札幌市アイヌ文化交流センターの効果的な活用が困難となり、また冬場の天候、交通渋滞から児童の移動に時間がとられ十分な見学時間がとれないことも予想される。これではアイヌの学習が後退しかねないと懸念の声があがっているが、こうした札幌市のようなアイヌ文化を学ぶ時期の変更は、文部科学省や北海道教育委員会の指導によるものなのか。地域の実情に応じた教育課程の編成がもめられるのではないか。

5 自然とともに生きてきたというアイヌの歴史や文化に、春夏秋冬を通じて触れられる機会をつくり、アイヌ文化振興・研究推進機構の副読本を実際に学びやすくなるためにも、アイヌ博物館や関係施設への入館料補助、学校教育でのバス使用への補助、学校へのアイヌ文化伝承者派遣事業などの予算増額ときめ細かな措置がもたられている。

アイヌ文化の教育にたずさわっている現場の教員からのこうした多様な要望を把握すべきではないか。

6 「外国語活動」の時間を活用したアイヌ語教育も選択肢の一つとすることを検討すべきではないか。

二 アイヌ民族学及びアイヌ語の学習・教育研究のための環境整備について

学校教育でアイヌ民族に関する質の高い授業

を行うとともに、アイヌ民族・言語に関する多方面からの研究を進展させ、研究者を養成していくためにも、大学・研究機関での教育研究体制の整備が不可欠である。

第五回有識者懇談会で千葉大学教授の中川裕氏は、アイヌ語教育環境整備の要件として、「学習を永続的に続けることができるような環境作り」「教育者への教育」などいくつもの重要な提起をされている。過去にアイヌ語を奪ってきた歴史をもつ事実を照らし、こうした第一線の研究者の積極的な提起を生かすため、現場の教員が授業研究のために大学・研究機関と連携できる環境整備、さらに幅広いアイヌ語学習を可能とする環境づくりに着手する必要がある。

1 大学・講座・博物館等におけるアイヌ研究の現状について

大学でのアイヌ研究の一つの拠点としては、北海道大学アイヌ・先住民研究センターがあるが、全国の各大学・研究機関・博物館におけるアイヌ民族・歴史・言語の研究体制の現状はどうなっているか把握しているか。把握していないのであれば、全容を把握する必要があるのではないか。

また、前述の北海道大学アイヌ・先住民研究センターは五年間の時限的な組織であるが、学校教育との接続をはかる研究組織として機能させていくためにも、期間限定ではなく常設のセンターとすべきと考える。アイヌ研究組織の実態をどう把握しているか。

2 教育学部における位置づけの重要性について

報道では北海道教育大学が二〇〇四年度から一般教養でアイヌ語の単位を設定したほ

か、教育学部では北海道大学、千葉大学、早稲田大学などがアイヌ語・アイヌ研究の授業を設定している。教育学部におけるアイヌ語・アイヌ研究の現状についても特に把握する必要があるのではないか。また、アイヌの授業例の収集・研究がもめられるのではないか。

3 現職教員の研修制度を利用したアイヌ語、アイヌの歴史・文化の研修について

現在、現職教員の力量を高めるために在職のまま一定期間（最長二年間）研修する制度があるが、この制度を活用してアイヌの言語・歴史等に関する研修を行っている大学があるか把握しているか。また今後、こうした研修を新設する必要があると考えるが、政府の認識を示されたい。

夜間の大学院、教職大学院でもアイヌについての講義を開講すべきと考えるが、実態はどうか。実態を把握していないのであれば、把握する必要があるのではないか。

4 現行のアイヌ民族のためのアイヌ語講座の拡充について

現在、アイヌ文化振興・研究推進機構のアイヌ語指導者養成事業は二年で一コース修了で、一度受講した人は再度受講できないシステムになっている。すでに受講を修了した生徒から、修了者のためのコース新設や習ったことを使う場を設定してほしいという要望が出されている。政府は、同機構がこれらの要望を検討するよう対応すべきではないか。

また、放送大学での開講も望ましいと考え、政府の認識を示されたい。

右質問する。

平成二十一年五月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員紙智子君提出アイヌ民族の歴史・言語等施策の拡充に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紙智子君提出アイヌ民族の歴史・言語等施策の拡充に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

学習指導要領については、これまでおおむね十年ごとに見直され、昨年三月に小学校学習指導要領(平成二十一年文部科学省告示第二十七号)及び中学校学習指導要領(平成二十一年文部科学省告示第二十八号)、本年三月に高等学校学習指導要領(平成二十一年文部科学省告示第三十四号)等を公示したところであり、今回の改訂時期は未定であるが、社会の変化、児童生徒の状況等を踏まえつつ、将来的に中央教育審議会において、御指摘の点を含めた幅広い観点から、専門的な審議が行われるものと考えている。

一の3について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、小学校、中学校、高等学校等における各教科の授業においては、学習指導要領に基づき、文部科学大臣の検定を経た教科用図書等を使用した上で、多様な教育活動を行うことが可能である。また、教員による教材や授業に関する研究等についても、幅広い活動を行うことが可能である。

一の4について

御指摘の札幌市の公立小学校における「アイヌ文化を学ぶ時期の変更」は、文部科学省の指

導によるものではなく、また、北海道教育委員会の指導によるものでもないと承知している。

また、学習指導要領においては、各学校において地域の実情等に応じた教育課程を編成することとしている。

一の5について

文部科学省としては、アイヌ文化の教育に携わっている教員からの要望については、今後、教育委員会等を通じて、把握してまいりたいと考えている。

一の6について

小学校学習指導要領においては、「外国語活動」について、英語を取り扱うことを原則としている。

二の1について

全国の大学、研究機関及び博物館におけるアイヌ民族に関する研究については、御指摘の北海道大学アイヌ・先住民研究センターをはじめ、北海道立アイヌ民族文化研究センター、財団法人アイヌ民族博物館等の様々な機関で取組が行われているものと認識しているが、その内容については、必ずしも把握されていないため、平成二十一年度予算に計上された「アイヌ文化に関する研究の推進・連携等体制構築の検討」に要する経費も活用しつつ、適切な実態把握に努めてまいりたい。

二の2について

文部科学省においては、毎年度、大学における教育内容等について定期的な調査を実施しているところであり、個別の調査項目については、御指摘の「アイヌ語・アイヌ研究」等に関するものも含め、その必要性等を検討してまいりたい。

二の3について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、文部科学省としては、公立学校の教員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の二の規定に基づく任命権者の承認又は教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条の規定に基づく任命権者の許可を得た場合等には、大学等に在学してアイヌ民族に関する講義を受講することも可能であると考えている。各教員が受講している講義の内容については、把握していない。

また、教職大学院においてはアイヌ民族についての講義は行われておらず、夜間の大学院においてアイヌ民族についての講義が行われているか否かについては把握していない。それぞれの大学院における講義内容の実態把握については、今後ともその必要性等を検討してまいりたいと考えている。

二の4について

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が行っているアイヌ語指導者育成事業に対する要望については、まずは同機構においてアイヌ民族関係者の意見を踏まえ検討すべきものと考えている。

また、放送大学におけるアイヌ語に係る授業科目の開設についても、同大学において判断されるべきものと認識している。

診療報酬オンライン請求の義務化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月十八日

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員 松野 信夫

診療報酬オンライン請求の義務化に関する質問主意書

厚生労働大臣による二〇〇六年四月十日付「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」(平成十八年厚生労働省令第百十一号)により、二〇〇八年四月から段階的に、二〇一一年四月からは原則的に全ての医療機関は診療報酬をオンライン請求することが義務化されることになった。政府はITによる医療の構造改革を行うとして、診療報酬オンライン請求の義務化を医師会関係者の反対にもかかわらず強引に進めようとしている。

確かにIT活用の有用性は一概には否定できない。しかし、医療機関での受診内容や健診データなど、国民の個人情報を生産にわたって国家管理し、それをもとに疾病別の医療標準化を推し進め、結果、医療費抑制と医師及び歯科医師の診療行為の抑制につながるおそれもあり、拙速な導入は医療現場に混乱すら招きかねない。

そこで、以下のとおり質問する。

一 政府は、個人開業医の開業する診療所の場合、診療報酬オンライン請求義務化によって、平均どの程度の負担増になると考えているか。一定の負担増が予測される場合、負担軽減のためどのような施策を行う予定があるか。

二 政府は、診療報酬オンライン請求義務化に対応できない医師及び歯科医師はそれぞれの程度存在すると考えているか。また診療報酬オンライン請求義務化に対応できないため廃業を余儀なくされる医師及び歯科医師はそれぞれの

程度存在すると考えているか。

三 近時、地域医療の崩壊や医師不足が問題視されている状況下で、診療報酬オンライン請求義務化を強行すれば、状況はますます悪化、深刻化すると思われるが、政府にはこうした認識があるか。認識があるとすれば、どのように対処する予定か。

四 診療報酬オンライン請求義務化は、医師及び歯科医師の診療報酬請求方式を大きく変更するもので、単なる手続的変更ではなく、医師及び歯科医師に新たに多大な義務ないし負担を設ける制度である。このように新たに多大な義務を課す場合には、省令ではなく法改正に基づくべきと考えるが、政府にはこうした認識があるか。それとも今回の義務化は新たに多大な義務を課したのではないから法改正までの必要性はないという解釈であるか。

五 政府は、診療報酬オンライン請求が義務化された後に、医療機関が従来どおり書面もしくはフロッピーディスク等電子媒体を提出して診療報酬の請求を行ったとしても、請求には応じないで良いという考えか。あるいは、この場合も診療報酬請求権の行使に該当し、請求に応じた支払いがなされない場合には相当期間経過後に遅延損害金が発生するという解釈で良いか。

右質問する。

平成二十一年五月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出診療報酬オンライン請求の義務化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出診療報酬オンライン請求の義務化に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの負担増の程度については、診療所におけるレセプトコンピュータの導入状況等を把握していないため、お答えすることは困難である。なお、お尋ねのような診療所の場合には、例えば、レセプトコンピュータの性能等にもよるが、その購入に一台百万円から三百万円程度、ネットワーク回線の敷設に数千円から三万円程度の経費等が必要になると承知している。

保険医療機関及び保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)に対しては、これまでにも、レセプトコンピュータの導入等を行っている場合の診療報酬の加算、レセプトコンピュータの購入等に対する税制上の優遇措置や低利融資などを行っているところであるが、さらに、平成二十一年度第一次補正予算において、電子情報処理組織の使用による診療報酬等の請求(以下「オンライン請求」という。)を自ら行う保険医療機関等がそのために必要な設備投資を行う場合の支援等に係る経費を計上しているところである。

二について

自らオンライン請求を行うことが当面困難な保険医療機関等については、事務代行者がこれを行うことができることとしており、御指摘のような医師等の割合は多くないと考えている。

三について

自らオンライン請求を行うことが当面困難な保険医療機関等については、事務代行者がこれを行うことができることとしており、さらに、「地域医療の崩壊を招くことのないよう、

自らオンライン請求することが当面困難な医療機関等に対して配慮する。」と明記した「規制改革推進のための三か年計画(再改定)」(平成二十一年三月三十一日閣議決定)も踏まえ、平成二十一年度第一次補正予算において、オンライン請求を自ら行う保険医療機関等がそのために必要な設備投資を行う場合の支援等に係る経費を計上しているところである。

四について

オンライン請求の導入については、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号。以下「請求省令」という。)において、療養の給付に関する費用の請求に関する手続の一態様として定めたものであるが、これは、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第六項の規定に基づく委任の範囲を超えるものではなく、法改正の必要はない。

五について

健康保険法上、保険医療機関等は、療養の給付等に係る診療報酬等の請求を行う場合には、請求省令で定める手続に従って行うこととされており、これ以外の手続で請求を行った場合、診療報酬等の支払は行われない。

インターネットエンジン設置等に関する質問主意書の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月十八日

参議院議長 江田 五月殿 松野 信夫

インターネットエンジン設置等に関する質問主意書

有明海沿岸道路は、福岡県大牟田市を起点として佐賀県鹿島市に至る計画の地域高規格道路(自動車専用道路)であるが、インターネットエンジン設置に関して国と地方自治体との費用負担のあり方等について問題があるので、以下のとおり質問する。

一 インターチェンジの設置に関して、地方自治体単位における箇所数の原則はあるか。仮に、一地方自治体におけるインターネットエンジン設置数の原則はないとすれば、合理的な判断において必要性が認められれば三箇所でも四箇所でも設置可能と理解して良いか。

二 インターチェンジの設置費用は、原則として、自動車専用道路を設置する国が負担するという理解で良いか。

三 有明海沿岸道路における健老インターチェンジは、当初計画には予定されていなかったが、大牟田市が健老町地区において進めている大牟田エコタウン事業への企業誘致促進等のため、二〇〇六年に大牟田市が国にインターネットエンジン設置を要望し、設置が追加承認されたと理解して良いか。

四 大牟田市の要望によって健老インターチェンジが新設されることになったことから、同インターチェンジにかかる費用は同市の負担になったと理解して良いか。

五 前項のように、当初計画に予定されなかったインターネットエンジンを設置する場合には、その費用は設置を要望した市町村が負担すると理解して良いか。かかる場合であっても、国が負担することがあり得るか。あり得るとすれば、どの

ような要件を充足する場合、国負担となるか。

六 大牟田市が推進した健老インターチェンジ整備事業は、当初事業費は四億円であったところ、結果的には二億八千二百七十五万円余で済んだと理解しているが、そのとおりか。そうであるとする、事業費が減額できた理由は何か。その余の費用は国直轄事業として国が負担したため、同市の負担が軽減されたと理解して良いか。その場合、同インターチェンジ整備事業に関して、国直轄事業として国が負担した部分はどの範囲でいくらであったか、明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年五月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出インターチェンジ設置等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出インターチェンジ設置等に関する質問に対する答弁書

一について

自動車専用道路等のインターチェンジの設置については、各自動車専用道路等の整備主体において、社会的経済的効果等を考慮するとともに、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)に基づく都市計画その他の当該地域の開発等に関する計画及び当該地域における交通の状況等を踏まえ、適切な位置を選定するものであり、「地方自治体単位における箇所数」は、個別の状況に応じ判断されるものである。

二及び五について

国が整備する自動車専用道路等におけるインターチェンジの設置に係る費用は、国が当該自動車専用道路等に関する都市計画等を踏まえ策定する当該自動車専用道路等の整備事業に関する計画(以下単に「事業計画」という。)において、事業計画の策定当初からその設置について定めていたインターチェンジについては、基本的に国及び都道府県が負担することとしているが、当該事業計画策定後に地域の活性化等を目的とする地方公共団体等からの要望を踏まえ設置することとしたインターチェンジについては、当該自動車専用道路等に接続する道路以下「接続道路」という。)の整備に係る費用の負担区分は、当該接続道路の整備事業者である地方公共団体等と国が、個別の状況に応じ協議の上定めている。

三、四及び六について

有明海沿岸道路の健老インターチェンジ(以下「健老インターチェンジ」という。)については、平成十年十月二十三日に福岡県が策定した有明海沿岸道路のうち福岡県大牟田市新港町から福岡県三池郡高田町大字徳島(現福岡県みやま市高田町)間に関する都市計画には記載されていないものであり、国土交通省九州地方整備局(以下「九州地方整備局」という。)においては、当該都市計画等を踏まえ有明海沿岸道路の事業計画を策定していたところ、平成十七年に大牟田市から九州地方整備局に対して、大牟田エコタウンへの企業誘致や市街地における沿道環境の改善等の観点から、健老インターチェンジの設置の要望があり、平成十九年に、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の

五第一項に基づく大牟田市による九州地方整備局との協議を経て、その設置を決定したものである。

また、当該協議を踏まえ、大牟田市及び九州地方整備局それぞれが整備する範囲についても決定し、健老インターチェンジの接続道路の整備は大牟田市が行うこととなったものであり、当該接続道路の整備に係る費用については、大牟田市が支出を行ったものと承知しているが、その詳細は承知していない。

なお、有明海沿岸道路整備事業の事業者である国は、健老インターチェンジの設置に伴い有明海沿岸道路の本線部分において必要となる道路標識等の道路の附属物等の整備を行ったが、本線部分のその他の整備と一体的に行ったため、健老インターチェンジの設置に関して、国が支出した道路の附属物等の整備に係る費用のみを特定してお答えすることは困難である。

与党提出「水俣病の被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」と汚染者負担原則に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年五月十八日

参議院議長 江田 五月殿

松野 信夫

与党提出「水俣病の被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」と汚染者負担原則に関する質問主意書
我が国では、公害問題の発生を契機として、汚

染環境の修復費用や公害被害者の補償費用は汚染者が負担することを基本とする考え方が一般的であるが、この原則をどこまで遵守するか、射程範囲はどの程度か等は必ずしも明確ではない。

現在、自民党及び公明党は「水俣病の被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」(以下、「与党法案」という。)を衆議院に提出している。この法案は、①水俣病未認定患者の救済、②汚染者である加害企業チッソ株式会社以下、「チッソ」という。)の分社化、③公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)における水俣病の地域指定解除の三つをセットとするものである。その結果、法案提出者は三年以内を目途とするとしている期限の後には、既に公健法による認定を受けた水俣病患者へは認定患者とチッソとの間で締結された補償協定に基づいた補償を支給するが、新たに名乗り出た被害者の認定申請や救済等は受け付けない、行わないというものである。

そこで、以下のとおり質問する。

一 汚染者負担の原則とは、政府が本年四月二十四日付「汚染者負担原則に関する質問に対する答弁書」(内閣参質一七一第一三七号)で述べているように、一九七六(昭和五十一年)三月十日に中央公害対策審議会(当時)から答申された「公害に関する費用負担の今後のあり方について」において示された、汚染防除費用のほか、環境復元費用や被害救済費用も汚染者に負担させる原則ではないか。

そうだとすれば、汚染者である加害者が被害者への補償をはじめ前記費用負担の責任を完全に果たすことが確認される前に、加害者である法人を消滅させることを容認する法案ないしは

スキームを制定することは、汚染者負担の原則を逸脱することにはならないか。加害企業を、保証責任を全うする以前に法律を定めて消滅させることは、少なくとも汚染者負担原則からして望ましくないという理解でよいか。政府の見解を求める。

二 与党法案には、汚染者が負担すべき環境復元費用等について規定する条文はないが、政府は、チッソ水俣病問題においては環境復元は既になされていると認識していると理解してよいか。

チッソが排出した高濃度なメチル水銀を含有する水俣湾の汚泥、ヘドロの浚渫・埋立処理は、一九七七(昭和五十二年)から一九九〇(平成二年)まで水俣湾公害防止事業として実施された。それは総水銀濃度二五ppmを上回る汚泥を、鋼矢板セル製の護岸で取り囲んだ埋立地の中に、水銀を含む汚泥の上に合成繊維の被覆シート、格子状のロープ、上置土のシラスと被覆土である山土を順番に重ねただけの簡単な構造で土中に封じ込めたにすぎない。当初より、鋼矢板の海水による腐食、それによるヘドロの水俣湾内への流失と水銀による汚染が心配されており、鉄板である鋼矢板の耐用年数が五十年と言われていたことから、当然に近い将来、改修ないし補修工事の必要が見込まれる。政府はその際の費用は誰が負担すべきであると考えているのか。

三 汚染者負担原則とは、例えば被害者への補償について、最初から加害者自らが支払うことではないとこの原則を充足しないという理解であるか。それとも水俣病問題においては、最高裁判決で被害発生ではないが被害拡大の責任が認め

められた、いわば責任の一部が認められた国等がいったん被害者へ補償した上で、その後、加害者に対して求償することで負担させることもこの原則を充足するのではないか。

右質問する。

平成二十一年五月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出与党提出「水俣病の被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」と汚染者負担原則に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出与党提出「水俣病の被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」と汚染者負担原則に関する質問に対する答弁書

一について

汚染者である法人が、被害者への補償を始め、汚染防除費用、環境復元費用及び被害救済費用を負担する責任を果たした場合に、当該法人が解散することを容認する法案又はスキームは、汚染者負担の原則を逸脱するものではないと考える。

二について

お尋ねのチッソ水俣病問題における環境復元については、御指摘の「水俣湾公害防止事業」において、「底質の処理・処分等に関する暫定指針について」(昭和四十九年五月三十日付け環境管第百十三号環境庁水質保全局長通知)及び「底質の暫定除去基準について」(昭和五十年十月二十八日付け環境管第百十九号環境庁水質保全局

長通知)に基づき適切な処置がなされ、現在では、水俣湾の水質及び底質ともに環境保全上問題のない状態に維持されていると承知している。

水俣湾埋立護岸の改修又は補修工事が必要となつた場合には、その時点において当該工事に係る費用負担についての検討がなされるものと考ええる。公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の適用についても、その時点での状況に照らし合わせて適切に判断がなされるものと考ええる。

三について

汚染者負担の原則は、汚染者が被害者への補償などに係る必要な費用を負担するというものであり、最終的に汚染者が必要な費用を負担するのであれば、汚染者が被害者に対して直接に費用を支払うことまでは必ずしも求められていないと考える。したがって、お尋ねのような国等が被害者へ補償を行った後に汚染者に補償に係る費用を求償するとの仕組みについては、汚染者から国等への支払が事後となることから、当該支払が確実に担保される仕組みが必要であると考える。

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体 二二〇円	本号一部 二二〇円